別冊歴史読本

戦国おもしろ裁判

関ヶ原合戦

●関ヶ原地方裁判所の被告人●

小早川秀秋
島左近
直江兼続
宇喜多秀家
井伊直政
小西行長
大谷吉継
真田昌幸
毛利秀元
黒田長政
九鬼嘉隆
安国寺恵瓊

●尾張高等裁判所の被告人●

島津義弘
上杉景勝
毛利輝元
豊臣秀頼
北政所

●江戸最高裁判所の被告人●

石田三成
徳川家康

新人物往来社

別冊歴史読本

戦国おもしろ裁判

関ヶ原合戦

●関ヶ原地方裁判所の被告人●
小早川秀秋
島左近
直江兼続
宇喜多秀家
井伊直政
小西行長
大谷吉継
真田昌幸
毛利秀元
黒田長政
九鬼嘉隆
安国寺恵瓊

●尾張高等裁判所の被告人●
島津義弘
上杉景勝
毛利輝元
豊臣秀頼
北政所

●江戸最高裁判所の被告人●
石田三成
徳川家康

新人物往来社

別冊歴史読本 戦国おもしろ裁判 関ヶ原合戦
新人物往来社

別冊 歴史読本51
一九九八年二月二十六日発行 第二十三巻九号

新人物往来社

定価：本体1600円＋税
雑誌69647-51 Printed in Japan

ISBN4-404-02585-8
C9421 ¥1600E

9784404025852
1929421016003

別冊歴史読本

戦国おもしろ裁判

関ヶ原合戦

宮部みゆき

天狗風

霊験お初捕物控〈二〉

待望の長篇時代ミステリー
大好評増刷出来！

嫁入り前の若い娘が次々と神隠しに……。
忽然と姿を消した娘たちの謎を追う
お初と右京之介——。
『震える岩』につづく〝霊験お初捕物控〟第二弾！

四六判四八〇ページ●本体一、八〇〇円＋税

好評既刊！
宮部みゆき
震える岩
霊験お初捕物控〈一〉●本体一、四五六円＋税

新人物往来社
電話〈03〉3212・3931(代)
振替00160〈5〉151643

●目次●

関ヶ原地方裁判所

小早川 秀秋

6 主家裏切り罪および契約不履行罪
書記官●山野 中

島 左近

14 徳川家康暗殺未遂容疑
書記官●原 遙平

直江 兼続
手配中
22 家康挟撃容疑
書記官●麻倉 一矢

宇喜多 秀家

30 公金横領容疑
書記官●風野 真知雄

井伊 直政

38 先陣抜け駆け容疑
書記官●原 遙平

小西 行長

46 騒乱容疑
書記官●麻倉 一矢

大谷 吉継

54 国家反逆共謀罪
書記官●司 悠司

真田 昌幸

62 二股膏薬罪／上洛妨害罪
書記官●山野 中

毛利 秀元

70 合戦傍観罪
書記官●山野 中

黒田 長政

76 騒乱容疑
書記官●原 遙平

九鬼 嘉隆・守隆

84 スパイ容疑
書記官●風野 真知雄

安国寺 恵瓊

90 騒乱教唆容疑
書記官●麻倉 一矢

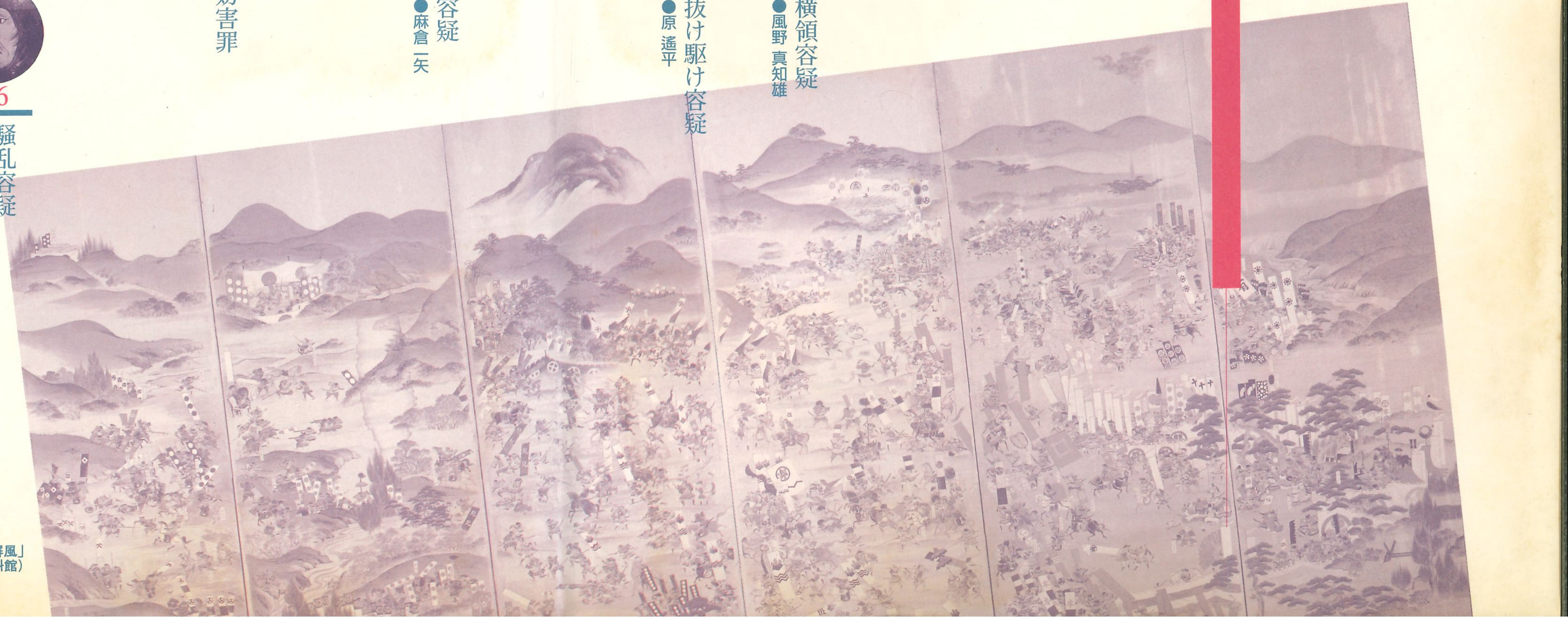

「関ヶ原合戦図屏風」
(関ヶ原町歴史民俗資料館)

関ケ原地方裁判所

被告人 ■ 小早川 秀秋
島 左近
直江 兼続
宇喜多 秀家
井伊 直政
小西 行長
大谷 吉継
真田 昌幸
毛利 秀元
黒田 長政
九鬼 嘉隆・守隆
安国寺 恵瓊

尾張高等裁判所

島津 義弘

100 敵前逃亡罪および契約不履行罪 書記官●司 悠司

上杉 景勝
手配中
108 徳川家康挟撃容疑 書記官●風野 真知雄

毛利 輝元

114 国家反逆罪 書記官●原 遙平

豊臣 秀頼

122 戦争教唆罪 書記官●山野 中

北政所

128 謀反教唆容疑 書記官●司 悠司

江戸最高裁判所

石田 三成

138 国家反逆罪 書記官●麻倉 一矢

徳川 家康

150 大量殺人罪容疑 書記官●司 悠司

被告事件名

主家裏切り罪および契約不履行罪

書記官●山野 中（歴史ライター）

■被告人の横顔■

小早川 秀秋

北政所の甥。関ヶ原に参陣するも、裏切り者との汚名を着せられる。

◆本件の出席者◆

被告人	小早川秀秋
検察官	石田三成
裁判長	本多正信
弁護人	稲葉正成
検察側証人	大谷吉勝（吉継嫡子）
弁護側証人	北政所

起訴状朗読

石田 三成

豊家の血縁にありながら、合戦当日に寝返り、大谷軍の壊滅、しいては西軍を敗戦におとしいれたA級戦犯なり

——被告人小早川秀秋（19歳）は、豊臣秀吉公の正妻おね（北政所）様の甥にあたり、秀吉公の養子となるなど、豊臣家に多大の恩顧を受けていました。

わたしをはじめ西軍の主だった者は、当然、被告人が西軍につくものと考えていましたし、決戦当日の早朝、被告人の重臣平岡勝頼はわたしに対して、狼煙を合図に東軍の側背を衝くことを約束しています。

にもかかわらず、実際には、被告人は東軍に寝返りました。その結果、大谷吉継軍は壊滅、戦況は東軍に有利に働き、西軍は敗北を喫したのです。豊家の血縁にありながら、その恩顧を忘れ、かつ加勢の約束を破り、西軍を敗戦に導いた被告人の罪は、人道上も許されざるA級戦犯。

この憎んでも憎みきれない裏切り者に、主家裏切り罪・契約不履行罪にもとづく厳罰をのぞみます。

■検察官の横顔■

石田 三成

豊家命の五奉行の一人。東軍の悪事を裁判で暴こうと孤軍奮闘する。

■裁判長の横顔■

本多 正信

徳川家康の吏僚派謀臣。関ヶ原の筋書きは彼の手になると噂される。

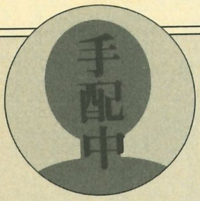

■弁護人の横顔■

稲葉 正成

被告人の重臣。子供が家康の近臣で、何か企んでいる様子が窺える。

意見陳述

小早川 秀秋

陣中にいてもどちらにも加勢することもできず、戸惑うばかり。東軍の発砲で思わず山を下りたというのが真実なのです

——わたしの出自は起訴状にあるとおりで相違ありません。しかし、裏切り者呼ばわりされるのは、辛うございます。たしかに、わたしは秀吉公の恩寵を受けましたが、淀殿に秀頼公が生まれてからは養父の愛も薄らぎ、追い出されたも同然に小早川家に入りました。

文禄3年（1594）、13歳のときです。しかも、秀吉公の冷遇は激しさを増していき、慶長の役後には、朝鮮での軽挙を咎められて筑前・筑後の所領は没収、越前に左遷されたほどです。ですから主家といわれましても……。

わたしの前途は真っ暗でした。そんなわたしの苦境を救ってくれたのが徳川家康公で、秀吉公の没後、旧領に復すことができたのです。たしかに豊家にも恩義がありますが、家康公のご尽力にも報いねばならない思いでいっぱいでした。ですから、関ヶ原決戦に際して松尾山に陣取ったものの、双方から加勢の要請を受けまして、わたしはただただ惑うばかりでした。

戦闘が始まってもうわの空でした。そのとき、東軍からの銃撃を受けて動揺し、思わず山を下ってしまったのです。運悪くそこには大谷吉継軍がおり、そして裏切るつもりなどないままに、戦闘が始まってしまったのです。結果として西軍は敗れてしまいましたが、わたしに寝返り、ましてや主家裏切りの意識はなく、また加勢の約束もわたしの指示によるものではなく、責任はないものと思います。

冒頭陳述

稲葉 正成

東西両軍から加勢の要請を受けていたのは事実。戦国武将として面目ないが、心優しきゆえ決断できなかったのが真相なり

——被告人が東軍に寝返ったというのは、はっきり申し上げていいがかりです。また、そのような証拠もないままに裏切り者呼ばわりすることは、被告人の名誉を著しく毀損するものであると最初に申し述べておきます。

さて、被告人が東西の両軍から加勢の

現場写真／三成が見ていた松尾山（中央）

要請を受けていたことは事実であります。東軍からは本多忠勝・井伊直政連署の誓書を、西軍からは石田三成・小西行長・長束(なつか)正家・大谷吉継・安国寺恵瓊(えけい)の5名連署の誓書を、決戦前日の9月14日に受け取っております。しかし、被告人がそれらに対して明確な返事をいたしたわけではありません。

それは、豊家を主家と頼む思いが薄れていたとはいえ恩義を忘れたわけではない一方、家康公にも新たな恩義を感じていたからです。どちらの側につくか旗幟(きし)を鮮明にすることができず、情況が切迫するにつれて焦り苛立ち、ここ数日は眠れぬほどに悩み、決戦当日の被告人の衰弱ぶりはその極みにありました。重臣として参陣しておりましたわたしの目にも、被告人の意識が朦朧(もうろう)としているさまは痛々しいほどに映りました。

二心がある、と被告人は周囲からは見られていたようですが、その実はただ決心できないでいるだけだったのです。戦国武将としてはたしかに不面目なものがあります。しかし、それは、この殺伐とした戦国の世にあって、かえって心やさしさを浮き立たせるものであって、人道にもとっているものではけっしてありません。百歩譲って、裏切りであったとしても、それこそ戦国の世のならいではありませんか。

ともかく、当日の被告人は、正常な判断ができる精神状態にありませんでした。そこに東軍から銃弾が打ち込まれたのです。被告人は衝撃を受け、思わず突撃を命じてしまったのです。小早川の軍勢も突然の命令に慌てふためき、ひたすら山を駆け下りていきました。そこに大谷吉継軍がいたわけで、大谷軍はあらかじめ裏切りを予想していたのか、小早川軍に向かってきました。その結果、両軍の間に戦闘が起こったのです。ですから、被告人には裏切りの意識がないばかりか、突撃命令ですら無意識に口ばしったにすぎず、なんらかの意図をもって下したわけではありません。

さらに、起訴状にありました狼煙を合図に東軍を襲う云々の約束は、検察官石田三成氏と会見した小早川家重臣の平岡勝頼がたしかにいたしております。しかし、これとても、被告人の指示を仰いでの約束ではありませんし、そもそも石田氏の脅迫に近い態度に怯(ひる)んだ平岡がやむなく首をタテに振ったというのが実状です。知らぬところでなされた約束について、被告人が責を問われる必要はありません。証拠があるなら別ですが。

現場写真／東軍が見上げていた松尾山

したがいまして、被告人に対して主家裏切り罪・契約不履行罪を適用するのは不適当です。それどころか、被告人は無実であります。

検察側証人　手配中　大谷　吉勝

東軍の発砲は寝返りの合図。うわの空どころか、指揮統制のとれた攻撃でしたぞ

――大谷吉継の嫡子で吉勝と申します。父の自刃を聞いて再起を計るべく越前へ逃れようと思いましたが、裁判が開かれると聞いて、証人として立つ決意をいたしました。証言に嘘偽りはないことを宣誓いたします。

被告人が裏切りの意思をもっていなかったとは、とても考えられません。あの日、正午をやや過ぎたころ、東軍が松尾山に陣する小早川軍に向けて銃弾を発砲

手配中

■検察側証人の横顔■

大谷 吉勝

小早川軍の攻撃を受けて自刃した大谷吉継の子。父の無念を晴らす覚悟。

現場写真／小早川秀秋が去就を迷っていた松尾山山頂

するや、それまで動かなかった小早川軍1万6000が、ただちに山を駆け下りてきたのです。まず先鋒の鉄砲隊600がわが軍に撃ちかけてきました。それは指揮統制のとれた攻撃で、指揮官がうわの空で行なった無計画な攻撃では絶対にありません。間違いなく大谷軍めがけて突撃してきたのです。

東軍の銃砲は寝返りの合図に相違なく、小早川軍がわが軍に突入するや、東軍の鬨の声が聞こえ、さらにわが軍が小早川軍を押し返すとまもなく、大谷軍配下の脇坂・朽木・小川・赤座の4隊が矛先を転じて、わが軍に襲いかかってきました。すべて筋書きが仕組まれていたにちがいありません。ですから、被告人に寝返りの意思があったことは明白です。

わが軍は、いえ父吉継は、被告人の寝返りを予想しておりました。ですから、万が一に備えて指示しておいた精鋭600が小早川軍にただちに応戦し、これを退けたのでしたが、脇坂・朽木・小川・赤座4隊の裏切りまでは考えておりませんでした。奮戦むなしく三成殿の情誼に殉じた父吉継の無念は、被告人にたとえ厳罰が下されたとしても晴れることはなく、きっと被告人に祟ることによってのみ晴れることでありましょう。

証拠写真／松尾山から駆けおりる小早川秀秋

■弁護側証人の横顔■

北政所

豊臣秀吉の正妻。淀殿と対立し、家康と誼を通じているとの噂がある。

弁護側証人 北政所

秀吉は被告人を後継者と可愛がっておりましたが、淀殿に秀頼が生まれるや態度が急変、淀殿さえ現われなければ……

――被告人はわたしの兄・木下家定の子で、子供に恵まれなかったわたしたち夫婦が養子にもらい受けました。夫秀吉は、一時は被告人を後継者に考えるほどに可愛がっておりましたが、淀殿に秀頼が生まれるや、態度が急変していったのです。甥に対する夫の仕打ちは、わたしから見ても、酷いものに見えました。

わたしたち夫婦は、被告人を戦国武将として一人前に育てあげることができませんでした。決戦の場にあって旗色を決することができなかったと弁護人の冒頭陳述にありましたが、それはわたしたち夫婦が被告人を疑心暗鬼にとらわれる境遇に追い込んでしまったゆえと深く反省いたしております。

しかし、淀殿さえ現われなかったならば……。いえ、それは申しますまい。豊家に対する恩顧とひと口にいいましても、被告人には叔母をとるか淀殿をとるかという近親ならではの悩みもあったことと思います。ですから、主家といいましても豊家に対し複雑な思いがあったでしょう。また叔母であり養母でもあるわたしの口からいうのも情けないことですが、寝返りを決断できるほどの器量を被告人は持ち合わせてもおりません。

恥を忍んで申し上げるなら、夫は性根が卑しいせいか、女遊びに狂っておりました。城持ちになってからというもの、英雄色を好むで、わたしのことも豊家のことも少しも頭になかったのです。あの子が生まれるまでは……。ですから、三成殿の起訴状に、わたしは首肯するわけにはまいりません。

論告求刑 石田三成

太閤殿下の仕打ちは戦国武将にとって当たり前。カギは小早川軍の去就にあり、寝返りは最大の戦犯！

――秀吉公にひどい仕打ちを受けたとはいえ、それは戦国武将にとっては当たり前のこと。被告人はむしろ甘やかされて育てられた坊ちゃん武将です。そうした生い立ちによって形成された優柔不断な、内股膏薬のような性格を、無罪の根拠に

しようとする弁護側の論調は、笑止千万です。

いやしくも一国の主、どのような精神状態にあろうとも、国を率いていく責任からは逃れることができません。まして や、関ヶ原の戦いは、天下の行方を左右する史上最大の合戦でした。結果として勝敗のキャスティングボードを握ったのが小早川軍の去就でしたから、敗れた西軍にとっては、寝返った被告人は最大の戦犯であります。

西軍を敗北に追いやった被告人の主家裏切りおよび契約不履行は、意図的になされたものであることは明白。戦場に倒れた多くの将士に報いるには、被告人の死をもって贖うしかないと思われます。よって、被告人に対し、死罪を求刑いたします。

最終弁論

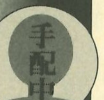

稲葉 正成

心身衰弱状態にあり責任なし

——主家裏切り罪および契約不履行罪、いずれも適用に無理があります。起訴状にあります裏切りも約束も、被告人の意思がはたらいてのことではなく、まして や被告人は当時、心身衰弱状態にありましたから、負うべき責任は一切ないと考えます。無罪を主張します。

最終陳述

小早川 秀秋

自分の運命を自嘲するのみなり

——裏切り、寝返り、二心、本意ではない言葉がわたしを苦しめてきましたが、そのような意図は毛頭なく、この裁判で身の潔白が証明されることを望みます。

しかし、西軍を敗戦に導いてしまった結果に対しては、責任を感じております。ですが、合戦ですから必ず敗者はいるわけで、これもわたしに与えられた運命と自嘲するのみです。

判決

本多 正信

一人の武将に勝敗の要因を押しつけるは結果論なり。優柔不断の非はともかく心身消耗の状態は起訴にあたらず、無罪!

——関ヶ原の合戦は、まさに天下分け目の戦いであった。勝者がいて敗者がいるのは当然であり、かつ勝利の女神がどちらに微笑むかは、戦力・戦略をはじめ時の運もはたらくものである。一人の武将の行動が勝敗を左右したかのような検察側の論理は、西軍の戦略面での不備をさらけ出すもので、結果論をいいたてたものにすぎない。

起訴状にある東軍を襲うとの約束は、覚え書きなどを交わしたようすも、被告人の指示を証明するものもなく、検察官石田三成と小早川家重臣平岡勝頼による口約束にすぎないと判断せざるをえない。よって、契約不履行の責任を被告人に負わせるには当たらない。

また、主家裏切りについてであるが、被告人にとって豊家は、親戚筋の恩顧ある家ではあるが、小早川家に入っている以上、すでに主家とは認められない。徳川家康に温情を感じ、気持ちがそちらに傾いていたとしても、それはやむをえぬことである。決戦に臨んで、被告人は西軍か東軍かについて神経をすり減らすほどに悩んでいたというが、そのこと自体が豊家に対する報恩の気持ちの表われと解することができる。

裏切りという行為は、いくら戦国の世とはいえ、誉められることではない。しかし、処世の方法として認められる手段ではある。被告人にその意思があったかどうかが焦点だが、寝返りを東軍側に約束した確証は認められず、また心身消耗の状態にあったとの弁護人の陳述は、医師小田晋之丞の鑑定によって被告人の精神分裂性向が判明したことで、事実に近いとみなすことができる。よって、裏切りの意思を証明するものもない。

被告人は、一国一城の主、両陣営から頼みとされる名だたる戦国武将の一人である。優柔不断な被告人の行動は非難されてもしかたないが、最大の戦犯との指摘は被告人の名誉を傷つけるものである。当法廷は、起訴状の事実を確認できず、よって被告人を無罪とする。

現場写真／小早川秀秋が見下ろしていた松尾山からの眺め

■小早川秀秋の喜びの声■

——誹謗・中傷を受け、これまで辛い思いをしてきましたが、裏切りでないと証明され、肩の荷がおりました。

この無罪判決で、後世に汚名を残すことはなくなりました。ご支援いただいた関係各位に深くお礼申し上げます。ただし、戦国武将としての恥を世間にさらしたことは事実で、今後、精進してまいるつもりです。

■識者はこう見る■

左高 信之（評論家）——裁判長もグル。勝者が敗者を裁く図式は、国民に失望感を与えただけ。裏切りは裏切り、家康は事実を隠蔽するな。

■街角の声■

関ヶ原を越す三河商人——みんな笑っとるでぇーこのインチキ裁判。家康はタヌキや、まずーて食えんが、八丁味噌はうまいでヨー。

■傍聴人の感想■

大蔵卿局（淀殿の乳母）——裏切り者など何処へと行くがよろしい。それにしても関ヶ原裁判はヘンヨ!

◎裁判後の経緯◎

小早川秀秋は、無罪を勝ち取ると、備前岡山51万石に加封、栄進した。

無罪判決によって裏切りの汚名は雪がれたはずだったが、岡山が西軍副大将の宇喜多秀家の領地だったことから、徳川家康の厚遇がかえって裏切りを印象づけたのは皮肉だった。

そして秀秋は、2年後の慶長7年、21歳の若さで死んでしまう。大谷吉継の怨霊に祟られたとか、石田三成に「内股膏薬」と罵られたのを気にして神経衰弱に陥ったためとか噂された。

被告事件名

関ヶ原地方裁判所

徳川家康 暗殺未遂容疑

書記官●原 遙平（歴史ライター）

◆本件の出席者◆

被告人	島左近
検察官	徳川家康
裁判長	柳生宗矩
弁護人	石田三成
検察側証人	黒田長政

起訴状朗読

徳川 家康

3度にわたる暗殺計画は、断じて許せぬ

――被告人島左近。そなたが3度もわしを暗殺しようとしたこと、すでに調べがついておる。

まず1度目は、豊臣七将が石田三成襲撃を企て、わしがそれを仲介せしとき。

2度目は、わしが上杉景勝討伐のため会津に向けて軍勢を進めているとき。3度目は、関ヶ原に着陣したときである。豊臣家の安泰のために奔走しているわしを暗殺しようとせしこと、断じて許せぬ。わしはそなたに厳罰が下されることを、ここに要求するものである。

意見陳述

島 左近

奇襲を試みたのは事実。されど暗殺容疑とはでっちあげもいいところ

――暗殺とは不愉快極まりなきこと。拙者、内府を暗殺しようと考えたことは、一度もござらぬ。暗殺とは騙し討ちや、密かにつけ狙って殺すことをいうのではないか。拙者が考えておったのは、あくまでも少数精鋭による奇襲である。

では伺うが、毛利元就公が陶晴賢を破った厳島合戦。元就公は少数の兵で、謀略の限りをつくして陶を破った。あれは暗殺か。織田信長公の桶狭間は暗殺か。拙者、毛利元就公や織田信長公と同様のことをしようとしていたにすぎぬ。それを暗殺とは……。「勝てば官軍」の言葉の意味、よくわかった。ここでハッキリと申し上げる。奇襲を試みたことは何度かあった。これは認めよう。なれど暗殺容疑はでっちあげである。

冒頭陳述

石田 三成

暗殺は名将のすることにあらず。左近の奇襲は、堂々たる軍事行動ぞ

――左近の上司の石田三成である。島左近の申しようあくまで正しい。たしかに奇襲を企てたことはあった。検察官がいったように、3度である。むろん、左近の単独犯行ではない。決行の前にわたしに相談があった。しかしわたしは、常に慎重策をとって左近の献策を却下した。直接聞いたからいえるが、暗殺とはほど遠い策であった。左近も述べたが、暗殺とは密かに命をもらい受けること。コソ泥ならぬコソ殺しである。およそ武将たる者のすることではない。左近のそれは軍勢による奇襲、つまり、堂々たる軍事行動である。

第一、筒井家にその人ありといわれたこの石田三成が目をつけた武士ぞ。暗殺という姑息な手段に頼るわけがなかろう。

検察官――左様か。なれば当方で用意した証人の言葉に、いかなる申し開きをするか。黒田長政殿、お出で願いたい。

検察側証人

黒田 長政

最初の暗殺計画は三成殿の佐和山城隠居のとき。でも「上杉景勝との相談」を理由に左近案を却下しただけのこと

――黒田長政です。どうも。関ヶ原の戦いでは、東軍の参謀格でした。小早川秀秋の裏切り、毛利一族の本戦不参戦。すべてはわたしの調略の成果です。見事でしょう。で、島左近さんの件ですが、わたし、内府さんの命令で、朝鮮から帰ってから、ずっと見張っていたんです。最初の暗殺計画は、わたしや福島正則殿ら

■被告人の横顔■

島左近

石田三成の重臣。名は清興。左近と称した。徳川家康殺害を何度か画策している。

■検察官の横顔■

徳川家康

東軍の総大将。命をつけ狙った左近に対し、恐れと憎しみを抱いている。

■裁判長の横顔■

柳生宗矩

島左近とは懇ろの仲の兵法者。しかし、左近のやり方には今ひとつ釈然としない思いが。

■弁護人の横顔■

石田三成

島左近の主君。西軍の参謀。左近の謀を用いず関ヶ原では敗北のハメに。何とか左近を助けたい、と思ってはいるが。

7名が、三成さんをボコボコにしようと思ったときです。実はこのとき、左近さんが内府さんを殺そうとしています。

左近さん、佐和山城に隠居させられる三成さんに、こんなことをいってます。

「今ここでおとなしく佐和山に入っては、後悔いたすことになりますぞ。今こそ兵を挙げ、内府を倒すときでござる」

このまま2人の会話続けますヨ。

「兵を挙げるならば、宇喜多と小早川に連絡しなければならぬ。近江付近の兵だけでは兵力不足じゃ。とても内府を倒すことはできぬ」

「気脈を通じている宇喜多殿と小早川殿を頼りとする殿のお気持ち、左近にはようわかりまする。されどこのお2人では、大事をなすにはおぼつきませぬ」

「しかし、わたしの手持ちの兵は少なすぎるぞ」

「たしかに佐和山の兵だけでは、一戦を決するには不足です。そこでわたしに考えがあります。兵のうち1000を城に留めて城を守らせる一方、蒲生備中、舞兵庫、高野越中と某が、各自2000の兵を率いて風上より、火を放ちます。所々を火の海とし、そのうえで攻勢に転じれば、いかな内府といえども防ぎかねて逃げ出すでしょう。そこを徹底的に追撃すれば、よもや討ち漏らすことはありますまい。この13日、内府は向島の屋敷から伏見城内に入ります。城内に入られては機会は去ります。殿は明後日には佐和山に向かう身。結城秀康が警固にいてはどうにもなりますまい。ですから今こで、許可をお与えくださいませ」

「なれど失敗したらいかがいたす」

「そのときは殿も潔く腹を召されませ」

結局、三成さんは「上杉景勝との相談」を理由に、左近さんの策を却下しました。

検察官——その作戦が実行に移されていたら、危ないところであったわ。三成、これでも暗殺ではないといい張る気か。

（中座するも、裁判長のつづけての命令に）

2度目の暗殺は、饗応の誘い

——2度目は、内府さんが会津の上杉景勝さんを討伐に向かう最中ですね。内府さん、6月18日、近江石部に止まってますよね。水口城主の長束正家さんが、「明日、饗応いたしたい」って誘ってきたでしょう。

検察官——なれどわしは、夜半に急遽出発した。水口で襲撃計画があるという情報が入ったからじゃ。鉄砲足軽どもには、いつでも発砲できるよう火縄を点火させたまま水口城下を駆け抜けた。

——実はですね。佐和山での三成さんと左近さんとの密談。わたしの手の者が聞いてたんですよ。内容は次の通り、読んでみますよ。「殿、今夜、佐和山より出陣し、水口の内府の陣に夜襲をかけるべきでござる」「かねてより長束としめし合わせができておる。明日『饗応いたしたい』と偽って城に招き、討ち果たす手筈である。心配ない」

「殿、そんな人任せのことで……情けなや。『天狗も鳶に変われば網にかかる』と申すではござらぬか。今を逃さず一気に畳みかけるべきですぞ」

左近さんはこの後、兵800を率いて出陣。芝浦観音寺あたりから大船20余艘で水口に向かったんです。着いたのは、エーッ、調査書によると子の刻（午前零時）とあります。

検察官——わしはすでに発っておったわ。三成、そなたも暗殺容疑じゃな。

（そうだ、そうだという騒ぎ声。裁判長の「静粛に！」という声が響きわたり、証人の発言がつづく）

3度目は赤坂着陣のとき。いずれも未遂なれど優れた策、左近は西軍一の危険な男よ

——3度目は、関ヶ原合戦の前日、内府さんが赤坂に着陣した日です、左近さんはこのとき、中村一栄さんと有馬豊氏さんを挑発して誘い出し、破ってますよね。内府さんの着陣で味方が動揺したので、それを鎮めるためだったそうです。さて、問題はそこから。手の者の報告では、左近さんはその夜、宇喜多秀家さん、島津義弘さんたちに呼ばれたのです。

「左近。内府も着陣し、決戦はいよいよ近い。敵を破る妙案はないか」

「さればございます。内府は本日の着陣ゆえ、陣中は未だ定まっていないはず。また、軍勢も長い行軍のため疲れきっています。敵を破るには本日夜半、敵陣内に夜襲をかける以外にはござらぬ。敵に勢いがつけば破ることは至難。今夜がギリギリの機でございます」

結果は、また不採用でした。不思議ですよね。前の2つとともに作戦としてはなかなかですよ。わたしならば間違いなく採用したのに。第一、楽じゃないですか。何も大軍同士でガチンコしなくてすむし……、タイミングも悪くはない。わ

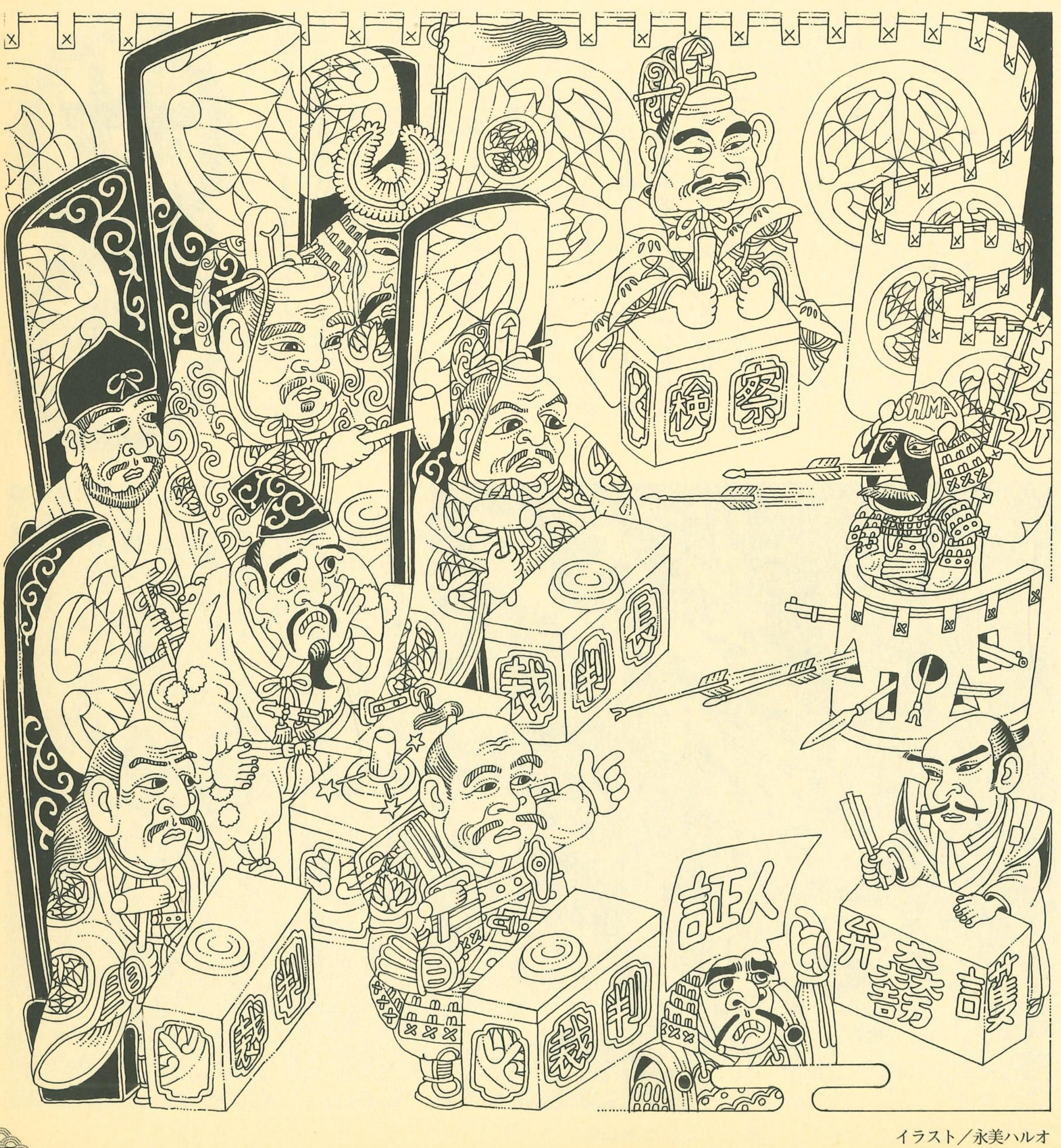

イラスト／永美ハルオ

たし個人の感想だけど、3度目の策が不採用になった時点で、西軍の敗北は決まったんじゃないかな。それにしても左近さん、わたしは〈西軍で一番危険な男〉と思いました。
で、本戦を迎えることになりました。左近さんを抑えられるのは、相手を調べつくしたわたしだけです。「難儀やなぁ」と思いましたが、しかたないから強いのを15人集め、その連中と徒歩と合わせて決死隊を編成。岩手山の麓を回って、三成さんの前隊の側面に配置しました。前隊の指揮は左近さんですからね。
左近さんの圧力。すごかった、怖かった。
あの〝カカレー〟の叱咤。耳について離れないですよ。ときどき、耳の奥で〝カカレー〟と響く。幻聴とわかっていてもブルッちゃいます。ホント、決死隊を側面に遣っといてよかった。連中らの銃撃で、左近さんに傷を与え、後退させることができたんですから。
検察官──さて三成。この証言に対してどう答える。島左近が非常手段に訴えてわしを殺そうとしたこと、すでに明白じゃ。また、水口でのこと。うぬも同じ穴のムジナにすぎぬわ。

弁護人
石田 三成
家康殺害計画は、勇気と決断力が欠けるわたしを諫める献策。おのれの不甲斐なさを悔やむ

──内府は『孫子』をご存じないとみえる。「兵は詭道なり」と書いてあるではないか。戦いは、正道に頼るばかりが能ではないのだ。左近は、兵法の常道を行なったにすぎぬ。
（「ホウ、開き直りよったな。今度は兵法という言葉でごまかそうというのか」と、家康がつぶやく）
左近は立派な人物である。わたしはかつて左近に叱られたことがある。大坂城の天守閣から大坂城下の繁栄ぶりを見ていて、思わず「見よ。皆、秀頼様の世が未来永劫つづくように願っているのだ」と口走ったときだ。側に控えていた左近が烈火のごとく怒った。
「何を寝呆けたことを申されるか。この繁盛、主君の徳を慕って集まったのではなく、ただ利益を求めて集まっているのでござる。城下を二、三里離れてみなされ。ボロボロの家が軒を連ね、その日の食事にありつけない者が杖にすがって歩き、道には餓え死にした者の亡骸がゴロゴロとしております。殿、いやしくも人の上に立つ者が、足元を見て喜んでいるとは情けない。遠くにまで目をやらなければ、庶民の生活はけっして豊かにはなりませぬ。今の大坂は、けっして枕を高くして眠れるような場所でないこと、とくとお考えあれ」
わたしは金槌で頭を叩かれた思いがした。また、左近は次のようにもいった。
「今は亡き太閤殿下は、諸将や民衆に広く情けをかけた。だからこそ人々は帰順し、たとえ二心ある者でも心服した。したがって、反逆を企てる者がいても、恩顧を被った大名が馳せ参じ、これを抑えることができた」
今思えば、わたしが徳と礼儀をないがしろにし、武器を集め、城壁を高くし、城下の繁盛だけを見て喜んでいるのを諫めたのだと思う。
内府を倒さんとした策も同じであろう。左近は、わたしに勇気と決断力が欠けていることを痛感し、諫める意味でも献策したのだ。わたしが勇気を持って左近の策を取り上げさえすれば、左近をこのような目にあわせずに済んだのに……。関ヶ原の戦いに敗れた現実を考えるたび、わたしは……おのれの不甲斐なさに腹が立つ思いだ。
（その直後、これだけは述べておきたいといった様子で、再び証人が）

検察側証人
黒田 長政
なに、左近さんはただの策好きよ

──お話の途中ですが、いい忘れてました。左近さんって結構、策を労するのが好きだったようですよ。わたしもだいぶ調べましてね。
左近さんって、子供のころから『孫子』とかの兵法書を読んでいるんですね。それから調べていてわかったんですが、左近さん一時、すごく落ちぶれた時期があるんですよ。生活にも困るくらい。そのときに詐欺同然の手口で、親族から金を取ってるんです。まぁ、この親族も金持ちのくせに超ドケチ。〈人の命より銭ヤ〉という男ですから、取られて当たり前ですが……。
それにしても、左近さんの手口もなかなかのもの。そのケチ男、異様に信心深いんですよ。そこで口達者な奴を一人、そいつの所にやって、
「このたび、金子が入用なのだが、強いては申しません。親族ゆえあなたのことを思って申し上げるのです。多くの人に功徳を施せば、子孫繁栄、あなたの家は栄えます。が、銭をケチって、困っている人を見ても知らん顔の真似をしていると災いがあなたを襲います」とひとくさりいわせた。ドケチ男、青くなって銭を出したそうです。
途中での乱入、失礼致しました。

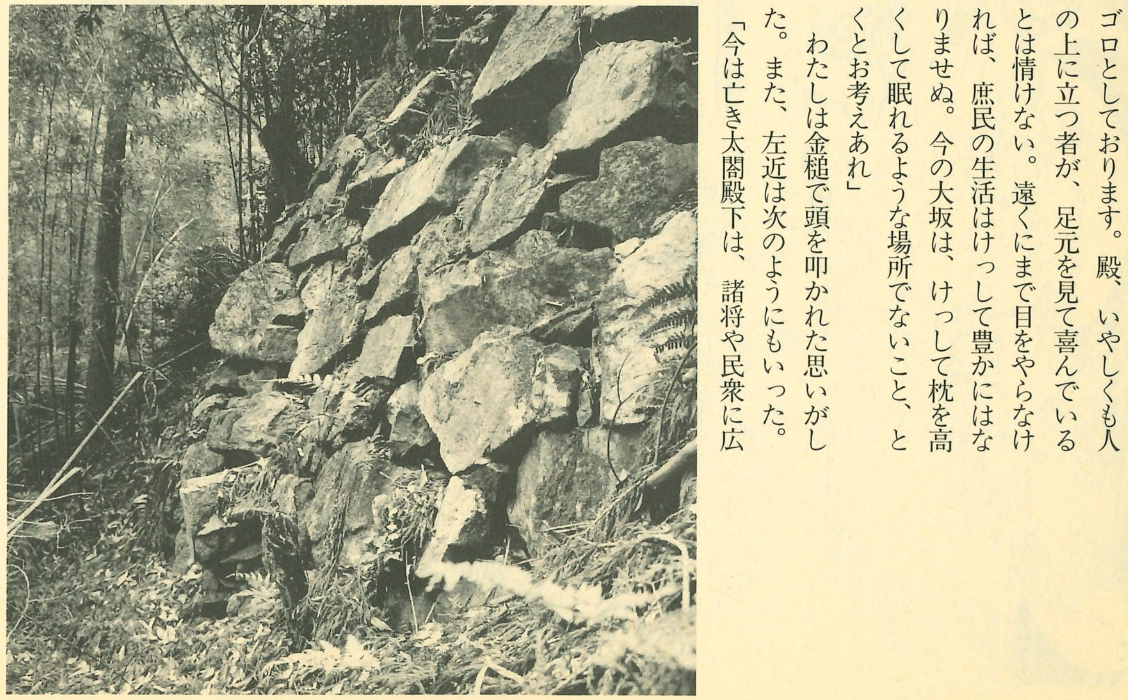
証拠写真／島左近が徳川家康を殺そうとした水口城

■検察側証人の横顔■
黒田 長政

東軍の参謀格。朝鮮から帰国以来、左近をマークしていた。

証拠写真／石田三成と島左近が見下ろしていた大坂城下

論告求刑
徳川家康

理屈はどうあれ、合戦場以外での殺人は犯罪。再犯の可能性を考えて死刑が妥当

——島左近は、非常手段に訴えて、わしを殺そうと計画した。本人は「奇襲」であるといい張り、弁護人は「兵法の常道を行なったにすぎない」と主張しておるが、理屈はどうあれ、合戦場以外で人を殺すことは犯罪である。また、被告のことを「立派な人」といったが、被告の人格はこの際は問題ではない。肝心なのは、この徳川家康を殺そうとしたことだ。未遂ではあるが、国政を司る人間を殺そうとしたのだから罪は非常に重い。また、生かしておいては、今後、わしを狙う可能性が高い。わしはおのれの身の安全と日の本のため、島左近の死罪を要求する。

最終弁論
石田三成

すべては、左近を使いこなせなかった主である三成の罪

——未遂で死罪とはひどい。こんなのは裁判ではない。左近はあくまでわたしの勇気と決断力を促すために、内府殺害を計画したのだ。わたしのためだったのだ。殺すならこのわたしを殺し給え。左近という人材を使いこなせなかったわたしに、一切の責任がある。

最終陳述
島左近

——殿、もうよいわ。内府、某は諦めぬぞ。貴様が生きている限り、某は死なぬ。

判決
柳生宗矩

策は兵法であったが、小手先にすぎぬ。禍根は早めに断つが得策。よって死罪

——わたしは島左近とは親しい間柄である。ゆえに殿に命じられて、内々に島殿の動向を探ったこともある。度々、献策してきたがすべて却下された。「去年からすでに時を失った」と申すこともあった。わたしを殿の配下と知っての大胆不敵な言葉。たいしたものと思った。

左近は豊臣の天下と主君石田三成のために殿を殺そうとしたのであろう。なれど一人の人間を殺して天下を変えようとするは誠の兵法にあらず。天下を揺らして、天下を変える。すると一人の男も結果として死ぬ。誠の兵法とはこのように大きくなければならない。左近の策は兵法であったにはちがいないが、小手先の兵法であろう。その点が悔やまれる。左近を生かしておいては、この先も殿の命を狙うにちがいない。禍根は早めに断つべきである。

判決を申し渡す。島左近、死罪。

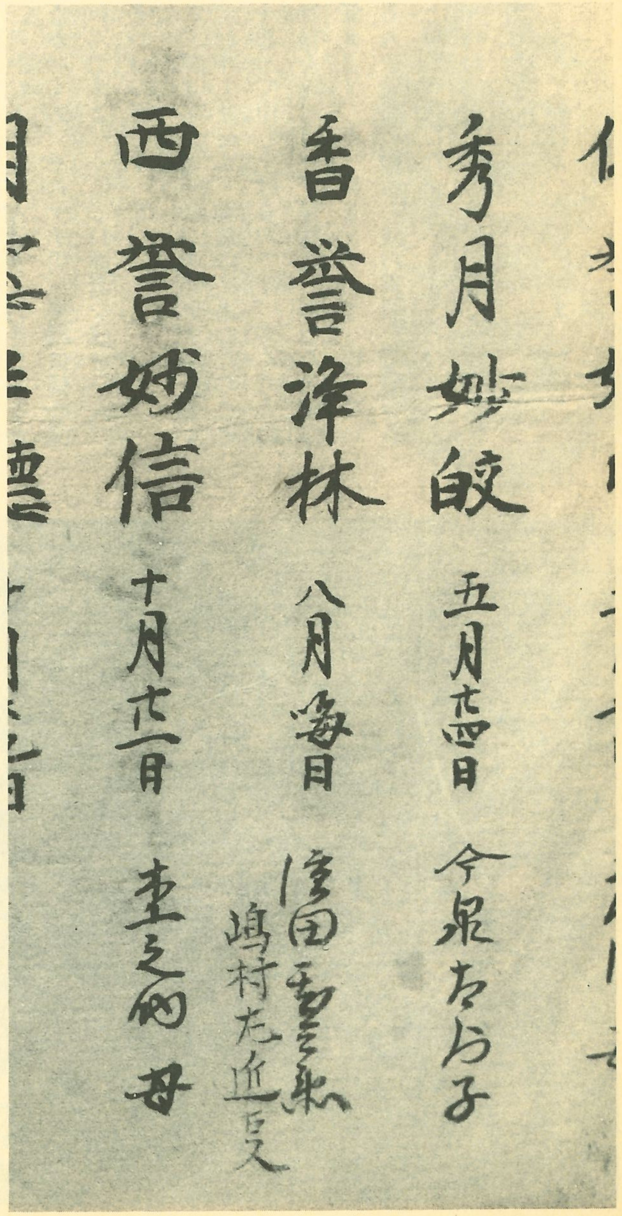

参考写真／島左近の過去帳

■判決後の島左近の声■

——某は死なぬ。内府がいる限り死なぬぞ。

■識者はこう見る■

児玉幸多之助——あんなにチャンスがあったんだ。三成さんがもう少し勇気があって現実的なら。

■街角の声■

島左近さんも仕えるべき人を誤ったね。

■傍聴人の声■

配下某（関ヶ原の合戦の際、左近の命で、佐和山から左近の母を逃がした）——御大将、母上はご無事じゃ。拙者にまかせられよ。手筈は整えてござる。

◎裁判後の経緯◎

生死は不明。一説には西国に逃れたともいわれている。

証拠写真／関ヶ原合戦での島左近

関ヶ原地方裁判所

被告事件名

家康挟撃容疑

書記官●麻倉一矢（作家）

◆本件の出席者◆

被告人	直江兼続
検察官	伊達政宗
裁判長	徳川家康
弁護人	上杉景勝
検察側証人	最上義光
弁護側証人	結城秀康

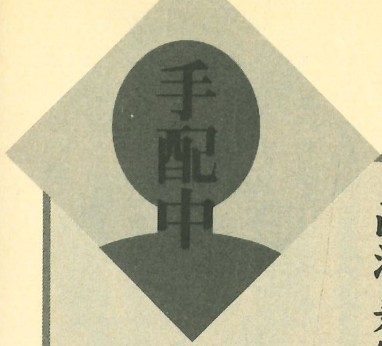

■被告人の横顔■
直江兼続

文武両道に秀でた上杉家宰相。その俊才ぶりを秀吉に買われ、陪臣ながら30万石を賜る。徳川への絶縁状「直江状」は有名。

■検察官の横顔■
伊達政宗

野心まんまんの戦国の梟雄。徳川につきながらも、領土的野心から上杉領に侵入し、白石城を攻略した。

■裁判長の横顔■
徳川家康

豊臣政権下では随一の大大名。秀吉の死後天下取りに動きだし、天下分け目の関ケ原で大勝利し、事実上の天下人となる。

■弁護人の横顔■
上杉景勝

五大老の一人で、家康の専横に反発し、帰国して領土の整備や軍備の増強に余念がなかった。徳川方には一歩も退かぬ気骨を見せた。

現場写真／白河口跡に建つ白河神社

起訴状朗読　伊達政宗

新城建造など軍備拡張は挙兵の挑発。綿密な計算による挟撃は明白なり

――被告人直江兼続は、石田三成およびその家臣島左近と結び、内府徳川家康殿を挟撃し、その軍勢を壊滅せんとした。

直江は、石田三成と綿密に打ち合わせ、帰国するやさっそく多くの浪人を召し抱え、また会津若松西方の神指原に8万人もの人夫を動員して新城を建造するなど、軍備に余念がなかった。上杉領内の軍備拡張は、隣国の最上義光や堀秀治がつぶさに調べあげている。

これは、内府殿が上杉討伐のため兵を挙げるべく挑発したのである。

この企てが緻密な計算によって企てられたことを傍証するかのように、石田の挙兵の後、上杉家の旧領である越後において、東軍に与する堀秀治軍の動きを止めるべく一揆が多発している。また、被告人直江が討伐軍を迎え撃つべく周到な作戦計画を練りあげ、白河口革籠原付近に陣を敷いていたのも、この挟撃計画が当初から準備されていたことを充分に窺わせる。さらに、石田三成が内府に弾劾状を発し、挙兵したのもあまりに時機を得たもので、両者の綿密な連携をよく物語っているといえよう。

これらのことから、被告人の徳川軍挟撃の意図は明白であり、検察官は直江兼続を同容疑により告訴するものである。

意見陳述　直江兼続

敵の敵と手を結ぶは戦国以来の常套手段。誤解による討伐軍差し向けの方が問題じゃ

――なるほどこの直江山城守は、日本一の弓取りと誉れ高い徳川家康公とぜひ一戦交えたく、白河口革籠原近くで徳川軍を待ち受けていた。またわしは、軍略上、石田殿とも連盟を結んだ。だが、敵の敵と手を結ぶは戦国以来の習わし、この点でも非とされるべきものではない。

そもそもこたびの両家の争いは、すべて内府殿の誤解から生じたことである。われらは内府殿の派遣した詰問使に、城の増築や領地整備、浪人召し抱えなどの行為が、内府殿に含むところがあってのことではないことを再三にわたって申し開きし、また起請文を提出してきた。それが受け入れられず、討伐軍を差し向けられたからには、われらも関東管領上杉家、武門の誉れにかけて負けぬいくさをせざるをえない。

白河口での包囲網は完璧であり、あのとき徳川軍が北上していれば、壊滅できたと今でも思っておる。

冒頭陳述　上杉景勝

謙信公より不義を憎む上杉家は、関ヶ原合戦に臨まず

――家臣直江兼続は、幼少の頃から近習として身近に接してきたが、その人柄は清廉潔白、文武に秀で、信仰あつく、愛は深い。

文といえば、兼続は朝鮮の戦場にあってもよく書を集め写本していたものだ。詩歌の道も、とても武将の嗜み程度のものではない。信心も深く、京五山の多くの僧と知己を得ているようだ。民を愛する心も深い。兼続の兜の前立に「愛」の一文字をもってしているのをご存じか。

兼続の美徳は、むろん兼続個人のものであるが、実は上杉家の家風に由来するところも多い。当家は謙信公以来、武勇を重んじ、不義を憎み、けっして領土的野心によって他国に進入す

ることはなかった。このたびも、疑いを晴らし、名誉を守るため、内府に挑まんとしたのである。

わが方は、関ヶ原の合戦に望んだわけでもなく、内府殿と一戦したわけでもない。天下万民のため、内府殿に次の天下を預けることを認めたまで。これ以上の凌辱は、上杉家としても耐えられぬ。家中全員が枕を並べて討ち死にしても、合戦に及ぶ覚悟がある。いかがー。

（振り返り見えを切る）

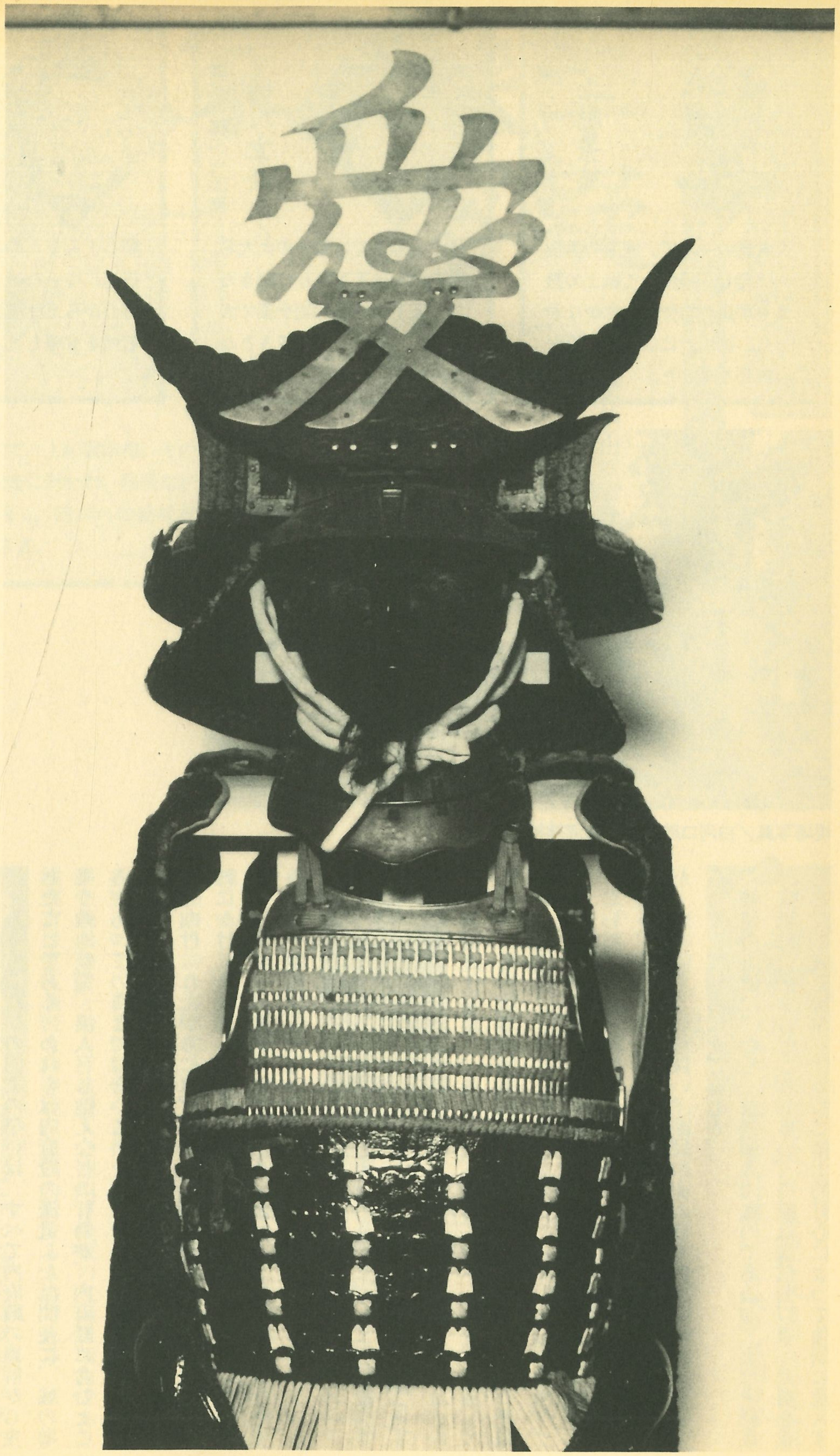

証拠写真／直江兼続の「愛」の前立鎧

検察側証人
最上 義光

私利私欲なしとは笑止千万。上杉は奥州支配の後、天下取りを狙う野心家なり

――上杉家が私利私欲のために他国に攻め入ったことがない、などとは笑止千万。当家は、被告直江山城守率いる大軍に攻め込まれ、酷い打撃を受けて城を失い、多くの将兵を死に追いやった。謙信公の昔ならともかく、直江兼続とその主上杉景勝は、領土的野心の固まりなのである。それが証拠に、太閤殿下の軍門に下った後も、隙を見て佐渡に進入し、領地としている。

こたびも、内府殿との合戦を手強しとみた上杉は、まず足元を固めんとわれらの領地を狙った。上杉の領地は、会津、置賜、庄内、佐渡にまたがり、それぞれが孤立しているので、どうしてもそれらを繋ぐ核としてわが最上の領地が欲しかったのに相違ない。

内府殿に含むところがなかった、というのも真っ赤な嘘。われらは、上杉主従が領内で堀切りをし、道を塞ぎ、大量の鉄砲を買い入れていたことを、草の者を通じてつぶさに知っている。上杉、直江主従は、奥州を支配し、やがて徳川殿ばかりか豊臣をも倒し、天下をわがものにせんと狙っていたのだ。

参考写真／上杉の領地のひとつ佐渡ヶ島

■検察側証人の横顔■

最上 義光

東北の有力大名。伊達家とは縁戚関係にある。上杉の軍事力を恐れ、敵情偵察に余念がなかった。後、直江に攻め込まれ存亡の危機に。

弁護側証人
結城 秀康

勝てるいくさをあえて仕掛けぬ人徳の人。他意はあらず

――いや、直江兼続殿は、清廉潔白で義に生きる人だ。それは直江殿の敵徳川家康の子であるこの結城秀康がいちばんよく知っている。直江殿のもとに、わたしも昵懇の前田慶次郎殿が馳せ参じたのを見ても、お人柄の魅力がおわかりいただけよう。慶次郎殿とこの秀康は、同じ傾斜者どうし、直江殿の人柄の魅力を酒を酌み交わしながらよく語り合ったものだ。

こたびは、敬慕する直江殿とひといくさせんと小山の陣においてずっと待ち受けていたが、ついに直江殿は白河の関を下っては来られなかった。この秀康とは「いくさをする気になれぬ」などといわれたそうだが、まあ拙者も実のところ生き死にのいくさなどはしたくはなかった。直江殿を殺したくはなかった、などといえば聞こえはよいが、正直申して内心ヒヤヒヤだったのだ。直江殿は、わが義父太閤殿下が小田原攻めの折、箱根の陣中において、「山城守に20万の大軍を預け、ゆっくり高見の見物でもしていたいものじゃ」と申されたほどのいくさ上手。

現場写真／白河の関跡の空堀

■弁護側証人の横顔■

結城 秀康

徳川家康の次男。若くして豊臣に養子に出されたが、のち結城家を継ぎ、徳川一門に戻って下野宇都宮城を居城とした。硬骨漢。

残念ながら若輩のこの秀康では刃が立つまい、と覚悟していた。あのとき、もし直江殿が関を下っておれば、この秀康は先にあの世で徳利片手に直江殿を待ちわびていたであろうよ。

やれば必ず勝ついくさもあえて仕掛けてこなかったところにも、直江殿のお人柄がしのばれるではないか。

論告求刑

伊達 政宗

「直江状」など、並々ならぬ天下取り参戦の意志があったことは明白なり

——直江兼続が、石田三成としめし合わせて徳川家康を挟撃せんとしたことは、検察側証人の証言や、検察官自身が上杉軍と白石城付近で接触した感触からも明白である。それに兼続は、太閤殿下も認めた希代の名軍師。背後に当伊達家、最上家などの敵をもちながら、それでも討伐軍の大軍を迎え撃たんと身構えていたところを見ると、三成の軍との連携なくしてはとても無謀でとれぬ作戦であった。内府に宛てた手切れ状に近い「直江状」を見ても、誤解を解くためあえて受けて立つ、といった受け身の態度でなく、血気盛ん、戦意充分であったことがはっきり窺える。さらに上杉家が領土的野心まんまんであったことは、最上家や堀家など周辺大名の訴えを見ても明らかである。

上杉家はそもそも、押しも押されぬ戦国大名の雄。ひとたびは豊臣の軍門に下ったが、じっと雌伏し再起の機会を狙っていた。忠義づらする石田三成の誘いは渡りに舟と、豊臣家の大老徳川家康を除き、天下取りに一歩駒を進めようとしたに相違ない。

ここに検察官は、被告直江兼続に徳川軍挟撃の罪により、極刑を求めるものである。

証拠写真／小牧・長久手の合戦の舞台となった小牧山

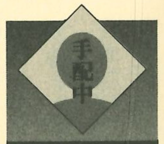

最終弁論

上杉 景勝

奇策は用いぬが身上。売られた喧嘩をやむなく買っただけ

——わが家臣直江兼続は、たしかに智略に秀でた武将。あるいは石田三成としめし合わせて内府を挟みうちにする策をとったかもしれぬ。だがそれは、いわば売られた喧嘩。当初から仕組んでいたわけではなく、勝つためにやむなく採った戦略なのである。それが証拠に、われらは西に転じた徳川殿を追撃せず、すぐに軍を返した。相手が喧嘩を止めた以上、こちらから仕掛ける必要ももとよりないのであり、またそれがこちらの身の潔白を証明することにもなると判断したのである。

そもそも、関東管領の要職にあった上杉家は、義によって動くを潔しとし、奇策は用いぬが身上。あくまでわれらは、正々堂々と日本一の弓取り内府公に挑もうとした。それが、直江のやり方であり、上杉家のやり方なのである。

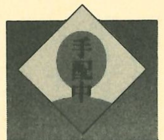

最終陳述

直江 兼続

こたびの合戦は内府の挑発に由来。策はおのれの一存であり主上杉に一切の咎なし

——告白すれば、たしかにわたしは石田三成殿と結び、内府を挟撃せんと計った。だがそれは、天下一の弓取りで野戦上手の内府と戦ううえで必要な策。これは内府がかつて、太閤殿下と小牧・長久手の合戦で、長曽我部や雑賀衆と与した合従連衡策と同じである。

そもそもこのたびの合戦は、内府の挑発に由来しており、その挑発は石田殿の挙兵を促すため京を留守にする必要があったからであった。われらは、いわば策士である内府公の手玉に取

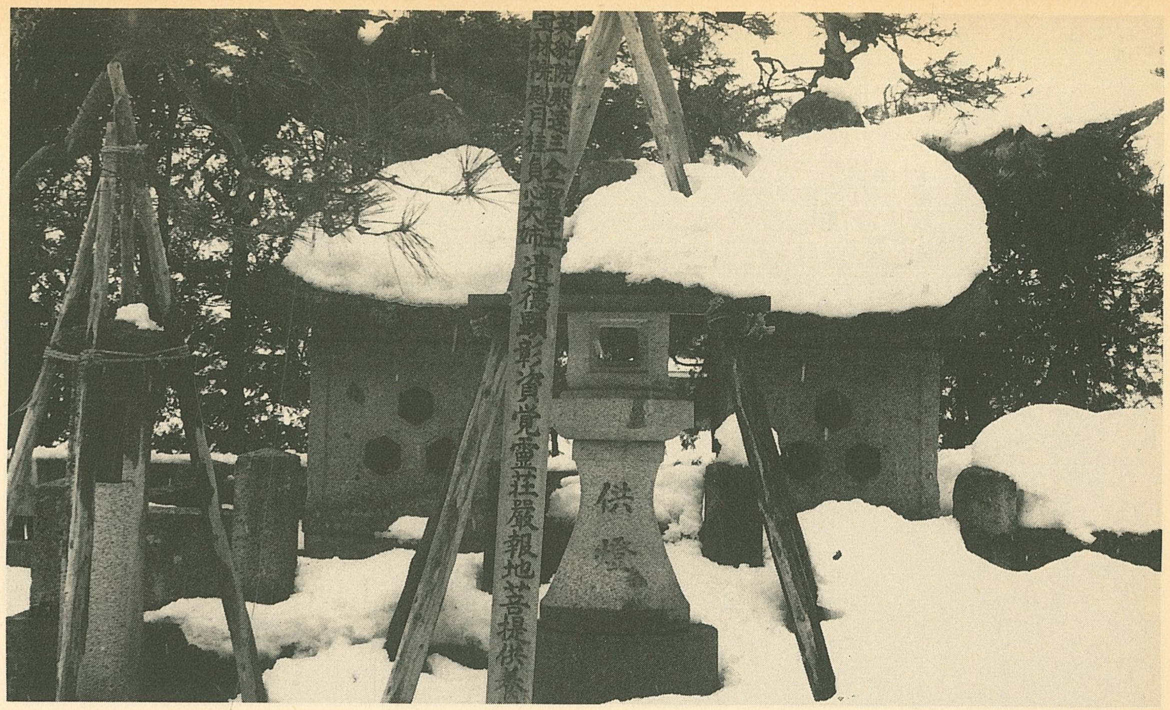

参考写真／直江兼続夫妻の墓

られたのである。われらが挟撃を計ったなど、本末転倒もはなはだしい。

伊達、最上は上杉家の領土的野心をいうが、白石城の城主の留守を突き、盗人同然にわれらが領内に攻め入ったのは伊達家ではなかったか。また、最上家は関ヶ原合戦の後、たびたび上杉領内に攻め込んで領土を掠めとっている。まあ、よい。われらはこれより備えをさらに固める所存。盗れるものなら腕づくで盗ってみよ。

最後にひとつ、申し述べておきたいことがある。こたびのこと、すべてこの直江兼続が考え、作戦を立てたことで、主上杉景勝は何ら預かり知らぬことであった。無謀ないくさを仕掛けたのは、この直江兼続一人が内府殿と一戦つかまつりたかったゆえ。すべての責は主にはない。この山城守にある。いざ、ご存分のご処分を。

（深々と頭を下げる）

判決
徳川　家康

戦国大名として同情の余地あり。潔き人徳と文武の才能に免じて情状酌量といたす

——被告人直江兼続は、かねてから昵懇の間柄である石田三成と計り、政敵徳川家康を排さんと、あえて国表で軍備を増強して挑発し、討伐軍となった徳川軍を挙兵した石田三成と挟撃せんとしたこと、数々の証言により明白である。

ただその動機が、石田と同様の野望からくるものか、名家上杉家の誇りや野心によるものか、あるいは太閤殿下も認めた名軍師としての血のたぎりからくるものか、裁判官も定かではない。おそらく主思いの山城守が、上杉家の将来を期し、この動乱を好機に、さらに領土を拡張せんとしたのであろうが、同じ動乱の世を生き抜いてきた戦国大名として、裁判官であるこの家康もその動機があながちわからぬではない。

裁判官は、被告直江兼続をその潔さと世評高い文武の才に免じて、罪は認めつつも情状酌量とする。

■被告人・直江兼続の声■

——これで上杉家は救われた。亡き謙信公にも申しわけがたつ。内府の世に生きていくことはまことに口惜しいが、ここは割り切り、余生を領民のため力を尽くすことにしよう。まず領内を整備して米を増産し、産業を興す。そうだ、米沢を奥州の学問文化の中心地としよう。まず、古典を整備し、文庫をつくる。詩歌連歌の会も開こう。だが、内府が無理無体なことをすれば、上杉の名誉にかけて、いつでもひといくさしてくれるゾ。

参考写真／直江兼続の像

■識者はこう見る■

西笑　承兌（臨済宗の僧）——弾劾状を書き、上杉をいくさに巻き込んだが、これで直江殿も上杉家も安泰。ようやく夜眠れるようになる。

■街角の声■

最上家の草の者——あれだけ徳川に逆らっておきながら、情状酌量とは。やはり上杉は怖い。侵略に備えて軍備を増強せねば……。

■傍聴人の感想■

伊那図書（上杉問責使）——兼続もよく武士の意地を貫いた。だが考えてみれば、家康公も強気の「直江状」があればこそ、天下が取れたのかも知れぬて。

◎裁判後の経緯◎

断絶を免れた上杉は、所領をわずか30万石に削られて会津に転封された。

だが、直江は奉行・郡代の上にあって家宰的な地位を維持し、藩政改革に生涯を捧げた。河川の整備、灌漑や農地の開拓など、農業や産業の基盤を整備するとともに、禅林文庫を設けて古典を整備し、また直江版の文書を出版するなど、文化の振興に努めた。17世紀初頭の米沢地方文化に貢献した直江の役割は極めて大きい。

被告事件名

公金横領容疑

書記官●風野真知雄（作家）

■被告人の横顔■

宇喜多 秀家

宇喜多直家の子。8歳のときに質子として秀吉のもとへ。文禄の役では総大将となる。五大老の一人となり、関ヶ原の合戦では西軍の副大将として激戦を繰り広げた。

◆本件の出席者◆

被告人	宇喜多秀家
検察官	前田 利長
裁判長	徳川家康
弁護人	島津義弘
検察側証人	浮田左京亮
弁護側証人	豪姫

起訴状朗読

前田 利長

おのれの贅沢のために公金を横領したのは明白であり、動機も充分なり

――被告人宇喜多秀家（34歳）は、義兄のわたしから見ても、じつにだらしのない男だと思いました。関ヶ原の合戦においては、その首謀者の一人として戦いましたが、戦況が不利になるや関ヶ原から逃亡し、山中に潜伏いたしました。北近江の山中に隠れているときには、家臣の進藤正次を大坂の宇喜多屋敷に使いに出し、わたしの妹でもある妻の豪姫から多額の金子をまきあげ、さらに逃亡をつづけました。

逃亡の途中では、自分は死んだと、進藤正次に虚偽の報告さえさせています。

その後、秀家は堺の実母お福の屋敷に隠れました。ここでも秀家は、かつてと変わらぬ贅沢三昧にふけっていたようです。

そもそも、秀家は贅沢癖のある太閤の婿となったためもあるのでしょうが、奢侈におぼれがちでした。とくに好んだのは、鷹狩りと能楽です。その鷹狩りにしても、鷹を100羽も持ち、鷹匠にいたっては300人もいたほどなのです。遊びのために、これほどの人数を雇う馬鹿がおりましょうか。また、能楽の会を催すこともしばしばでした。

衣装などにも贅を尽くしたものです。衣服には金糸がふんだんにつかわれ、黄金づくりの太刀を愛用しておりました。

そのほか、和歌や茶など、秀家が手を出さなかった遊びごとはないといってもいいほどです。

その後、秀家はお福の屋敷が見張られはじめたことを察知すると、船で薩摩に向かいました。薩摩でも、贅沢な暮らしを送っていたことは間違いありますまい。秀家という男は、贅沢な暮らしが染みついた男であり、まわりの家臣たちの貧乏などはまったく気にしない性格なのです。万が一、関ヶ原の合戦が西軍の勝利に終わったとしたら、この男がおこなう贅沢は、太閤のそれをはるかに上回り、日本国を破産に追い込んだことでしょう。

とにかく、関ヶ原の合戦後に、この男が豪姫のところからせしめた金は公金であり、横領罪と見なされる行為でありました。五大老にも名を連ねた者として、じつに許し難いことであります。

■弁護人の横顔■

島津 義弘

惟新と号した。猛将として知られ、文禄の役では、泗川の戦いで明軍を撃退した。関ヶ原の合戦では西軍に属したが、合戦にはほとんど参加しなかった。だが、最後の敵中突破の見事さはその勇名を裏切らなかった。

■裁判長の横顔■

徳川 家康

豊臣家の忠臣としての秀家を恐れ、その勢力を削ぐために、宇喜多騒動を仕掛けたともみられている。

■検察官の横顔■

前田 利長

前田利家の長男。利家の死後、五大老の一人となって秀頼の後見役となるが、家康に難癖をつけられるや腰砕けとなって、母の芳春院を人質に出す始末だった。

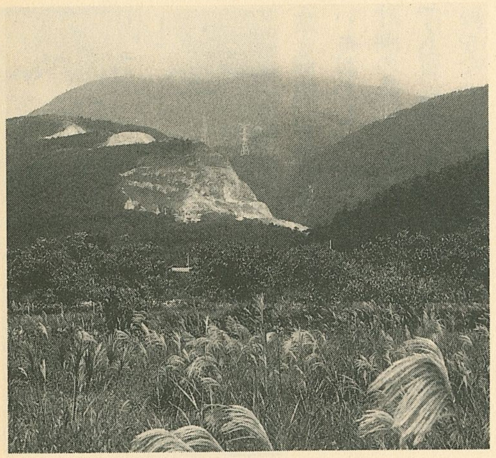

現場写真／宇喜多秀家が逃げ込んだ伊吹山

意見陳述

宇喜多 秀家

まったくの誤解、さらなるお取り調べを

――愛する妻の兄であり、かつて同じ五大老として席を並べた方からこのようないわれようをするとは、やはりいくさは勝たなければいけませぬな。

前田利長公のおっしゃったことは、まったくの誤解。充分にお調べいただければ、その誤解はすべて解けるものと確信しています。

参考写真／関ヶ原合戦での宇喜多秀家

手配中
■検察側証人の横顔■
浮田左京亮
宇喜多家の御家騒動では反乱軍の総大将となる。後に坂崎出羽守となり大坂夏の陣で大坂城から千姫を救出。

冒頭陳述　島津 義弘

関ヶ原以後は、別人のような暮らしぶり、西軍の将に対して顔向けできぬようなことはござらん

——前田利長殿は、秀家殿をだらしがないとおっしゃった。では、家康公に暗殺計画の嫌疑をかけられたさいの、実母まで人質に出して膝を屈したあの態度は、いったいなんと表現すればよろしいのでしょう。

たしかに秀家殿は、関ヶ原の合戦後2年ほどしてから薩摩に逃亡してこられた。だが、薩摩の地においては、けっして贅沢三昧の暮らしを送っていたということはございませぬ。秀家殿は剃髪し、仏門に入られ、休復と号しておられたのです。

そんな秀家殿を、わが兄家久も、そしてわたしも、ご立派な態度と感服し、薩摩での隠遁を黙認しておりました。ところが、徳川の忍びの者たちに気づかれたようすだったため、わたしどもが家康公にとりなしを図った次第であります。たしかに秀家殿は、関ヶ原の合戦以前は、贅に溺れたようなときもおありでした。しかし、関ヶ原で敗れて後は、悲惨ともいえる逃亡生活を送っており、敗れた他の西軍の将に対して顔向けができぬようなことはまったくしておりませぬ。このような罪状をかぶせるなど、利長公には武士の情けというものはござらぬのでしょうか。

検察側証人　手配中　浮田 左京亮

宇喜多騒動をはじめとして、自堕落な秀家の罪は明々白々なり

——宇喜多秀家様に、浪費癖、贅沢癖が染みついていたことは、前田利長公のおっしゃるとおりでございます。関ヶ原の合戦の前年11月に、いわゆる宇喜多騒動と呼ばれる騒ぎが起きました。

これは、宇喜多家の保守派とされたおよそ250人が国元から大坂になだれ込み、玉造にある宇喜多屋敷を占拠した事件であります。この反乱軍を率いたのは、重臣筆頭の戸川達安をはじめとし、わたしこと浮田左京亮(さきょうのすけ)や岡家利、花房正成など、精強をもってなる宇喜多軍の中心となってきた武士たちだったのです。

われらの狙いは、大坂の明石全登(てるずみ)、中村刑部ら改革派の追い落とし。とくに豪姫について前田家からきていた中村刑部の引き渡しを要求しました。このときの気勢は凄まじく、兵士たちはみな、頭を丸めて、討っ手を待ち受けたものでした。

大坂の町民たちを驚かせたこの騒動のそもそもの元は、秀家さまの自堕落な贅沢にあったのです。前田利長公が贅沢の数々を具体的にあげられましたが、ただでさえ朝鮮征伐や烏城(うじょう)と呼ばれた岡山城の普請(ふしん)などで金が足りなかったところに、あの贅沢ぶりですから、国許の武士たちはすっかり困窮しました。

しかも、こうした財政危機を脱するため、大坂の改革派の連中は、検地のやり直しを計画し、中村刑部が岡山にきて、隠し田の摘発や寺社領の削減を行なったのです。なんと酷い仕打ちではありませぬか。われらが主家に対して騒動という方法に出たのも、無理からぬことでございましょう。

秀家さまの罪は明々白々。速やかなお裁きを期待しております」

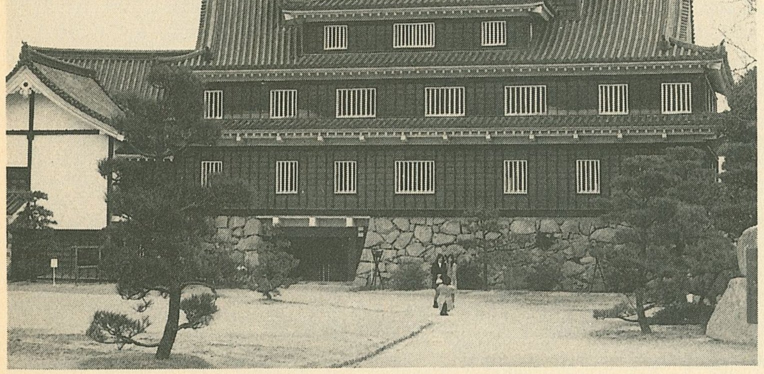

証拠写真／宇喜多秀家が贅をつくして建てた岡山城

手配中
■弁護側証人の横顔■
豪姫
前田利家の4女で、秀吉の養女となる。秀吉に愛され、「もしも男子であれば跡継ぎにしたのに」とため息をつかせたほどだったという。

弁護側証人　手配中　豪姫

夫・秀家はきっぷのいい人、これは贅沢にこじつけた冤罪といっていいもの

——おそらく兄の利長は、最後まで豊臣家のために戦った夫・秀家に対して、後ろめたさを感じているのでしょう。ご自分は父・利家の遺言にまで背いて、早々に豊臣家を見限ってしまわれましたから。

兄は、夫が関ヶ原の合戦のあと、山中を逃亡しているとき、家臣の進藤正次を通じて、わたしのところから多額の金子をまきあげたと申しました。その金子の高を申し上げましょう。それは、黄金25枚でした。たしかに少ない金額ではございませぬ。しかし、夫の秀家は、そのうちの20枚を、匿(かくま)ってくれた農家の主人にあげてしまい、自分で懐にした金子は5枚だけに過ぎませんでした。

夫は気前のいい人で、その前に匿ってくれた農家の人には、朝食のお礼にと、国次の名刀をあげてしまったほどなのです。このように自分ばかりが贅沢しようという人間ではないのです。

たしかに、夫のやることが贅沢に流れがちなところはありました。だが、それは仕方がないところもあったのです。夫は若いころから太閤さまによって戦場に引っ張り出されました。朝鮮征伐は、心情的には反対だったのですが、しかたなく海を渡り、凄まじい戦闘も体験してきました。こうした辛い毎日の憂さを晴らすためには、贅沢三昧しか方法はなかっ

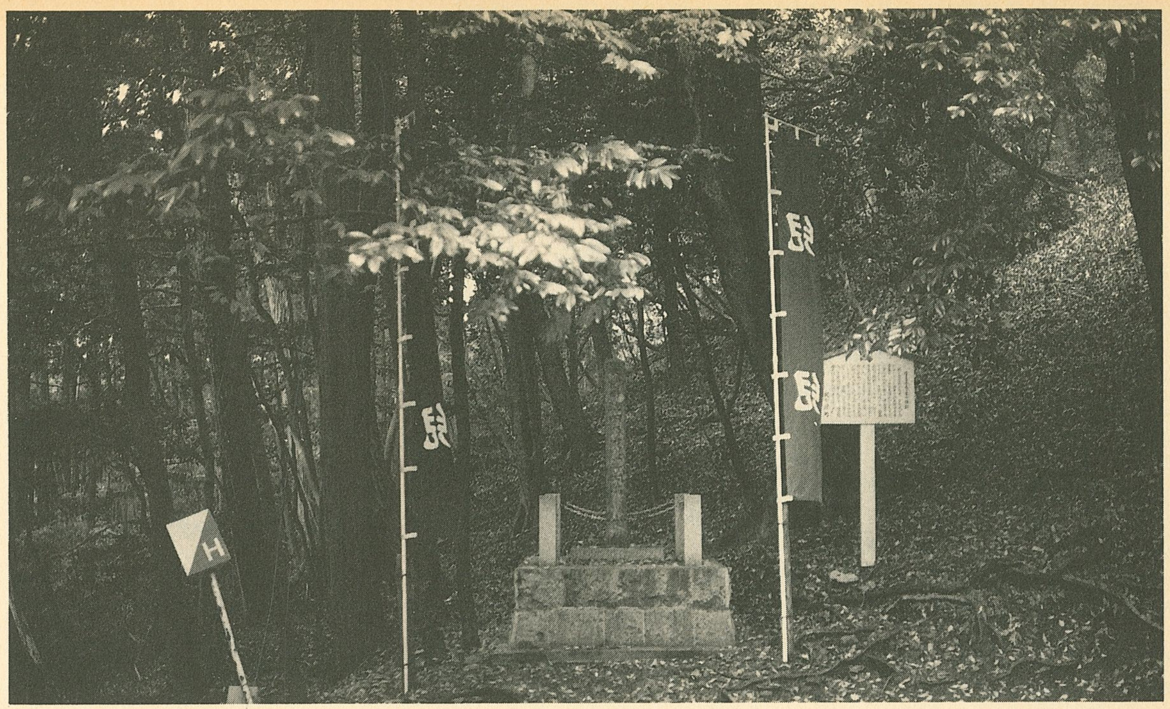

現場写真／宇喜多秀家の陣跡

たのであります。

また、浮田左京亮は、宇喜多騒動を夫の贅沢だけが原因のように申しておりましたが、それはちがいます。宇喜多家というのは夫の父の直家さまが、かなり無理を重ねて成り上がったため、大身の重臣たちが多く、かれらの知行が多すぎて、財政はもともと厳しい状況にあったのです。

それと、宗教面での葛藤も見過ごしてはならないでしょう。国許の岡山は熱心な日蓮宗の信者が多く、大坂屋敷にはキリシタンの信者が多かったのです。わたくしが病気をしたときに、日蓮宗の祈禱が利き目がなかったため、国許の信者にキリシタンへの改宗を命じたこともありました。こうした不満も、あの騒動の一因となっていったのです。それをいまさら、なにもかも夫の贅沢のせいにしようというのは、自分たちの罪をごまかそうとする卑劣な行為にすぎません。

夫は、贅沢の似合う男性でした。「日本一の美青年」とさえいわれた人なのです。お洒落の趣味のよさといい、洗練された遊びっぷりといい、この時代の文化を体現した男といってもいいでしょう。その夫を、公金横領などという下品な罪で訴えるなんて、まるで美というものを理解しない行ないではありますまいか。

論告求刑　前田　利長

武士の情けをもって切腹、財産没収を

——わが妹のお豪が、そこまで秀家にたぶらかされていたとはな。女というのは美男子には弱いものよのう。

それはともかく、お豪もまた、秀家が金を持っていったことや、贅沢に溺れがちであったことは認めておるのであります。つまりは宇喜多家の公金だけでなく、前田家の公金までも横領していたことは明らかです。

こうした振る舞いは、五大老という立場にあっては、決して許されぬこと。武士の情けをもって、切腹、そして宇喜多家の財産すべての没収を求めます。

最終弁論　島津　義弘

情状酌量のうえ、半分の削封とお咎めなしが妥当では？

——ろくないくさもなされぬくせに、武士の情けとは片腹痛い。大谷刑部の贋情報にまどわされて加賀のあたりを右往左往し、関ヶ原の合戦にも間に合わなかったのは、どこのどなたでしたかな。

それにくらべて宇喜多秀家殿の奮戦ぶりの見事さ。あの関ヶ原の合戦で、もっとも激しく戦ったのは、石田三成と秀家殿でござったわ。武運つたなく、合戦には敗れたけれども、秀家殿のいくさぶりの見事さは、後世にまで長く伝えられることでしょう。

それほどの見事な武将が、多少の贅沢をしたからといって、その武名を貶め、お家を抹消するなど愚かな仕打ち。情状を酌量し、宇喜多家はせいぜい半分程度の削封で、秀家殿もまた、お咎めなしが妥当と主張するものであります。

参考写真／宇喜多秀家と豪姫が暮らした大阪城

最終陳述　宇喜多　秀家

お豪と過ごした時間こそ、最高の贅沢よ

（裁判が進行するあいだ、宇喜多秀家は証人として出廷してきた豪姫を見つめつづけた。兵を挙げて以来、ひさびさの愛妻との対面だったのである。陳述にも、愛妻に対する思いが滲み出ていた）

——どのようなお裁きも、わたしと豪姫との愛の記憶を傷つけることはできますまい。太閤殿下の庇護の下、大坂城で過ごした二人の時間。あの頃はまだ、二人とも人生にこのような試練が待っていようなどとは、夢にも思わなかったものでした。

お豪。どのような裁きが下り、そしてそなたとは永久に会うことができぬ日がやってきたとしても、わしはそなたのことを忘れまいぞ。わしとそなたの恋は、大坂や桃山の地に咲き誇った一瞬の栄華の結晶。それにまさる贅沢など、この世にあるはずもないわ。

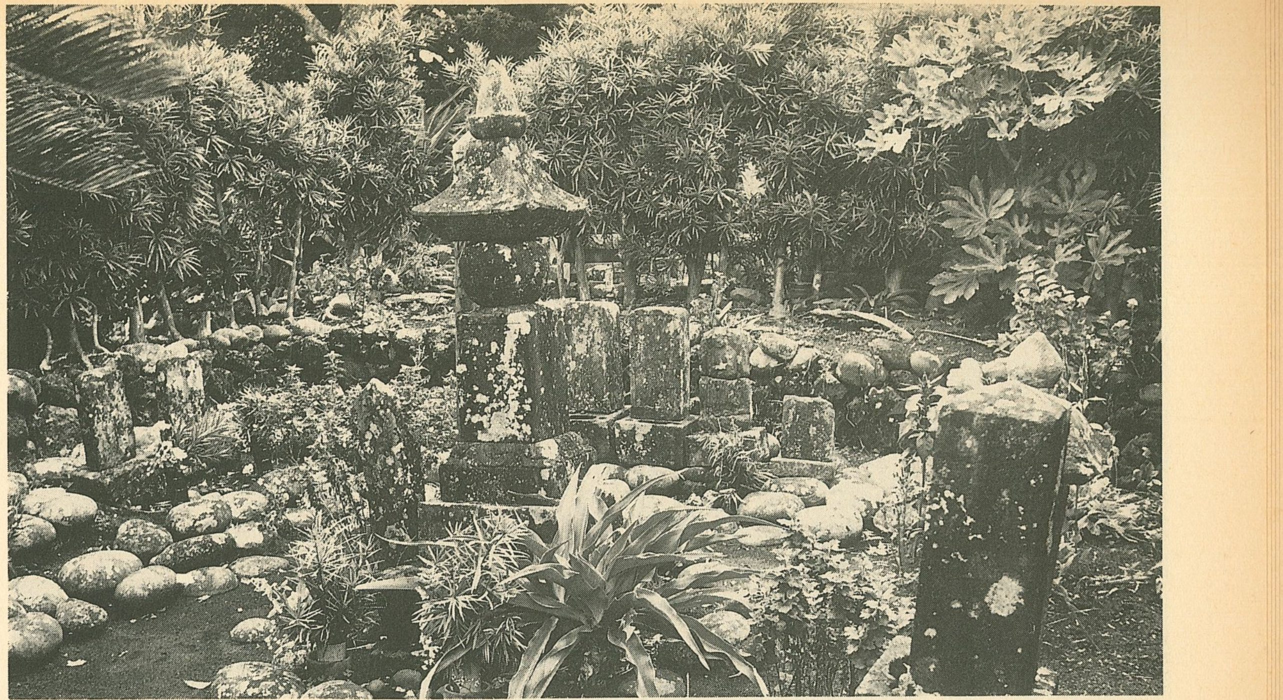

参考写真／八丈島にのこる宇喜多秀家の墓

判決　徳川　家康

秀家の罪は、その贅沢三昧にあるのではなく、この家康を脅かしたことにこそある

——被告人である備前中納言こと宇喜多秀家は公金横領という罪名で訴追を受けた。たしかに秀家の贅沢三昧は、天下に広く知れ渡っており、わしも華美な衣服をまとい、大坂城や伏見城に出入りする秀家を、苦々しく眺めたことも再三であった。

また、わしは宇喜多騒動で反乱軍となった者たちをひそかに援助し、関ヶ原の合戦においては東軍への参加を許した。これも、秀家の行状を咎める気持ちがあったからである。

そのような秀家のことゆえ、宇喜多家や前田家のいわば公金を着服し、おのれの贅沢のために使いまくったこともあるであろう。

だが、秀家の罪はそれがもっとも重大なものであろうか。そうした瑣末（さまつ）な罪状にとらわれることこそ、秀家という当代きっての美男子に、目を眩（くら）まされたことにほかならないのである。

宇喜多秀家は、まぎれもなく1万7000という西軍最大の兵を率いて、合戦に参加したのである。そして、主に福島正則の軍と真っ向からぶつかり合い、合戦なかばではわが東軍を押しまくり、この家康の心胆を寒からしめたのである。ここにこそ、秀家の罪を求めるべきではなかったのか。

さすれば、この判決もまた、間違いなく死罪を申しつけ、その首を五条の河原にさらしたことであろう。

だが、公金横領という罪状ではいかにわしといえども、死罪を申しつけることはできないのである。しかも、島津惟新入道やお豪の申し分にも聞くべきところがあり、公金横領という点では充分に情状酌量の余地があると思われる。

したがって、宇喜多秀家に死罪を申しつけるのは無理。かわりに息子たちとともに八丈島への流罪を申しつける。また、財政破綻（はたん）に陥った宇喜多家は当然のことながら没収。他の者によって、あらたに備前の地を再建することに決定する。

◎裁判後の経緯◎

宇喜多秀家はしばらく久能山（くのうさん）に謹慎したのち、子らとともに八丈島に流される。このとき34歳。以後、84歳で没するまでの50年間を八丈島で過ごした。

八丈島の秀家には、前田家から隔年ごとに白米75俵と金子35両、その他の物資などが送られつづけた。だが、息子の家族などが増えていったため、暮らしは決して楽ではなかった。島の代官が秀家を食事に呼んだとき、握り飯三つのうち一つだけを食べ、残りの二つは家族に持って帰った。代官はこれを憐れみ、白米1俵を贈ったというエピソードも伝えられている。

また、死にのぞんだときは、「最後に米の粥を食って死にたいもの」と語ったが、この願いすらついにかなわなかったという。

しかし、秀家は島でも毅然とした態度を取りつづけた。

島に流されて数年後、前田家が徳川家に頼んで恩赦を乞い、小城主くらいにはしてもらおうかと心づもりを訊ねたが、秀家は「五大老として豊臣家に仕えたわしが、いまさら徳川家の禄を食（は）むつもりはない」と断ったという。以来、宇喜多一族は明治になるまで赦免されることはなく、前田家の仕送りは明治維新を迎えるまでつづけられた。

イラスト／さいとう・はるき

被告事件名

関ヶ原地方裁判所

先陣抜け駆け容疑

書記官●原　遙平

◆本件の出席者◆
被告人　井伊直政
検察官　福島正則
裁判長　徳川家康
弁護人　徳川秀忠
検察側証人　可児才蔵
弁護側証人　松平忠吉

起訴状朗読
福島　正則

たとひ高名せしむるといへども、軍法を背くの上ハ成敗すべき事。抜け駆け許すまじ

——わしは今、猛烈に怒っている。関ヶ原の先陣を福島がつとめること、内府も承知であった。ところが、そこにある井伊直政は、わしを出し抜きおった。午前8時ごろじゃったと思う。濃霧で視界が効かないのをいいことに、30騎の兵でわしの陣の右翼を駆け抜け、宇喜多秀家を攻めたのじゃ。

「先鋒は福島正則」という取り決めを無視して抜け駆けをしたこと、断じて許せぬ。いくさが3度の飯より好きなわしを出し抜きおって。それほど手柄を立てたかったたか。功名心に逸(はや)って軍規を破るは、武将にあるまじき行為ぞ。

わしは「先手を指越、たとひ高名せしむるといへども、軍法を背くの上ハ成敗すべき事」という取り決めに基づき、井伊直政に厳罰を与えることを要求いたす。

意見陳述
井伊　直政

覚悟のうえのことなれど、すべては徳川家のためなり

——先鋒が福島正則殿であること、われとて重々承知いたしておりました。武将にとって先陣は、最高の栄誉。福島殿の怒りはもっともです。事前の決定を破った以上、軍規に基づいての処断、覚悟しております。なれど、今回の抜け駆け、わが一人の功名心のためにあらず。徳川家のためのものであったこと、今ハッキリと申し上げておきます。

冒頭陳述
徳川　秀忠

天下分け目のいくさで豊臣恩顧の大名に頼るは徳川軍の名折れ。軍規違反なれど先鋒井伊直政は止むをえなし

——徳川秀忠です。ハァ、ハァ……、井伊殿が裁かれると聞き、大急ぎで駆けつけて参った。いや、途中で道が混んで、「関ヶ原に続いてまたもや遅参か」と焦ったが、何とか間にあったようだの。おぉ、これは福島殿、関ヶ原ではご苦労をかけた。遅参、誠に申し訳なく思っている。

さて、井伊直政殿の抜け駆けの件だが、実は何もかもわたしの責任であるから、今回は一つ目こぼしをお願いいたしたく思っておる。井伊殿が抜け駆けしたのは、おのれの名を上げるためではなく、徳川家のためであることに相違ない。

あいや福島殿、これからわかりやすく説明をいたす。お聞きくだされ。

小山会議では、父家康は東海道を、わたしは中山道を進撃し、美濃あたりで合流。ともに京・大坂方面に押し出す、という作戦を立てた。ところがわたしは、信州の真田との戦いで大幅に時間を浪費。関ヶ原に遅れた。ここまでは皆々もよくご存じであろう。

ところでわたしが率いていた軍勢であるが、総勢は3万8000。父上が率いていた徳川勢が3万強。数の上では大差はない。しかし、軍勢の質という点では、天地ほどに差があった。実はここに井伊殿の抜け駆けの秘密が隠されておるのよ。

軍勢の編成を「備(そなえ)」という。軍勢は通常、先鋒・先手備、中備、脇備、後備、殿備からなっておるが、一番重要なのは「先手備」の充実度。なぜなら、先鋒・先手備が攻防を受け持ち、他の「備」は総大将や旗本備の防御、先鋒・先手備の後詰、第2次攻撃などに使われることがほとんどだからじゃ。先鋒・先手備が合戦での主たる攻撃部隊で、他の「備」には防御的な意味しかないのよ。要するに、軍隊の戦力は、先鋒・先手備の充実度で左右される。だからこそ皆、先鋒・先手

■被告人の横顔■
井伊直政

徳川四天王の一人。「井伊の赤備え」で知られる勇将。関ヶ原の合戦では、福島正則を出し抜いて抜け駆けをした。徳川家への忠節の思いは人一倍強い。

■検察官の横顔■
福島正則

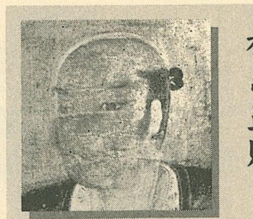

石田三成憎しの一念で徳川方に与(くみ)した猛将。関ヶ原での先陣をつとめようと勇躍していたが、井伊直政に抜け駆けをされて激怒している。短気で強情ですぐに怒る。

■裁判長の横顔■
徳川家康

東軍の総大将。主力軍の遅参の結果、豊臣恩顧の大名の力で関ヶ原に勝利。内心では福島正則を「煙たい奴」と思っている。

■弁護人の横顔■
徳川秀忠

徳川家康の三男。関ヶ原の合戦では、遅参という大失態を演じた。失敗の埋め合わせにも、何とか井伊直政を助けたい。

備には石高の大きい武将を配するのであろう。人数・装備とも充実しているからの。先鋒・先手備の充実は、軍勢の攻撃力の増大になる。

わたしが先ほどいった「天地の差」とは、そこよ。中山道部隊には、10万石の榊原康政、6万5000石の大久保忠隣、3万石の酒井家次と万石以上の武将が12名もおる。本多忠勝殿のご子息忠政殿も、本多本隊を率いておった。ところが、東海道を進んだ徳川部隊では、万石の武将はわずか5人。あとは旗本の侍たちがほとんど。何を意味するかわかるであろう。徳川軍の主力を率いていたのは、父ではなくわたしであった。父は、いや徳川家は主力部隊抜きで関ヶ原を戦わねばならなかった。

主力部隊を欠いた徳川軍、存在感はさぞ薄かったであろう。となれば、豊臣恩顧の大名衆の力に頼るしかない。だが、たとえ勝っても徳川家の勝利になるであろうか。豊臣系大名の名が上がるだけではないか。徳川の勝利が豊臣系大名の武功の下に埋没してしまうのではないか。わたしは必死で軍勢を進めながら、そのことを危惧した。

井伊殿も同様の思いであったと思う。ただ、戦いの意義を徳川家に引き寄せる方法がたった一つ残されていた。徳川家自ら合戦の火蓋を切る。井伊殿の抜け駆けは、関ヶ原のいくさを徳川家のモノとするための行為であった、とわたしは確信している。

検察官——左様か。では、証人をお願いするとしよう。才蔵。出よ。井伊殿が抜け駆けをしたときの様子詳しく話して聞かせい。

検察側証人

可児 才蔵

〝赤備え〟が真っ赤な嘘をつきよった

——可児才蔵と申す。別名を〝笹の才蔵〟。取った首の口に笹の葉を差し込んで目印としておいたことからそのように呼ばれておる。

現場写真／関ヶ原合戦開戦地の碑

さて、御大将のご指図であるから申すが、あの折の情景、未だに忘れられぬ。両軍が対峙したまま時間は刻々と過ぎていき、某は苛立っておった。すると霧の中から人馬の気配がする。目にも鮮やかな赤備え。井伊殿であることはすぐにわかった。横には松平忠吉殿もいた。総勢30騎。何事かと思っていると、わが部隊の側を通り抜けて、前線に出ようとしているではないか。某は、「本日の全軍の先鋒。この福島隊にして他の部隊にはあらじ。何人たりともこれを犯すことは適わぬ。引かれませい」と大音声にて叫んだところ、井伊殿は、「重々承知のことである。これは抜け駆けにあらず。初陣の忠吉君に実戦の実際を見させるために前線をめぐるだけである。多くの兵を連れていないのはそのためである」と答えられた。ところが視察はまったくの嘘。いきなり宇喜多隊に攻撃を仕掛けた。某はすぐ殿の元に馳せ参じ、「〝赤備え〟が、真っ赤な嘘をつきよった」と報告いたした。

検察官——さて、才蔵はこのように申しておるが、改めて問いたい。なぜ、わしの陣の右側を抜けて抜け駆けをした。思うにわしに対する挑戦であったのじゃろう。

弁護側証人

松平 忠吉

先陣を出し抜く危険は誰よりも承知。されど、福島殿に敬意を払わねばならぬ

——松平忠吉です。井伊殿はわたしの舅であり、後見人を勤めています。わたしは徳川家康公の四男。お愛の方を母に、天正8年に生まれています。現在、武蔵国忍城10万石を治めております。21歳。関ヶ原の合戦が初陣でした。

さて合戦当日、霧の中を馬を進めているとき、舅殿は「これからが命がけよ」とポツリと申しました。敵陣内ならばいざしらず、まだ味方陣内。私はなぜ?と聞き返しました。舅殿は次のように答えています。

「先だっての岐阜でのいくさ。織田秀信殿を攻めたときには、冷や汗をかいた。福島正則殿と池田輝政殿が進軍の最中、先陣を巡って大ゲンカを始めた。福島殿は『自分は清洲の城主であり、西軍に与する織田秀信は美濃。自分が西軍と対峙する最前線の領主なのだから自分が先鋒を勤めるべきである』と主張した。池田殿は池田殿で『父恒興の時代、岐

■検察側証人の横顔■

可児 才蔵

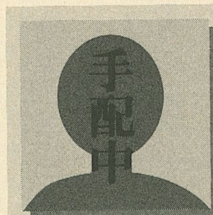

福島正則に仕える大剛の武士。関ヶ原であげた首級の数は東軍ナンバーワン。井伊直政の先駆けで怒り心頭。

■弁護側証人の横顔■

松平 忠吉

徳川家康の四男。妻は井伊直政の長女。直政の介添で、関ヶ原での初陣を飾った。後見人の直政を救いたい一心。

参考写真／福島正則が城主をつとめた清洲城跡

皐城は池田家の城であった。奪還の意味でもわれらが攻めるのは道理に適っている。それにわたしは岳父の家康公より先鋒を命じられている』といい張る。小山を出る際、殿が、1日交代での先鋒を申し付けた経緯もあって両人ともまったく譲らぬ。これをわたしと本多殿とでなだめ、池田殿に福島殿との協力を申し付けたのだが、骨が折れた。

ところがじゃ。岐阜城が間近になったとき、池田殿が一足早く進発した。福島殿は烈火の怒りよう。『先ず、池田輝政を討ち果たさん』と息巻く。実際、同士討ちも起こりかねない険悪な雰囲気になったが、両者を城への一番乗りとするなど気を遣って……。敵と戦っている方が楽であったわ」

舅殿は、福島殿を出し抜くことの危険さを、誰よりもわかっているようでした。敵と戦う以上の覚悟をしていました。福島殿の陣を過ぎた後、わたしは聞きました。「危険ならばなぜ、福島殿の部隊の横を通ったのですか。それに声までかけられて。福島殿の神経を逆撫でしたように思いますが」と。

すると舅殿は、「逆の方が危ない。怒り狂った福島殿は何をするかわからぬ。横を通ったのは、福島殿へのわたしなりの敬意じゃ。あれほどの武将、黙って抜け駆けしては失礼であろう。それに黙っていてはコソ泥の真似のようで格好が悪い。このいくさは徳川のいくさ、たとえ抜け駆けであっても、堂々と仕掛ける必要がある」と。

検察官――拙者、ひとつお聞きしたい。井伊殿はなぜ、忠吉君を伴って抜け駆けをなされたのか。

そもそも忠吉君はなぜ、徳川勢の先陣の位置に入られたのか。ゆえ、後見役で舅の井伊殿が先陣におられるからか。初陣であるからか。それらの理由があるにしろ、岐阜での織田秀信との戦いに不参加、遅れて美濃に到着したにもかかわらず、いきなり徳川部隊の先鋒に配備されたこと、この正則、納得できぬ。功のない忠吉殿が、内府の御子、井伊殿の婿というだけで先鋒の位置に割り込んだとすれば、この正則不愉快じゃ。

もしや、井伊殿はやはり、舅と婿で武功を挙げたかったのではないか。徳川家

現場写真／福島正則の陣跡

のためなどというが、要は私心。忠吉君を伴ったは、あとで問題が起こったときの安全牌。いよいよとなったとき「忠吉君のためであった」といえば……初陣の殿に手柄を立てさせたい後見人の一心と温情に訴える。しかも忠吉君は内府の御子。裁きには手心が加わろう。

弁護側証人――いや、それは……

弁護人
徳川 秀忠

主力部隊不在のとき、見事な臨機応変ぶり。俸禄を食む者かくありたし

――あいや忠吉、その先はわたしが話そう。わたしに関係していることだから。福島殿、井伊殿と忠吉が布陣した位置は覚えておられるか。さよう、中山道のすぐ北、東軍先鋒の中央部じゃ。ここは本来、わたし率いる徳川主力部隊が入るべき位置であった。しかしわたしと主力は戦場に不在。要するに、忠吉とその部隊は、わたしと主力の代替であったのだ。

徳川軍の戦力の存在感は、主力を欠いているゆえに薄い。この薄い戦力で、合戦そのものを徳川のモノとするには、形の上だけでも徳川の主力を真っ先に敵に

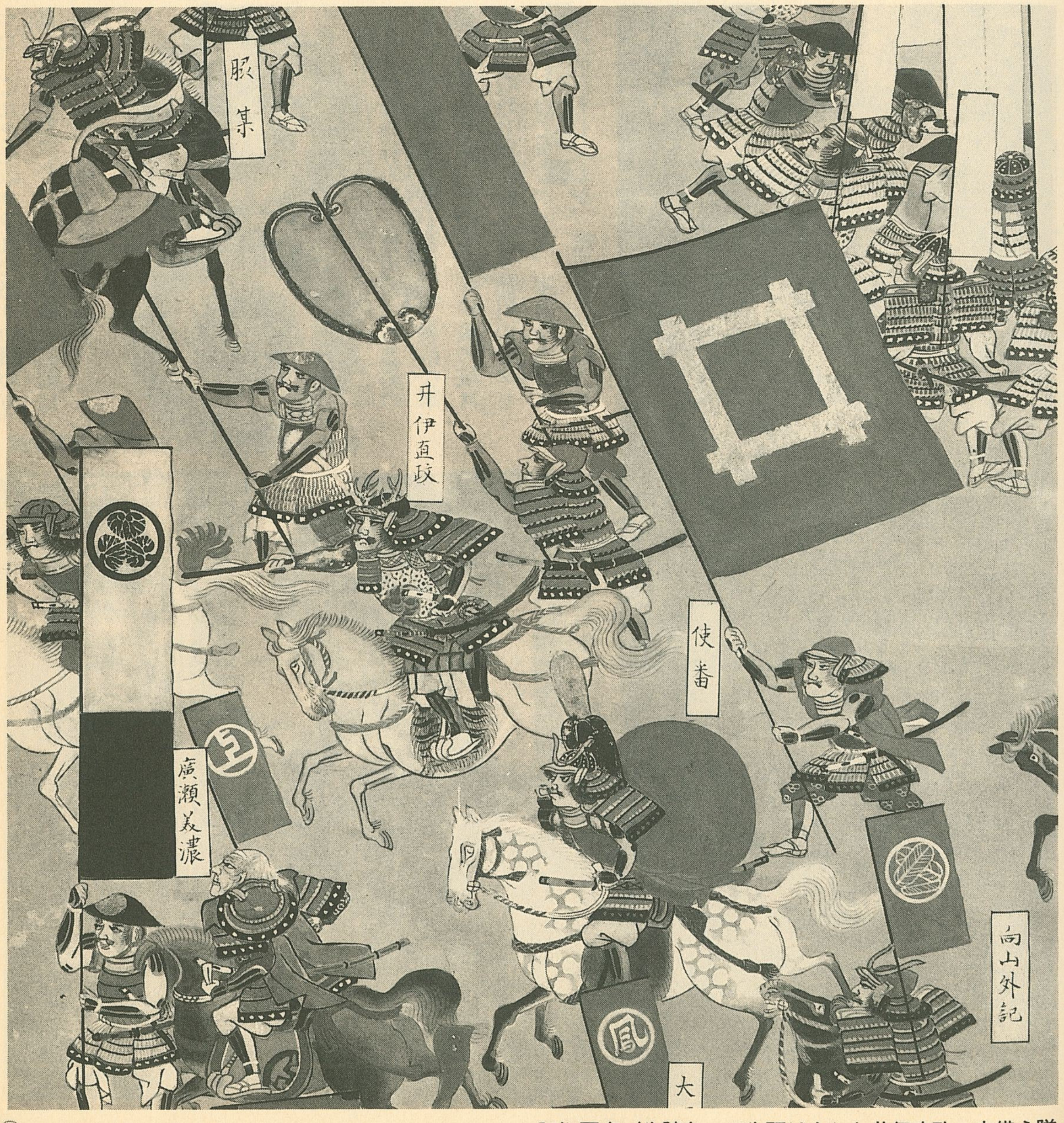

証拠写真／先陣争いで先駆けをした井伊直政の赤備え隊

ぶち当てなければならなかったのだ。もし、井伊殿の抜け駆けが単に井伊殿個人の功名心から出たのならば、なぜ、初陣で足手まといになる忠吉を戦場に駆り出した。なぜ、堂々たるいくさをさせず、抜け駆けという武将としてもっとも恥ずべき行為を強要した。なぜ、隠密裡（おんみつり）に行動せず、わざわざ福島殿の陣の横を通った。

すべては井伊殿が、徳川のためを思ったればこそじゃ。意見陳述での井伊殿の申されよう、嘘偽りはない。それにわたしは井伊殿を見事と思っておる。お家の危機に臨んで臨機応変に行動し、お家の利益を見事に引き出した。俸禄を食（は）む者は、かくありたい。

論告求刑　福島 正則
軍法に則っての処分を

――井伊殿のいい分、わからぬでもない。なれど関ヶ原のいくさは徳川のみのいくさにはあらず。われらとて自身の運命を賭けていたのだ。天下を二分する合戦での先陣、生涯に二度と出会えぬ花道であった。これを先取りされた怒りの鎮め方。某（それがし）には未だにわからぬ。内府、正則は軍法に則っての処分を要求いたす。

最終弁論　徳川 秀忠
結果オーライじゃ

――井伊殿の行為は、徳川家への忠節のゆえである。主力軍不在という異常な事態での合戦であった以上、井伊殿の抜け駆けがなければ、いくさを徳川のモノとすることはできなかった。軍法からすれば違反かもしれぬが、徳川としては大功績である。

最終陳述　井伊 直政
功名心にあらず

――個人の功名心でない。徳川のための抜け駆けであった。それ以上は申さぬ。

判決　徳川 家康
軍規違反ではあるが、徳川の面目保持になったゆえ例外といたす

――関ヶ原のいくさをせんじ詰めれば、徳川家康＝徳川家、石田三成＝豊臣家の天下争奪戦であった。したがって、誰もが「徳川が勝った」と納得する戦いをしたかった。ところが秀忠は遅参。主力軍抜きで合戦に臨むのか、と考えたら肌に粟が生じた。豊臣恩顧の大名の力に全面的に頼ることになり、徳川の勝利という印象が薄くなるからだ。勝ちはしたが、苦い味のする勝利であった。だが、直政が忠吉とともに合戦の火蓋を切ってくれたお陰で、少なくとも徳川対豊臣という形にはなった。

直政の抜け駆けは徳川家のためであった。わしは直政を罰することはできない。また、臨機応変に行動し、危機にあるお家の面目を保ったは、俸禄（ほうろく）を食む者としては見事である。

軍法違反であるが、今回は例外といたしたい。正則殿。わしに免じて目瞑してくれぬか。ただとはいわぬ。大きな土産も用意しよう。

参考写真／福島正則の霊廟

■被告人喜びの声■

お家あっての井伊直政。お家のために働くは当然のこと。わたし一人がどうなろうとお家が大事と思っていた。お家はわたしを見捨てぬ。それにしても才蔵の奴、真っ赤な嘘をつくとはようもいうてくれたものよ。ウウ、島津との戦いで受けた鉄砲傷が傷む……。

■識者の声■

二木 謙之助――不思議な裁判もあるものだ。違反者の井伊殿がいつの間にか英雄になってしまった。こういうすり替え。よくあるな

■傍聴席の声■

榊原 康政――秀忠殿の遅参。某の責任でもあったゆえ、井伊殿の無罪、誠に嬉しく思っている。

■街角の声■

井伊さんって典型的な、お家人間ね。お家ために死んじゃうんじゃないかしら。

◎判決後の経緯◎

福島正則は尾張清洲20万石から、安芸広島50万石の大守に出世。井伊直政は6万石加増され、近江彦根18万石を任されるが、裁判から中1年おいた慶長7年、鉄砲傷の悪化が原因で没した。

現場写真／井伊直政、松平忠吉の陣跡

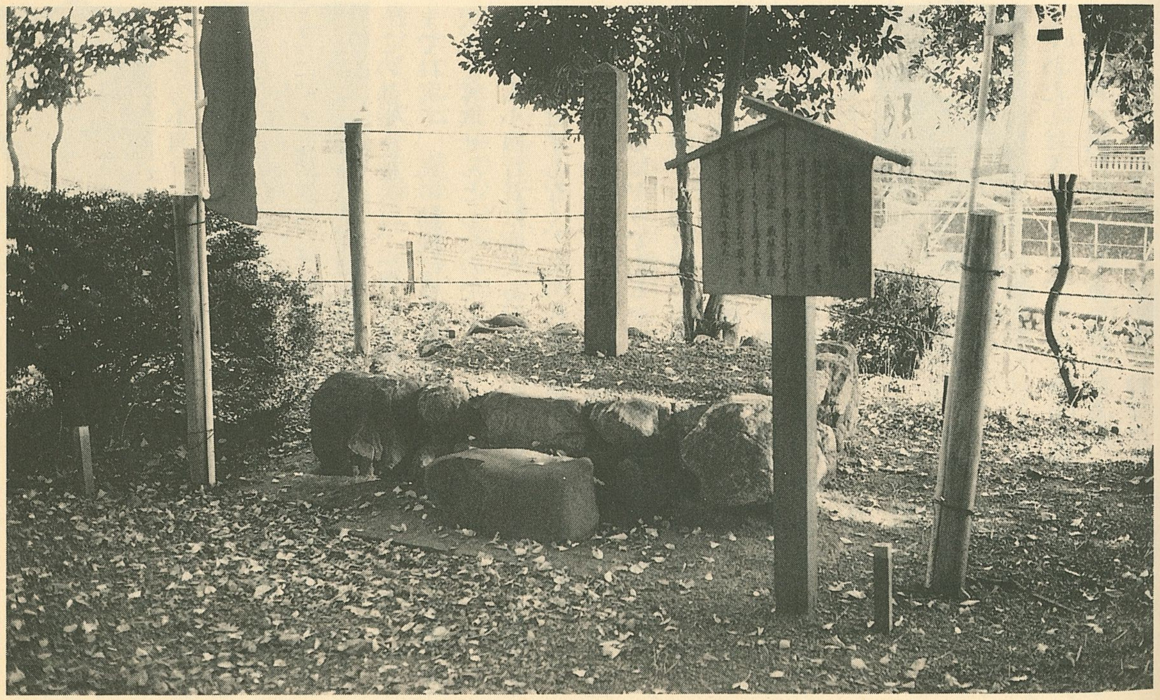

関ヶ原地方裁判所

騒乱容疑

被告事件名

書記官●麻倉一矢

■被告人の横顔■
小西行長

商人出身のキリシタン大名。肥後半国を領有した。関ヶ原では西軍の中心的武将として戦ったが敗れ去った。

◆本件の出席者◆

被告人	小西行長
検察官	徳川家康
裁判長	黒田長政
弁護人	石田三成
検察側証人	加藤清正
弁護側証人	高山右近

起訴状朗読　徳川家康

おのれの欲と野心で天下を騒乱に巻き込んだ罪は、極刑に値！

——被告小西行長は、検察官であるこのわたくし徳川家康が豊臣秀頼君の主命を受け、上杉討伐に向かった隙を衝き、石田三成とともに挙兵して、わが家臣鳥居元忠の守る伏見城を攻め、さらに関ヶ原に進出して天満山南麓に布陣、わが徳川軍と半日に及ぶ戦端を開いて死闘を繰り広げた。

この暴挙を被告は、「豊臣家の御為」と称しているが、あくまで口実で、真の動機は豊臣秀頼君を擁立し、三成と共謀して天下を奪取せんとしたのである。

被告人小西行長は商人あがりゆえ、もとより武家の忠義心などあろうはずもなく、おのれの欲得のみで亡き太閤殿下に取り入り、媚びへつらって、ついに肥後半国を手にいれた。その無節操は呆れるばかりであるが、このたびも、一時はこの家康に近づき、朝鮮から連れ帰った女人を献上する約束をするなど、揉み手をしてとり入ってきた。だが、朝鮮で小西の正体に気づいた加藤清正、福島正則らがあくまで敵対するため、ふたたび転身して石田方に与した。おのれの欲得と野心で天下を騒乱に巻き込んだ罪は、極刑に値する。

意見陳述　小西行長

徳川を倒すためであり、天下を騒乱に導くためでなかったこと、神ゼウスに懸けて

——わたしはキリシタンである。キリシタンにとって、虚偽の証言が神の前でどれほど重い罪となるか、ご列席の諸氏はご想像いただきたい。わたしはいま、神ゼウスにかけて誓う。わたしは、天下への野心など毛頭なかった。また、無用な騒乱を引き起こし、天下万民を苦しめようとしたこともない。

わたしはただ、検察官である内府の不義と悪徳に義憤を感じ、また大恩ある豊臣家の危機を救うべく立ち上がったにすぎない。

わたしは、いま検察官のいわれたとおり、太閤殿下に取り立てられて、肥後半国の領主にまで出世した男だ。太閤と豊臣家には、ひとかたならぬ恩義がある。魂の主が神ゼウスであるなら、地上の主は常に太閤殿下であった。その太閤殿下の豊臣家が、内府のために危機に立たされていた。わたしが、命を捨てても立ち上がらざるをえなかったことはおわかりいただけよう。

たしかに、わたしは内府殿に近づいていったことがある。朝鮮の女人おたあジュリアを内府に預け、嫡男を内府の曾孫娘と婚約させた。わたしが講和のため身命を懸けた朝鮮との関係を、内府殿なら修復してくださると期待したからであった。だが、そんな計算よりも、やはり不義を憎む心が勝った。内府はあまりに地上の人であり、姑息で陰湿な人であった。わたしとは相容れるところのない御仁だ。

わたしは、豊臣を守り、徳川を倒すために立ち上がった。神懸けて、天下を騒乱に導くためではなかった。

■検察官の横顔■
徳川家康

豊臣の次を狙う大大名。虎視眈々と天下取りのチャンスを窺い、関ヶ原で圧倒的な勝利を得た。

■裁判長の横顔■
黒田長政

希代の軍師黒田官兵衛の嫡男。関ヶ原合戦では、西軍切り崩しに謀略のかぎりを尽くした。

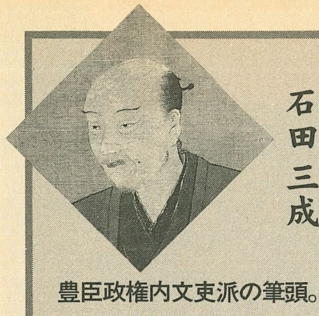

■弁護人の横顔■
石田三成

豊臣政権内文吏派の筆頭。反徳川の急先鋒だったが、西軍を率いて関ヶ原に戦い、敗退した。

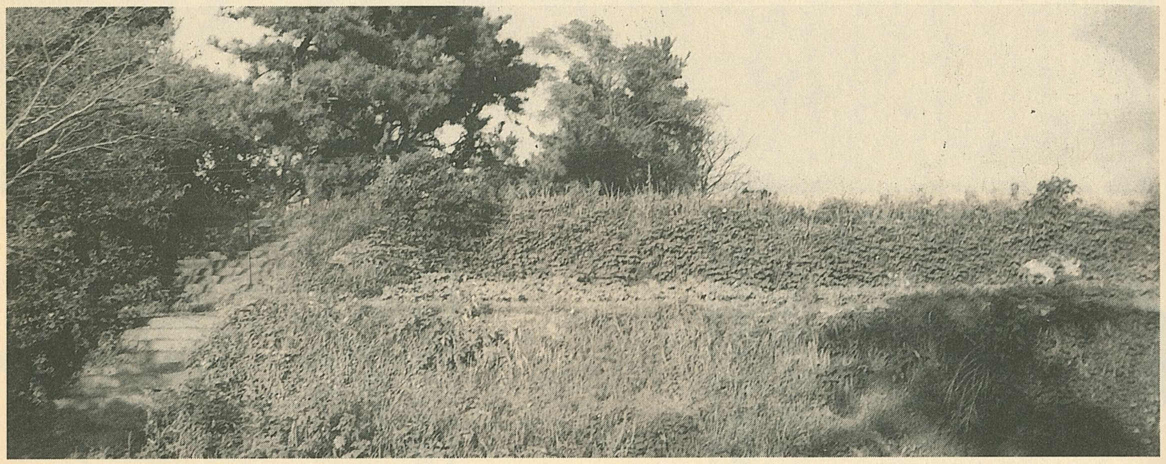

参考写真／小西行長が領した宇土城跡

冒頭陳述　石田三成

内府にこそ叛意があり、小西殿は主命を忠実に実行したにすぎない

——小西殿のいわれるとおり、太閤殿下がご他界されて後の内府の悪辣ぶりは、心ある者なら、誰もが見て見ぬふりができぬほどであった。

内府は、殿下のご存命中から虎視眈々と天下を狙っていたが、殿下が亡くなられるや、もはや怖いものなしで、諸公と誼を通

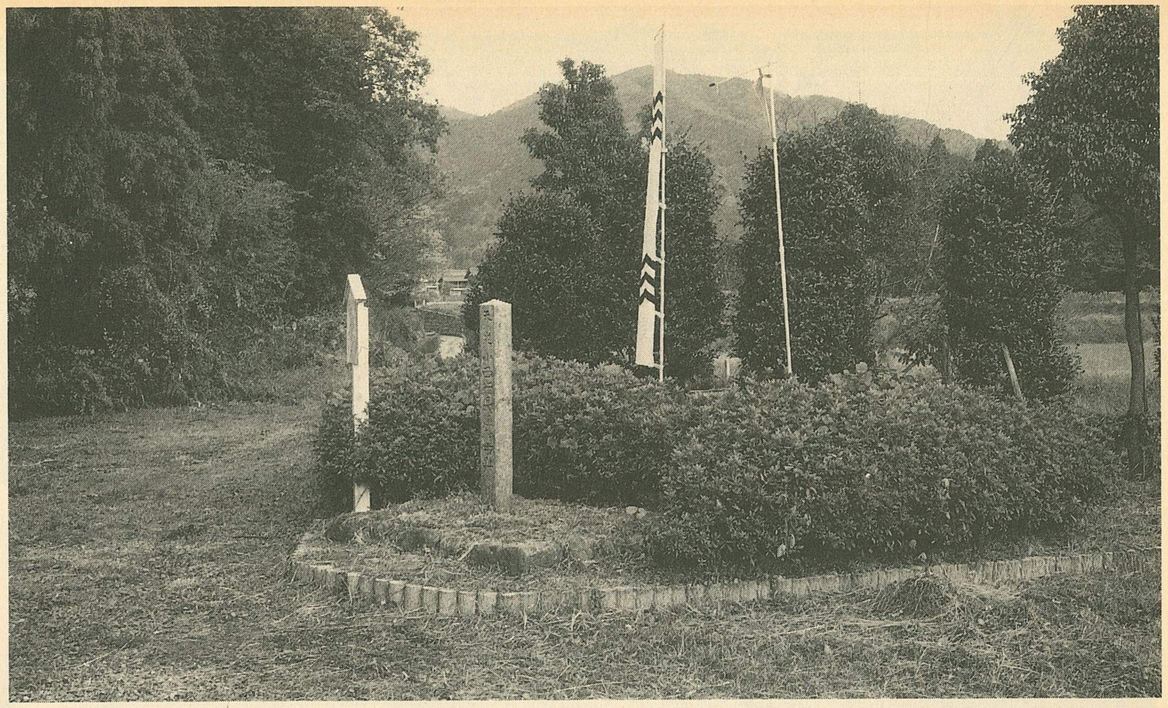

現場写真／小西行長の陣跡

■検察側証人の横顔■

加藤清正

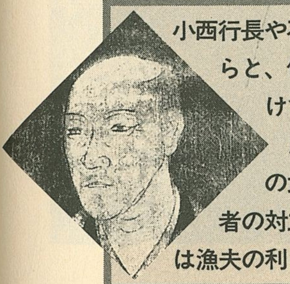

小西行長や石田三成らと、何かにつけて対立した武功派の武将。両者の対立で家康は漁夫の利を得た。

じ、姻戚関係を結んでおのれが勢力を拡大していった。文禄4年に太閤殿下がお定めになった五ヶ条の「御掟」の多くの条項が、こうして次々と侵犯されてしまったのだ。内府に叛意(ほんい)があることは、豊臣政権に近い者なら誰でも感じたことであり、小西殿がそう感じて、豊臣家にとって獅子身中の虫内府を除かんとしてもなんら不思議はあるまい。

だが、このたびの大乱に限っていえば、小西殿はあくまで大老である毛利輝元殿、宇喜多秀家殿のお二方、奉行である前田玄以(げんい)殿、増田(ました)長盛殿、長束(なつか)正家殿のお三方、都合、五名連署の弾劾状に呼応したまでであり、首謀者として西軍を率いたのではないことをはっきりさせておきたい。小西殿は、豊臣家の忠実な家臣として、合議制により決定された主命を忠実に実行したにすぎない。

小西殿は無罪。裁かれるのは、内府徳川家康殿だ！

(家康をにらむ)

検察側証人

加藤　清正

行長めは、明国と密約を交わした売国奴同然なのだ

——裁判長ならびに傍聴席の諸氏。偽善者面(づら)して被告席に座るこの小西行長めの正体をご存じか。こ奴は実は、とんでもない大嘘つきの詐欺師なのだ。太閤殿下に取り立てられてから亡くなられるその日まで、こ奴はずっと殿下を騙(だま)し通してきた。みな、おのれの欲得と妖しげな異国の邪教を後生大事に守るためだ。

こ奴は、殿下のバテレン追放令にも従わず南蛮人宣教師を匿(かくま)い、朝鮮の戦場では、殿下の命などまったく無視して、明(みん)国の輩と図って講和を企てた。文禄年間に決まりかけた講和など、殿下がお示しになった7つの条件をまるで無視したでたらめなもので、ほとんど売国的な講和であった。ところがこ奴め、それに気づいたこのわしを、あることないこと悪しざまに殿下に告げ口し、失脚させようと計った。あの大地震で殿下を伏見城の瓦礫(がれき)の下から助け出す機会がなければ、この清正、今どうなっていたかわからぬわ。

よいか、諸公諸氏。これほどまでの和平への執着も、実はこ奴の信仰からではなく、もっと卑しい動機から発していたのだ。簡単な話、そのわけは奴が堺の薬問屋の伜(せがれ)だからだ。朝鮮といくさをつづけていては、商いのための人参や化粧の顔料などが手に入らなくなるからな。

これはここで初めて明かすことだが、こ奴は殿下が明国王に臣下の礼をとり、あらためて日本国王に冊封される条件として、西海道（九州）の王となる密約さえ取りつけようとしていたらしい。明国の使者からこのわしが直に聞いた話だから間違いない。こ奴の家臣内藤如安が、明国の都に行き、そのような交渉をしていたというぞ。

こ奴の行動は、このようにすべて欲得づく、売国奴同然なのだ。このたびの騒乱の企ても、三成めと組んで、豊臣家をわがものにせんとしたからに相違ない。とんでもない奸賊(かんぞく)よ、この行長めはな！

(怒りに拳を振り上げる)

現場写真／小西行長が陣をおいていた天満山

■弁護側証人の横顔■

高山右近

小西行長と同じキリシタン武将。行長に匿われて、小豆島や九州に潜伏した。

弁護側証人

高山　右近

小西殿は、神のために太閤殿下を騙しつづけたのであり、俗人の裁きはもってのほか

——小西殿は、深い信仰に支えられた御仁。検察側がいうような、私利私欲で動くお人ではない。加藤殿が申されたように、太閤殿下に面従腹背(めんじゅうふくはい)しながらも、朝鮮で和平のために奔走した

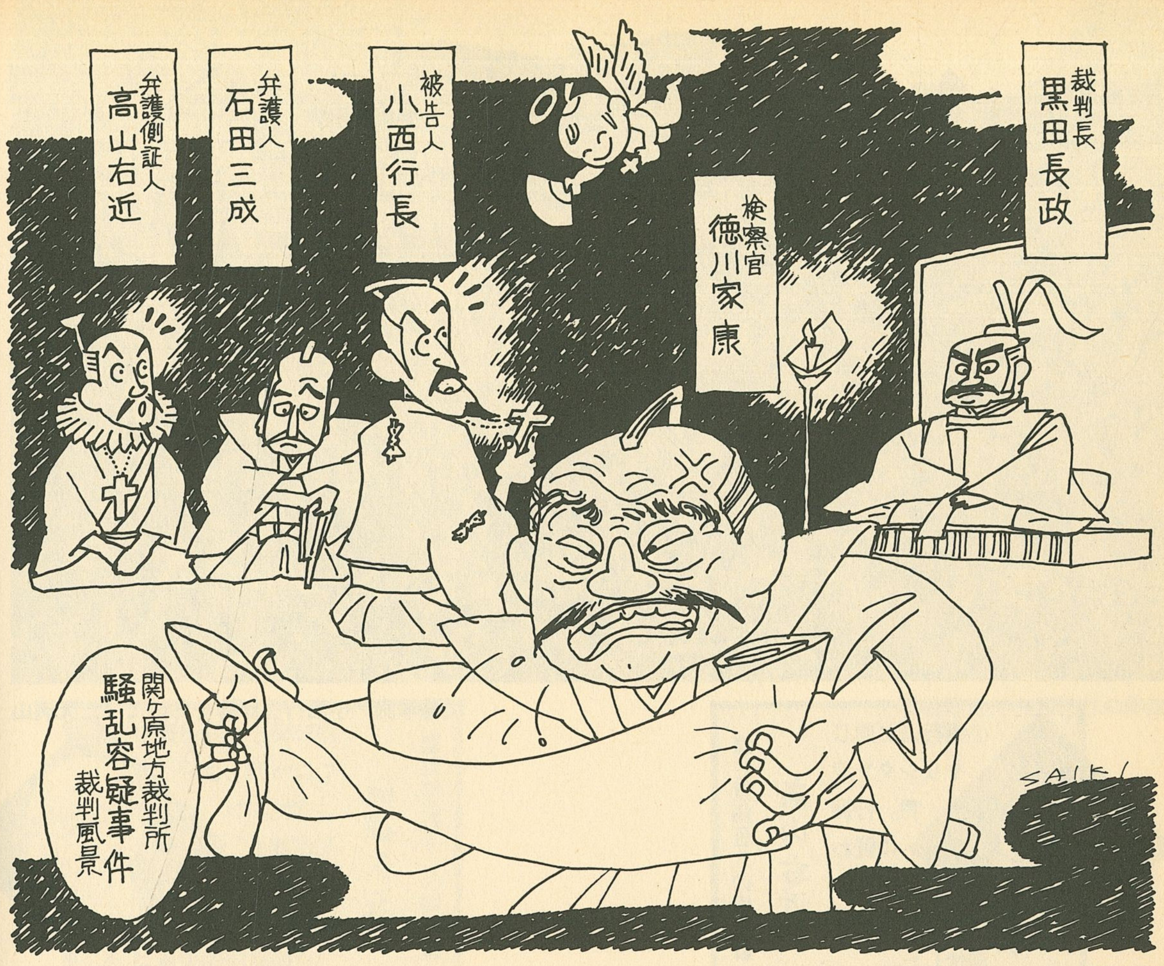

イラスト／杉浦才樹

のは、とりもなおさず和平を求めるキリシタンの教えからであった。それは、ともに信仰を分かちあい、バテレン追放令発布の折には、死を賭して匿っていただいたこの右近がはっきりと申しあげる。

こたびの合戦についていえば、察するところ小西殿は、神のために太閤殿下を騙しつづけねばならなかった負い目から、豊臣家のために命を捨てる覚悟をしておられたような気がしてならない。わたしの危惧は、どうやら当たってしまったようだが……。

小西殿が、野心から騒乱を引き起こしたなど……嘆かわしい！　神と主のはざまで苦しんだ小西殿の、魂の叫びが聞こえぬ俗物どもは、人を裁くことなどできぬ！

論告求刑　徳川家康

信仰の仮面を剝がせば、野心家以上の野心家。騒乱の罪重く、死刑を求刑

――被告人が深い信仰を抱いていたかどうかは、極めて現実的なこのわしのあずかり知らぬことだ。だが、世に苦労人といわれるこのわしは、被告人の心のうちで痛いほどよくわかる部分がある。

被告は商人上がりだったぶん、懸命に武将になろうと努めてきたように思える。そしてなるほど、被告は並の武将以上の勇ましい武将となった。「唐入り」の先鋒として朝鮮に押し渡り、幾倍もの敵勢と渡り合い、連戦連勝をつづけたのも、その出自が商人であったことと無関係ではあるまい。

さてここからが本題だが、被告人小西行長は、偽善者ぶり、信仰の仮面を被っておのれを装っているが、その心はいまや武将以上の武将、いや並の野心家以上の野心家なのだ。天下さえ

狙っていたかもしれぬ。石田三成をそそのかしてわしを殺そうとしたところなど、どうして三成などより、よほど腹も座っておれば闘志もある。

野心はよい。天下を狙うのもよい。だが、負ければ、それで終わりだ。信仰を口実に、偽善の衣を被って周囲を騙すのは、もういいかげんにいたせ。検察官は、小西行長に天下を騒乱に巻き込んだ罪によって、死罪を求刑する。

最終弁論　石田三成

こたびの戦いは国の安寧を願う大儀あり、内府にこそ非あり

現場写真／小西行長の供養墓

――太閤殿下のご尽力によってようやく戦国乱世が鎮まり、強い者の道理がまかり通る世は過ぎ去ったはずであった。だが内府は、力づくで天下を奪い取り、戦国の道理が幅をきかせる世に引き戻してしまった。

なぜ、小西行長殿が騒乱罪で裁かれねばならないのだ。われら西軍は小規模な反乱軍ではなかった。二大老、三奉行の名で内府の非道を弾劾し、討伐軍を組織したのだ。

さらにもう一点。小西殿がこのたびの挙兵の首謀者のようにいわれておるが、立案者はこの三成と大谷刑部殿、増田長盛殿。そして西軍の総大将は毛利輝元殿だった。

何度もいうが、小西殿は豊臣家の忠臣として、このいくさに加わったにすぎない。裁判長に幾許かの義の心があるなら、小西殿の罪を取り下げ、天下を盗みとらんとした内府の罪こそ裁かれるがよかろう。

最終陳述　小西行長

わたしが怖れるのは神の裁きのみ

――この世では、すべてのことが移ろいやすく、何ひとつ永続するものなどない。そのことは神の教えによって承知していたつもりだったが、いま予期せぬ罪状を与えられ、あらためて気づかされた思いだ。

わたしは、つねに神の裁きのみを畏れて、惑いながらも正しいことを行なってきた。わたしの生涯は恐れの連続であった。神を畏れ、太閤を怖れ、内府を恐れた。だが、内府の不義が義を圧倒するのを見かねて、わたしはふたたび恐る恐る立ち上がった。

（遠くを見つめ、誰に語るともなく語りはじめる）

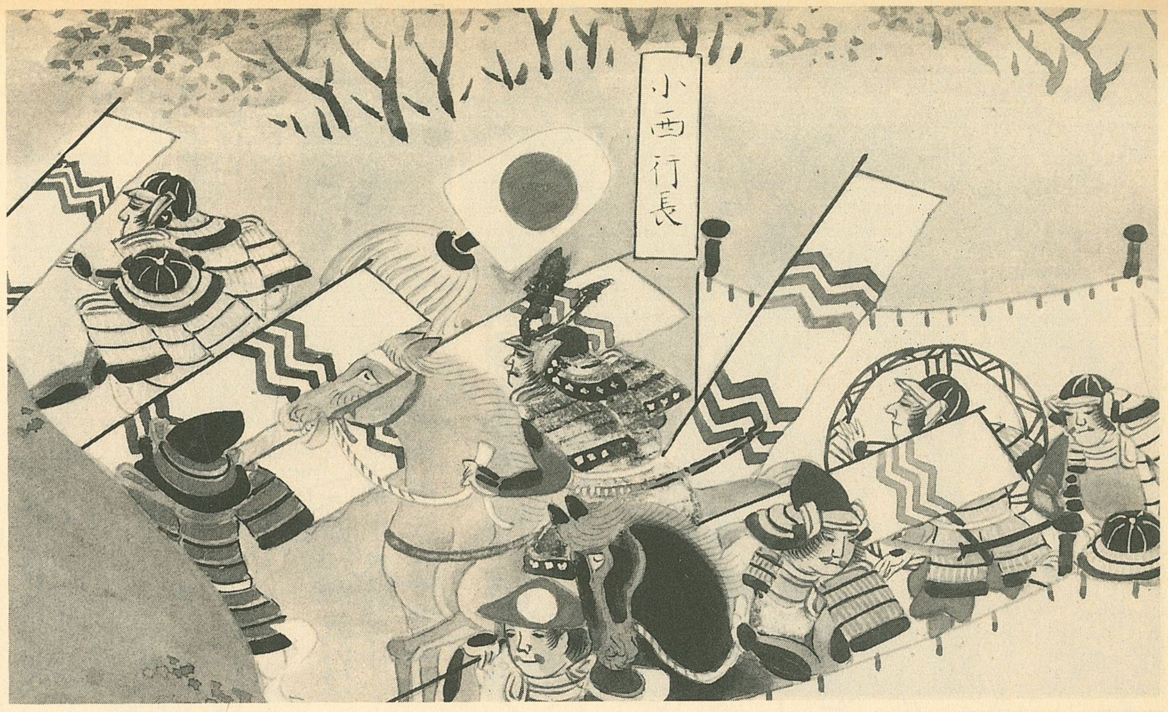

証拠写真／関ヶ原合戦で奮戦する小西行長

騒乱罪か……。だがもはや、何の罪状もわたしには意味がない。畏れるのは、神の裁きのみ。神は、きっとわたしをお許しになろう。

判決
黒田 長政

数々の裏切り行為は、動機において卑劣かつ姑息。よって奸賊とみなし斬首刑

——被告人小西行長は、石田三成らと計り、大老毛利輝元、宇喜多秀家らをそそのかして反乱軍を組織させ、徳川軍に挑ませて天下を大乱の渦中に陥れた。

被告人は、これまでもおのれの利益のみを求めて、豊臣家の家臣にあるまじき裏切りを重ねてきている。太閤殿下のご法度を破ってキリシタンを匿い、朝鮮においては明国と裏取引をして勝手に講和交渉を進め、日本軍に不利を招くなど、売国的な行為を重ねていた。いずれもおのれの欲得ずくで、動機は卑劣かつ姑息、一片の同情の余地もない。

このたびの騒乱は、幼い豊臣秀頼君を擁立し、石田らとともに天下を私物化せんと企んだものであった。裁判官は、この奸賊に斬首の刑を与えるものである。

■被告人の声■

(両手をあわせ、天を仰ぎながら)

——これでわたしは、地上のくびきから解き放たれて、神のもとに召される。この逆境も、神に感謝しなくてはなるまい。殿下には山ほどの御恩を受けたが報いられず、面従腹背ばかりをつづけてきた。西軍に身を投じたことで、殿下への借りも返せた。思い返せば、わたしの生涯は永遠不変の信仰を得て幸せであった。このうえは、一刻も早く神のもとに召されたい。

参考写真／小西行長を恨みながら（?）死んだおたあジュリアの墓

■識者はこう見る■

バテレン宣教師**ソテロ**——ツノカミドノ（摂津守）ほど、信念のある日本人がいままでいただろうか。本国に報告し、法王からローマの全市民に黙禱を命じさせよう。

■街角の声■

尾張から来た行商人——百姓から天下人になった太閤殿が死に、今度は坊主と商人から武将になった男たちが首を跳ねられた。また、重苦しい時代に逆戻りじゃ。

■傍聴人の感想■

朝鮮人キリシタン**おたあ**——小西様、わたしはあなたを恨みます。あなたはなぜ、内府にわたしを預けたのです。あんな男の妾になるくらいなら、死んだほうがまし!。

◎裁判後の経緯◎

小西行長は、関ヶ原合戦の首謀者の一人として、10月1日京都六条河原で処刑されることとなった。処刑に先立って行長は、出身地である堺と京の市中を引き回された。六条河原に着くと、僧が念仏を唱えようとしたが、行長は、

「キリシタンにて、念仏の儀はご容赦を」

といってこれを断り、代わりに持参したイエスとマリアの小さな絵を手渡してもらったという。行長の遺体は、イエズス会の修道院に引き取られて埋葬された。

関ヶ原地方裁判所

被告事件名

国家反逆共謀罪

書記官●司 悠司（作家）

■被告人の横顔■

大谷 吉継

石田三成の親友。関ヶ原では戦いのはじめから奮戦し、見事なまでの采配と武勇をあらわす。

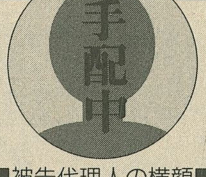

■被告代理人の横顔■

大谷 吉勝

被告人の長男。父が生死不明のため、代理として出廷。

■検察官の横顔■

井伊 直政

徳川家康の将。「井伊の赤備え」で有名な猛将。関ヶ原では、被告人の隊と正面からぶつかり、死闘を繰り広げた。

■裁判長の横顔■

本多 正信

徳川家康の謀臣。

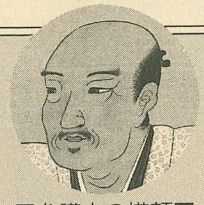

■弁護人の横顔■

真田 幸村

被告人の娘婿。関ヶ原の戦いには父昌幸とともに西軍に味方し、徳川秀忠の軍を上田城に釘付けにした。

起訴状朗読

井伊 直政

大権を付与された家康公に弓引くことは、豊臣家に弓引くこととなり、生死不明ながらも裁判の必要あり

——被告人大谷吉継（42歳）は、亡き太閤殿下が長浜城主であられたときに召し抱えられ、その後、多くのいくさで勲功をたて、また太閤殿下の官僚としても活躍しました。が、こたびは親友石田三成とともに国家反逆を謀議し、五大老筆頭たる徳川内府（家康）さまを除きたてまつることを企てたことにより、「国家反逆共謀罪」で起訴するものであります。

なお、今回の法廷では、被告人は関ヶ原にて生死不明のゆえをもって、被告人の長男吉勝殿が代理として出廷しています。

さて、徳川家康公が、豊臣家大老の一人として、勝手に軍備を進めている上杉景勝討伐の兵を挙げるに乗じて、家康公を亡き者にし、豊臣家の政（まつりごと）を私しようとした石田三成の陰謀に加担し、被告人は反逆の謀議をこらしたのであります。

これは、豊臣家に忠誠を誓い、そして上杉討伐の大権を秀頼公より与えられている家康さまをないがしろにする重大な反逆であります。家康さまに弓引くことは、豊臣家に弓を引くのと同断なのであります。

◆本件の出席者◆

被告人	大谷吉継（刑部）
被告人代理	大谷吉勝（被告人の長男）
検察官	井伊直政
裁判長	本多正信
弁護人	真田幸村
検察側証人	増田長盛・加賀井秀望
弁護側証人	石田三成

三成の挙兵以前に、被告人が国家反逆を企てていたかどうかは定かではありませんが、三成の挙兵を止めもせず、同調して西軍に属したことからみて、また関ヶ原での類いまれなる奮戦からみても、被告人が家康公を亡き者にしようとしていたことは明白であります。

また、被告人がまだ紀之介と呼ばれていた若いころに、辻斬り（つじぎり）の嫌疑をかけられたことがあります。これは、そのころから被告人は難病の癩病（らいびょう）を患い、この病を治すには千人の者の生き血を飲むのがよいといわれていたため、被告人が疑われたのであります。

その後疑いが晴れたとはいえ、被告人にはそうした疑いをかけられるような暗い性格があったものと思われます。

また、検察側は、被告人が家康公を暗殺しようとした、という決定的証人を用意してもいます。

では、関ヶ原における被告人の行動を検証してみましょう。

まず、辰（たつ）の刻ごろ（午前8時ごろ）、それがし井伊直政は、松平忠吉殿とともに先陣を承り、先鋒の福島正則隊の横をすりぬけて敵と接触したことから戦闘が始まりました。

被告人は、松尾山の小早川秀秋の裏切りを予知して脇坂安治らの4隊を小早川隊を牽制する位置に配置し、自らは正面の東軍、藤堂高虎・京極高知（たかとも）の隊と激突いたしました。

巳（み）の刻（午前11時ごろ）過ぎに、西軍の宇喜多秀家を救援するため、被告人の隊はそちらに移動しようと試みましたが、藤堂・京極隊は、そうはさせじと追いすがります。

このころには、戦っている両軍に相当の疲れが出ていたことと思います。なぜか、島津隊や松尾山の小早川隊がまった

現場写真／藤堂高虎、京極高知の陣跡

現場写真／大谷吉継の墓にいく手前にある平塚為広の碑

く動こうとしなかったのです。

昼ごろ、家康公は松尾山に向けて鉄砲の一斉射撃を行ないました。そして、この音で裏切りを決意した小早川隊は、奮戦する被告人の隊に向かって総攻撃を仕掛けてきたのです。

被告人はそれでもあわてず、かねてから用意しておいた平塚為広・戸田重政らの600の兵を投入し、小早川隊を一時退かせるほどの奮戦をいたしましたが、一時も経ずして、あろうことか、小早川の裏切りに備えて配置していた脇坂安治・朽木元綱・赤座直保・小川祐忠の4隊が、なんと小早川隊に同調して裏切り、被告人の隊の横っ腹に突入したのだからたまりません。

被告人はもはやこれまでと観念し、切腹しましたが、醜い顔を敵に見せてはならじと、首を隠させた、といわれています。だが、被告人の死体も定かならず、首も実検されていないため、生死不明といわざるをえません。

あるいは生きている可能性もあるため、裁判は必要なものと存じます。

以上、4時間半にものぼる被告人のすさまじいばかりの奮戦は、「国家反逆」という執念がなければ説明のつかないものであります。

参考写真／いまの米原町に伝わる大谷吉継の首塚

意見陳述 大谷 吉勝

自決して果てたものと思われるが、いずれにせよいわれなき無実の罪なり

――被告人の長男で、関ヶ原にも参加した大谷吉勝と申します。父に対する、いわれなき無実の罪が着せられようとしていると聞き、やもたてもたまらなくなって、代理人をつとめさせていただくことにしました。

父が、どうして石田治部少さまの企てに賛成したかは、わたくしにはわかりかねますが、わたくしの知っている父は、実に清々しいばかりの立派な武将で、心に一点のやましいところもなかったものと思っております。

たしかに生前、父は病に冒されてはいましたが、心はねじくれるどころか、流れる水のごとくに清らかでありました。検察官の方は生死不明と申しましたが、父のことですから、いさぎよく自決して果てたものと信じております。

冒頭陳述 真田 幸村

石田さまの戦いは義戦。関ヶ原の奮闘を証拠とするは、武士道を貶めるものなり

――弁護人の真田幸村と申します。さて、起訴状を読ませていただきましたが、まるで理屈にあっていないことに苦笑してしまいました。

被告人は若いころ、「千人斬り」の容疑をかけられた、とのことですが、これは根も葉もない噂にすぎませぬし、被告人の清冽（せいれつ）なる生き方をご存じの方ならば、ありえるはずがないことをご理解いただけると存じます。

また、被告人が石田三成さまの企てに参画いたしましたのは、長年の友情もだしがたく、石田さまの志に打たれたから

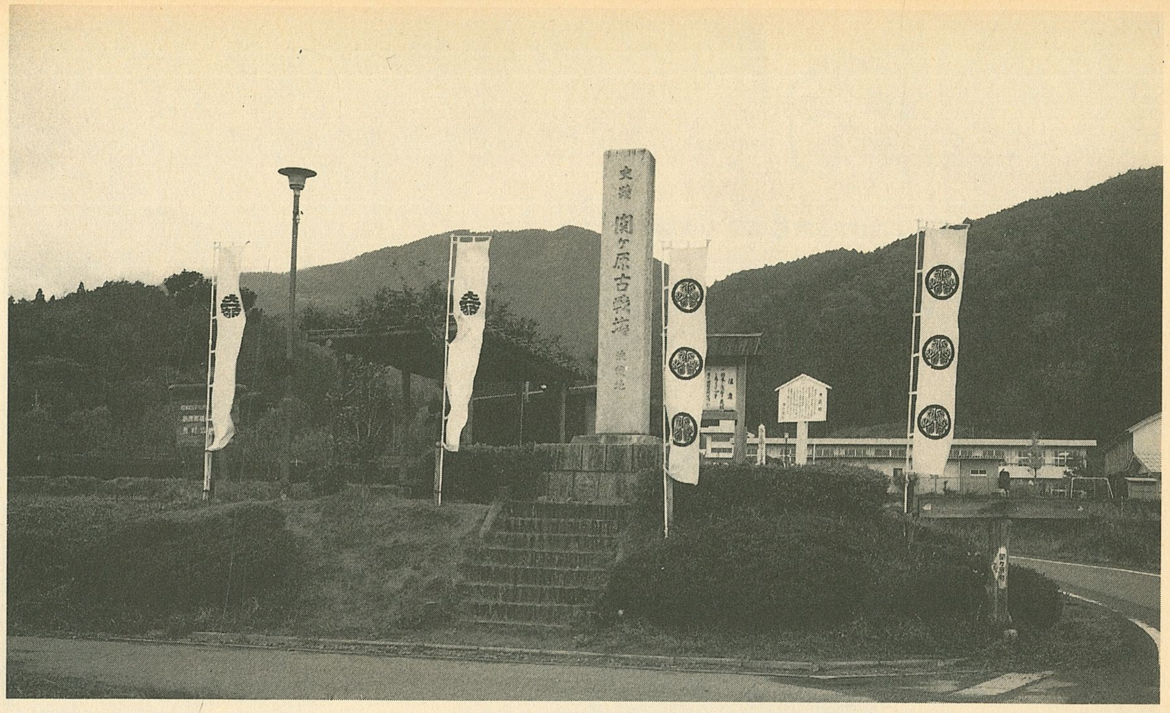

現場写真／関ヶ原に建つ最後の決戦地の碑

であります。

はじめ、被告人はこのたびの企てが無謀であることを石田さまに説き、思いとどまるように説得に相つとめたよし、聞き及んでおります。

しかしそもそも、石田さまの挙兵は「国家反逆」などというものではまったくなく、ひとえに豊臣家の将来を憂慮したうえでのことであります。徳川殿は、諸大名間の取り決めを無視し、大坂に届け出もせずに勝手に婚姻を進めたりしておりました。また、上杉景勝殿に対しては、弁明もさせずにいきなり討伐の兵を挙げました。

このような勝手気ままなる振る舞いは、豊臣家をないがしろにしているとしか考えられず、そのため、将来の禍根（かこん）を断つつもりで、勝敗を度外視して石田さまは立たれたのであります。すなわち、この

手配中

■検察側証人の横顔■

増田長盛

五奉行の一人。関ヶ原の戦いには参加していないが、家康のスパイをしていたとの噂がある。

戦いは「義戦」であったと申してよいでしょう。「反逆」などというものとは、まったく正反対の性格の戦いであります。

被告人は、はじめは計画の無謀なことを説いたものの、親友の志が私心のない純粋なものだと知り、また決意が堅いことを知ると、敢然としてこれに参加したのであります。まさに、武士の鏡と申せましょう。

しかし、いくさをするからには勝つために最善を尽くすのが当たり前です。被告人は最後まで友の志に準じて見事に散っていったのであります。どこやらの裏切り者たちとは、雲泥（うんでい）の差がある美しい生き方だと、それがしは感嘆しております。

つまり、関ヶ原で奮戦したことが罪の証拠だとするのは、明らかに間違いであるばかりでなく、武士道をおとしめ、裏切りを奨励する、まったく愚かな議論だと主張するものであります。

検察側証人 手配中 増田 長盛

――被告人は、石田三成と謀議し、明らかに徳川殿に害意をもっておりました。そのよし、それがしは徳川殿のご家来に注進いたしております。

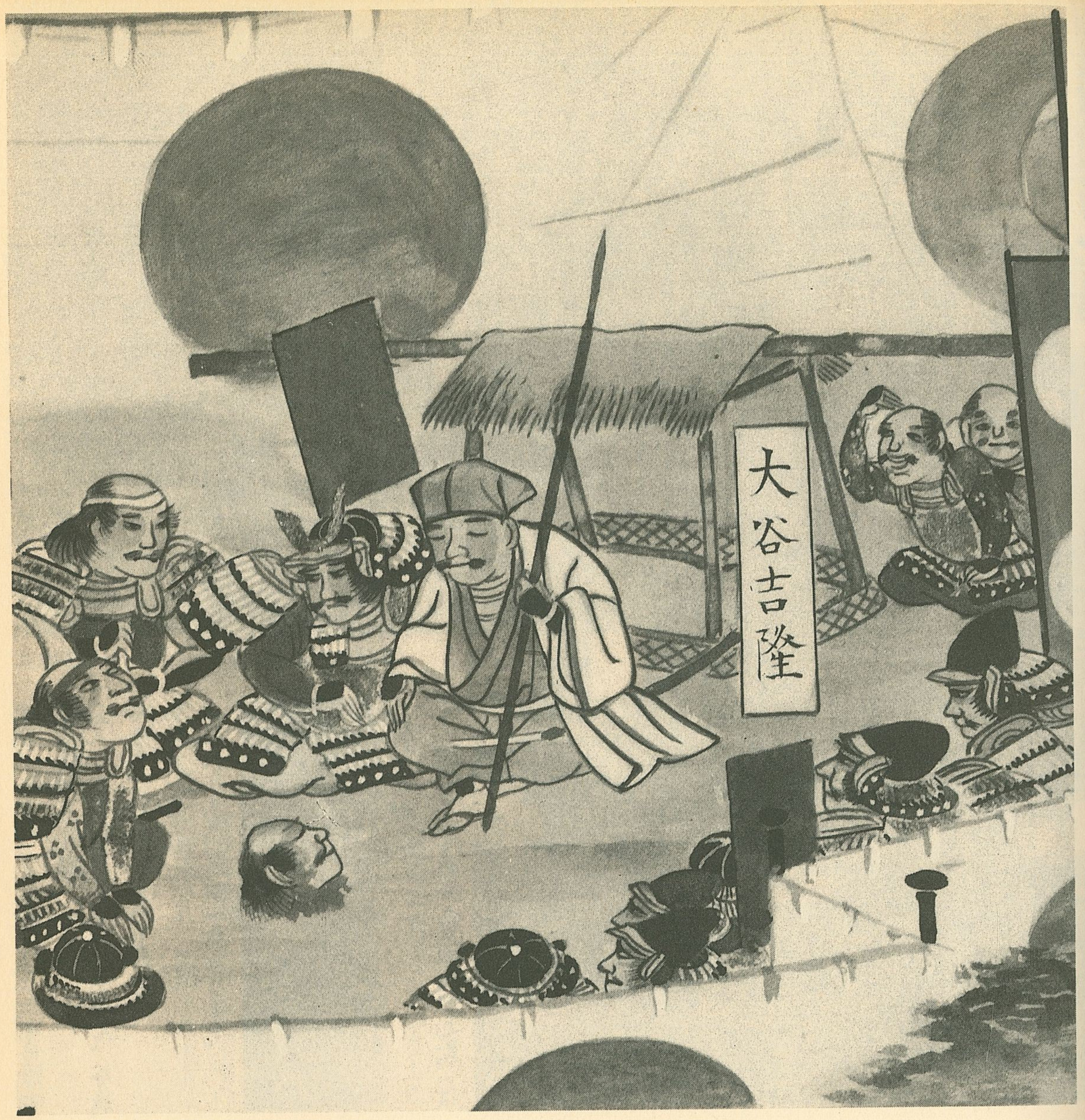

証拠写真／関ヶ原陣中の大谷吉継

●反対尋問●

弁護人（真田幸村）――証人はなぜそのことをご存じなのですか？

証人（増田長盛）――謀議の席に、それがしも五奉行の一人として同席していたからのう。

弁護人――証人は、関ヶ原の戦いにおいて、東西いずれに属していましたか？

（証人は汗を拭きつつ）

証人――それがしは戦闘に参加していませんでした。

弁護人――では、徳川殿の命令でスパイをしていたのではないのですか？

証人（増田長盛）――「………」

（検察側より異議あり）

弁護人――「反対尋問を終わります」

検察側証人 手配中 加賀井 秀望

――わたくしは、被告人が切腹され、息を引き取る前に、家康公を害するようにと、被告人に刺客を依頼されました。

●反対尋問●

弁護人（真田幸村）――あなたは、被告人が自害する現場におられたのですね？

証人（加賀井秀望）――はい。

証拠写真／大谷吉継の墓

弁護人——では、被告人の首は、どこに埋められましたか？
証人——……それは、その前に現場を離れましたので……。

■検察側証人の横顔■
加賀井 秀望
被告人に家康の暗殺を依頼された、と噂される。

弁護人——あなたは被告人の依頼を実行に移しましたか？
証人——まだ実行しておりません。今後、できるだけ努力するつもりです。
（苦笑しながら）
弁護人——反対尋問を終わります。

弁護側証人　石田 三成
被告人ほど見事な武将はおりません

——被告人はそれがしの親友でした。はじめ、それがしの企てに被告人は反対しましたが、長年の交誼（こうぎ）を思い、最後には協力を誓ってくれました。その後の被告人の奮戦は、万人の知る通りです。「武士に二言はない」といいますが、被告人ほど見事な武将はいなかったと……。
（しばらく声が途切れる）
感謝の言葉もありません。

論告求刑　井伊 直政
死刑を求刑

——被告人が死者であった場合、求刑は意味のないことですが、生存しているものと仮定して、死刑が妥当だと判断し、そのように求刑いたします。

最終弁論　真田 幸村
これでは、冤罪としかいいようがない

——もはや、どのような判決が出るかは問題ではないでしょう。
被告人は終始一貫して立派な武将でしたし、尊敬に値する人間でした。このことは、この裁判を通じてみなさまの心の中に印象づけられたものと思います。

証拠写真／山深くにある大谷吉継の墓所

■弁護側証人の横顔■
石田 三成
被告人の親友で、五奉行の一人。

すべては冤罪であり、被告人にはまったく罪はありません。よって強く、無罪を主張するものであります。

最終陳述　手配中　大谷 吉勝
——真田殿の父を思う気持ちに打たれました。将来、ともに戦うことができたら、こんなに嬉しいことはありません。真田殿、ありがとうございました。

判決　本多 正信
国家反逆に加担したことは事実なり

——被告人が、見事な武将であったことは、疑う余地のないものと考えます。
ただし、結果的に石田三成のなした「国家反逆」に加担したことは事実であり、そのためにともに謀議したことも検察側証人の証言から明らかです。よって、被告人に死刑判決をいい渡します。
ただし、被告人は現時点で生死不明のため、生存が確認され、捕縛され次第、刑は執行されるものとします。

■識者の声■
西部 邁之進（経済学者）——大谷刑部殿こそ古きよき保守主義を体現するような「武士の中の武士」といった清々しい人でした。知将でもあり勇将でもある、という近来まれなる才能を有し、そのうえ清廉潔白な高士の風がありました。そのような武人に「国家反逆共謀罪」などという俗な汚名を着せるとは、情けない限りです。武士は潔くあれ、という昔ながらの美風はどこに消えてしまったのでしょうか？

■街角の声■
大坂の商人——さあ、わてら難しいことはよくわかりまへんけどな、大谷はんには生きてて欲しい思います。
石田はんの家老の島左近はんもなんや生きてるいう噂がありますよって。わてらにとって、太閤はんは絶対ですさかい、徳川とか東軍ちゅうだけで虫酸（むしず）が走りますがな。

◎判決後の経緯◎
大谷吉継の生死はその後も確認できず、当然、生きて捕縛もされなかった。
吉継の遺児で被告人代理の大谷吉勝は、その後「大坂の役」に参加し、願い通り弁護人を勤めた真田幸村とともに戦い、そして戦死した。

被告事件名

関ヶ原地方裁判所

二股膏薬罪
上洛妨害罪

書記官●山野 中

◆本件の出席者◆

被告人　真田昌幸
検察官　徳川秀忠
裁判長　本多忠勝
弁護人　真田信幸
検察側証人　本多正信
弁護側証人　真田幸村

起訴状朗読　徳川 秀忠

お家存続のために二股をかけるとは卑怯なり。しかも秀忠殿に遅刻の恥をかかせるとはもってのほか

――慶長5年（1600）7月19日、会津の上杉景勝征討のため、わたしの指揮による征討軍が江戸を進発いたしました。因みにこの日は石田三成以下の西軍諸将が伏見城を攻撃した日。それはともかく、被告人真田昌幸（56歳）は、会津征討軍に合流するため、子息の信幸・幸村を伴って軍を進めておりました。

しかし、7月21日に下野の犬伏という地に至ったところで、石田三成の密書を受け取ると、西軍に加わることを決意し、居城の信濃上田城に引き返ったのです。その際、幸村は父と行動をともにし、信幸は東軍に参加しております。まず、この点について、お家存続のため二股をかけた被告人の卑怯な行為に対し、二股膏薬罪に問いたいと思います。

さらに、被告人は、西軍を討つため宇都宮を進発して東山道を西進するわたしの軍に対して反抗し、上田城の攻防戦でわが軍を苦しめたあげく、4日間もの時間を浪費させました。結果として、わが軍は天下分け目の関ヶ原合戦に遅刻するという大恥を世間にさらしたうえに、父家康の激怒をかってしまいました。すべて被告人のせいであります。被告人を上洛妨害罪にも問いたいと思います。

ついでに申し上げておきますと、本日、厚顔無恥にも弁護側証人として出廷の幸村に対しても、近いうちに同罪で告訴する所存でおります。ご覚悟のほどを。

意見陳述　真田 昌幸

わしは家康を信用せず西軍、倅たちは自分の判断で決めたこと。遅刻は大物の証拠よ

――馬鹿げたたわごとを申すな、といいたい。二股膏薬罪など聞いたこともないわ。世評ではそう見る向きもあろうが、事実は異なる。

わしは石田三成の密書を受けたとき、息子たちには西も東も好きに選ぶがよいといったまでじゃ。わしは家康を信用しておらんから西軍についたのだが、息子たちは息子たち。一人前の武将だからのう。二人が別々の道を選択したまでであって、わしには関係がない。

上洛妨害罪についても同じじゃ。どこにそんな罪がある。いいがかり以外の何ものでもない。だいたいわしから仕掛けたいくさではない。検察官秀忠の軍が勝手にわが上田城を攻撃してきたのではないか。素直に西上すればよかったものを、おおかた先年の家康の雪辱をはらそうと、功を焦ったのであろう。初陣だったそうだが、残念なことじゃのう。

（法廷内が笑いに包まれる）

だが、わしに戦いを挑むなど、100年早いわ。戦国の世を生き抜いてきたわしの実力を甘く見てもらっては困るのう。身にしみたことじゃろう。そこがボンボンの限界よ、今後は分相応に行動することを心がけられよ。ともかくわしは上洛の妨害などしておらん。攻撃に対して防

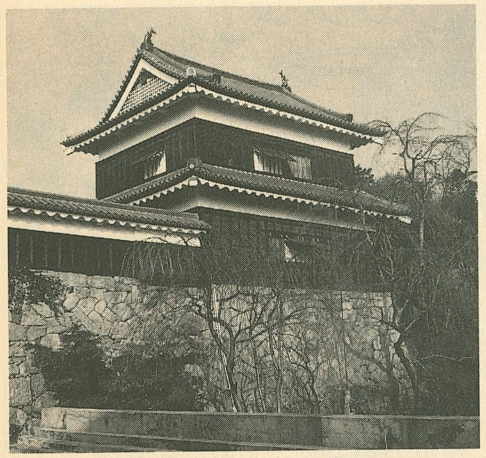

現場写真／秀忠軍が攻撃した上田城

■被告人の横顔■
真田 昌幸

巧みに戦国時代を生き抜いた謀将。秀忠に大恥をかかせた。

■検察官の横顔■
徳川 秀忠

徳川家康の3男。関ヶ原合戦に歴史的な遅刻をし、後世に汚点を残した。

■裁判長の横顔■
本多 忠勝

徳川家康の寵臣。実の娘が家康の養女として真田信之に嫁いでいる。

■弁護人の横顔■
真田 信幸

真田昌幸の息子。関ヶ原合戦では父と袂を分かち東軍についた。

禦(ぎょ)したまでじゃ。

それにしても天下分け目の合戦に遅刻するとは、おぬし大物じゃのう。そのおおらかさは二代目ならではじゃ。

(昌幸、おおいに高笑い)

冒頭陳述
真田 信幸

われわれの去就は自由意思。戦場への遅刻は、指揮官の状況判断ミスでは

――父、いや被告人にすぎた発言があったことを、まず裁判長ならびに検察官にお詫び申しあげます。

起訴状にあります二股膏薬罪についてですが、7月21日に石田三成公の密書を受け取ったことは事実であります。そのとき、被告人はわたくし信幸と幸村の二人の息子を伴って会津征討軍に合流する途上にあったのですが、密書を手にすると息子たちを呼び、密書を見せたのです。

密書は、家康公の罪悪13ヵ条を列挙した条書に、前田玄以(げんい)・増田(ました)長盛・長束(なつか)正家の連署になる檄文(げきぶん)が添えられておりました。要するに、豊家のために五大老・五奉行の間で取り交わした誓書に家康公が違反しており、武力をもって家康公に制裁を加えるという内容でした。まさしく宣戦布告の書状でした。

被告人は上杉征討軍への参加を表明したものの、かねて家康公に不信感を抱いておりました。それは天正13年(1585)の被告人と家康公との上田城での一戦以来のものでしょう。この戦いは秀吉公の救援によって真田軍が徳川軍を退けましたが、被告人は家康公の真田家に対する態度に疑念を抱いたのです。

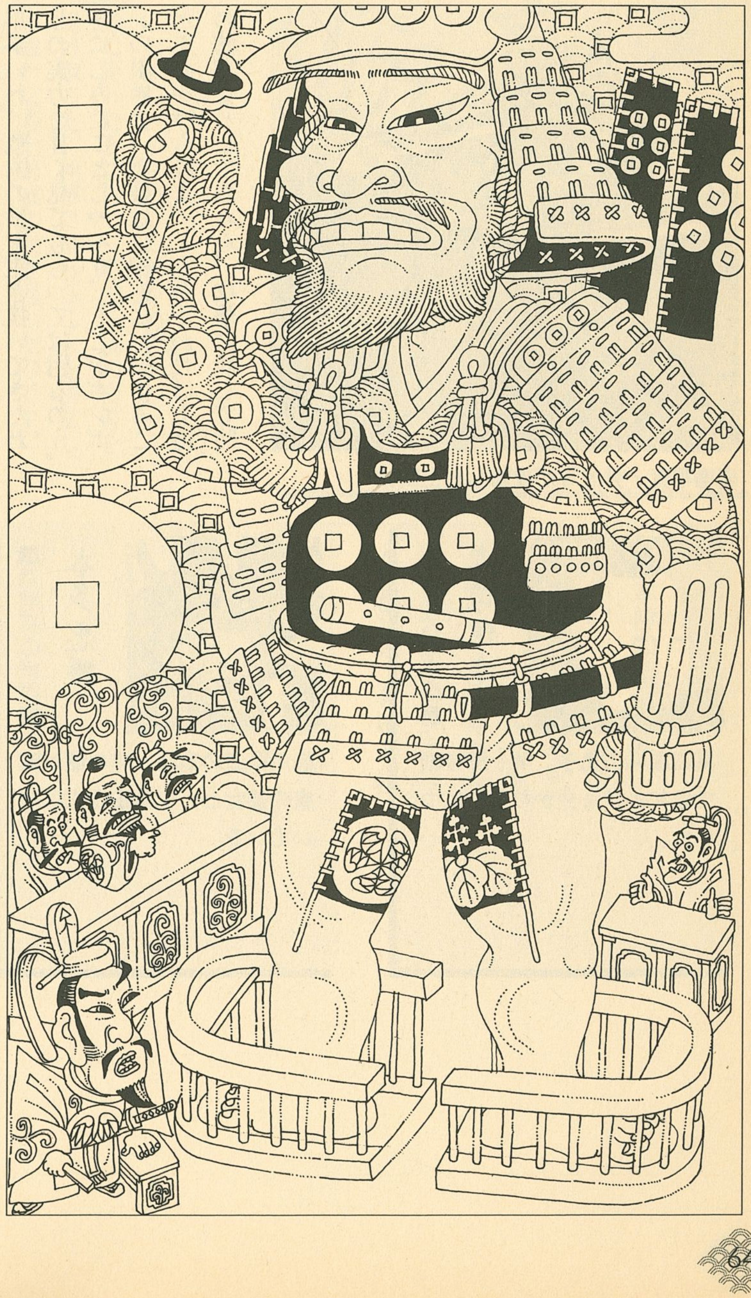

イラスト/永美ハルオ

ですから、密書を受け取るや被告人は西軍への参加を決心しました。いや、すでに心に秘していたことでしょう。豊家に対する多少の恩もありますし。しかし、二人の息子に対しては、去就を自由意志に任せるとしたのです。弁護人のわたしは本多忠勝殿の娘を家康公の養女として妻としておりますし、幸村は大谷吉継公の娘を妻にしておりますから、被告人はそのことを考慮したのでしょう。

結果として、わたしは会津征討軍の本陣に駆けつけ、被告人と幸村は、上田城に引き戻ったのです。その際、わたしの居城・沼田城に二人は立ち寄ったそうですが、わたしの妻は二人を城内に入れませんでした。親子兄弟が東西に分かれて戦うことの妻の覚悟の表われです。

ですから、けっして被告人が真田家の存続を計って策したわけではありませんし、わたしや幸村にもそのような意図はもうとうございませんでした。あくまでも戦国武将としての判断に基づくものでした。よって、二股膏薬罪を問われるいわれはないと主張いたします。

さらに、上洛妨害罪についてですが、検察官殿は8月24日に宇都宮を発って西上の途についておりますが、23日付のわたしへの書状に上田への出動が触れられており、他の将士に宛てた書状にも真田仕置きのことが認められております。上田城攻撃が当初から念頭にあったことは明白です。被告人の主張どおり、被告人が仕掛けた戦いではありません。

9月2日に西上軍3万8000を率いて小諸(こもろ)城に入った検察官殿は、さっそく被告人に対し降伏勧告をし、数日のやりとりの後、5日から戦闘をはじめていますす。攻略をあきらめ西上の途についたのは9日ですから、都合一週間ほども時間を浪費しているわけです。西上軍が大垣に着いたのは関ヶ原合戦4日後の9月19日ですから、速やかに西上すれば遅刻という事態には至らなかったでしょう。

おそらく世紀の一戦を前に、かつて家康公が上田城で受けた仇(あだ)を討たねばとの思いが、検察官殿にはあったのでしょう。被告人が上洛を意図して妨害したわけではなく、攻撃に対して反撃を加えたまでで、遅刻の理由は明らかに検察官殿の状況判断の失敗にあります。よって、上洛妨害罪にはあたりません。

検察側証人
本多 正信

二股はわからずとも、遅刻原因が意外にもわれわれ内部にあったのはたしかでござった

――被告人がお家存続のために二股をかけたかどうかについては、知略のある被告人のこと、それくらいの策は講じても不思議ではない。しかし、世間から卑怯といわれることが明かな愚策を採るとも思えませぬ。いや、あえてその裏をかいたのかもしれませんが……。しかし、知らないことは証言のしようがありません。

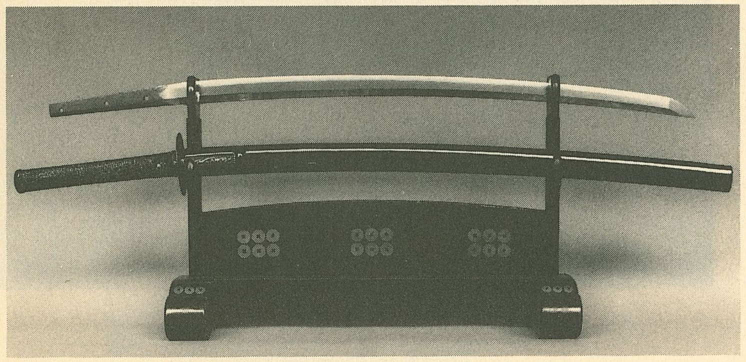

参考写真/真田昌幸の太刀

■検察側証人の横顔■

本多 正信

上田城攻めに反対した徳川家康の吏僚派謀臣。思惑があって証言台に立つ。

わたしは秀忠殿、いや検察官殿の西上軍に属しておりましたから、上洛妨害云々についてのみ証言いたしまする。

さて、わたしは上田城攻めには反対でありました。

（法廷内どよめく）

なぜならば、いくら知謀にたけた猛者の被告人であっても、3万8000もの大軍に対して攻撃を仕掛けてくるとは考えられず、また上田城が心配ならば従軍していた真田信幸や信濃に所領を持つ将を残せばいいからでござる。攻撃を加えても簡単には降伏しないであろうし、それよりも早く美濃・尾張へ出て、東海道をゆく本隊と合流するほうが肝要であったはず。

ところが、わたしの意見を強硬に退ける輩がいたのでござる。武功にはしる彼らは上田城攻撃を主張してひかず、検察官殿はそれに惑わされたのだろうと存ずる。検察官殿はその愚かな輩をかばっておられるようだ。その輩とは……。

（ここで法廷内に怒号が飛び交い、裁判長の「静粛に」の声を無視して、榊原康政・牧野康成らが、裏切り者、黙らせろ、と連呼。検察官が証言の中止を求め、証人を引きずり出し、ようやく場がおさまる）

参考写真／真田氏館跡

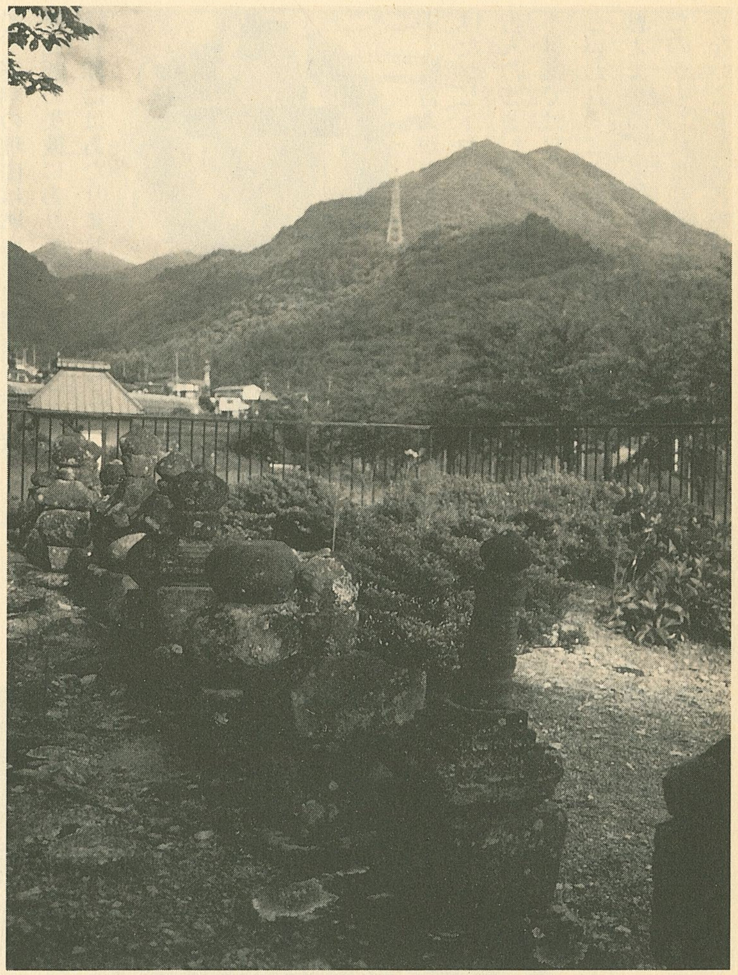

弁護側証人 真田幸村

この幸村まで起訴するとは、まさに恥の上塗り。笑止笑止。

■弁護側証人の横顔■

真田幸村

真田昌幸の息子。父と行動をともにし、上田城で秀忠軍を迎え討った。

――検察側は結束がお固いようですね。徳川家の臣の中で、吏僚派と武功派との深刻な対立があるとは聞いておりました

が……。軍の足並みが乱れていては、勝てる戦も勝てませぬ。

よもや上田城攻めを仕掛けてきた検察官殿の軍に、そのような内部対立があったわけではないでしょうね。大軍のわりに充分な実力を発揮できなかったようでしたから……。

いや、これは余計な心配でした。

ともかく、検察側の主張はでっちあげです。被告人が二股膏薬をかけたことも、上洛を妨害したこともありません。真田の軍勢のみで3万8000もの大軍に刃向かう無謀は冒しませんよ。やるからには誰かと手を組んで策を練りますよ。現に証拠がありません。

むしろ検察官殿の方こそ、弁護人に宛てた書状の中で上田城攻撃をほのめかしているのですから、弁護人が所有しているその書状こそが被告人の無実の証拠といえましょう。それに当方としては、本多正信殿を弁護側証人に迎えたいくらいです。

（法廷内にふたたび笑い）

それに検察官殿は、わたしをも起訴しようとなさっているとか。お止めになったほうがよろしいのでは。遅刻に続いて裁判でも失態をおかし、恥の上塗りになりかねませんよ。それでは検察官殿の将来に傷がついてしまいます。これも余計な心配でした。

（幸村、こらえきれぬといった含み笑い）

論告求刑 徳川秀忠

徳川の時代に、真田は毒ゆえに死罪を

――検察側としては、起訴状のとおりであると主張いたします。証拠がないとのことですが、徳川家に反旗を翻したという事実だけで、充分であります。被告人は謀略家であり、あらゆる証拠の隠滅をはかったにちがいありません。

また、その血を受け継いだ弁護人および証人も信用できません。何を企んでいるやも知れず、これから訪れようとする徳川家の時代に、真田家は毒にはなっても益にはならないでしょう。よって、二股膏薬罪および上洛妨害罪で、被告人に死罪を求刑いたします。

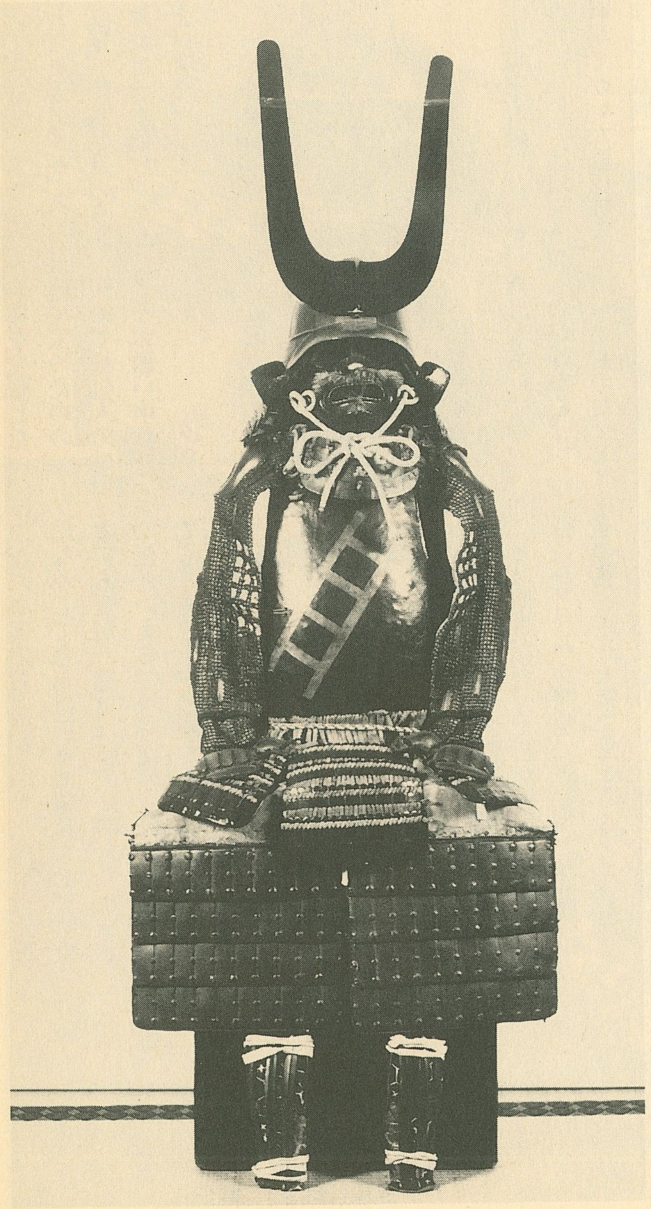

証拠写真／真田昌幸の鎧

最終弁論
真田 信幸

徳川のため、肉親のため、いずれもともに真実なり

——検察官殿がわたしに不信感を抱いておられることは承知いたしております。しかし、わたしは、妻のことが念頭にあったのもたしかですが、あくまでも家康公の天下が近いことを信じたうえで東軍についたのです。ですから、検察官殿の軍に従い、上田城攻撃にも参加し、わたしなりに全力を尽くしたつもりであります。

それにわたしが被告人の弁護に回ったことも気に入らないことでしょう。しかし、事実は事実として後世に伝えなければなりませんし、敵とはいえ、やはり肉親を見捨てるには忍び難く、あえて弁護人をかって出たのです。家康公の許可はいただきました。どうか親子兄弟の情を分かってください。検察官殿も、遅刻の大失態を家康公に許されたではありませんか。

正直に申せば、起訴状の内容は事実に反します。求刑はいいがかり以外の何ものでもなく、あくまでも無罪を主張したいところですが、ここは徳川家のための法廷、情状酌量のうえ、せめて被告人の命だけはお助けくださるようお願い申し上げます。

最終陳述
真田 昌幸

家康も秀忠もキライじゃ

——家康も嫌いじゃが、秀忠も嫌いになった。いや、徳川家そのものが好かん。戦場でかいた恥は戦場で晴らすものだ。まして裁判で復讐しようなど言語道断、武将にあるまじき態度じゃ。どんな判決がくだされようと、大衆は真田家を支持するじゃろう。

判決
本多 忠勝

遅刻は秀忠戦力外で棄却。二股の嫌疑については、むしろ徳川の寛大さを示すが得

——検察官の軍が関ヶ原合戦に遅刻するという歴史的失態を冒したことは、偽りのない事実である。しかも、検察官の軍勢なくして東軍は西軍に勝利した。結果論であるが、遅刻は勝敗に関わりがなかったといえる。決戦前の9月11日の軍議でも、秀忠軍が参陣しなくても勝利できるとの結論に達していた。であるから、上洛妨害で起訴したい心情は理解できるが、ここは事実を受け入れることが武将としての本分であろう。雪辱の時は必ずくる。

二股膏薬罪については、やはり証拠不十分と認めざるをえない。真田家を潰すことは簡単だが、それが徳川家にとって得策かどうかが問題である。ここは徳川家の寛容さを大衆に見せることも必要であろう。二股をかけたか否かの判断は、大衆や歴史に委ねようではないか。むしろ真田家を生かしたとしても、徳川家安泰に揺らぎはないとの自信を世間に示すべきであろう。

検察官の心情を慮(おもんぱか)って、徳川家とすれば被告人に死罪を命じるところである。しかし、検察官の落ち度もあるし、弁護人の親兄弟を思う気持ちも無碍(むげ)にできない。徳川家に対する今後の真田家の忠誠を期待して、情状酌量のうえ、被告人に対し、所領没収のうえ高野山への蟄居(ちっきょ)を命じる。

■弁護人・真田信幸の声■

——本当に有り難うございました。とくに父の弁護に立つことをお許しくださった徳川家康公にはお礼の申しようもありません。法廷内で徳川家に対して悪態をついた父ですが、よくいい聞かせまして高野山で改心させ、徳川家への忠誠を必ず誓わせます。また裁判長にも深くお礼申しあげます。この喜びを第一に妻に早馬で知らせます。

■識者はこう見る■

筑紫 哲斎（キャスター）——家康は秀忠にさらに恥をかかせ、二代目としての力量を測ろうとしたのだろう。秀忠の正念場だ。

■街角の意見■

真田家びいきの青年——寛大さを見せてはいるが、信幸殿を飼い殺しにし、真田家の牙を抜くつもりだろう。復興の力になりたい。

■傍聴人の感想■

榊原 康政——本多正信の証言は勘弁ならん。奴は真田家と誼(よし)みを通じているのではないか。われらに恥をかかせようとの魂胆(こんたん)が許せぬ。

◎裁判後の経緯◎

真田昌幸は、関ヶ原戦後、信濃上田3万8000石の所領を没収され、幸村とともに高野山の九度山(くどやま)で蟄居することとなった。一方信幸は、上野(こうずけ)沼田2万7000石から父昌幸の旧領などを加増され、9万5000石の領主として父に替わって信濃上田に移封された。真田家は残ったのである。

慶長14年（1609）に昌幸は没したが、幸村はのち九度山を脱出して大坂城に入り、大坂の陣では徳川軍をおおいに苦しめる活躍を見せた。しかし、元和元年（1615）の夏の陣で激戦の末に戦死した。信幸は大坂の陣で前線に出て功をあげた。

なお、徳川秀忠は慶長10年に2代将軍となった。大坂の陣開始直前には20万余の大軍を率いて、江戸から大坂へ猛スピードで行軍したという。遅刻を恐れてのことであった。

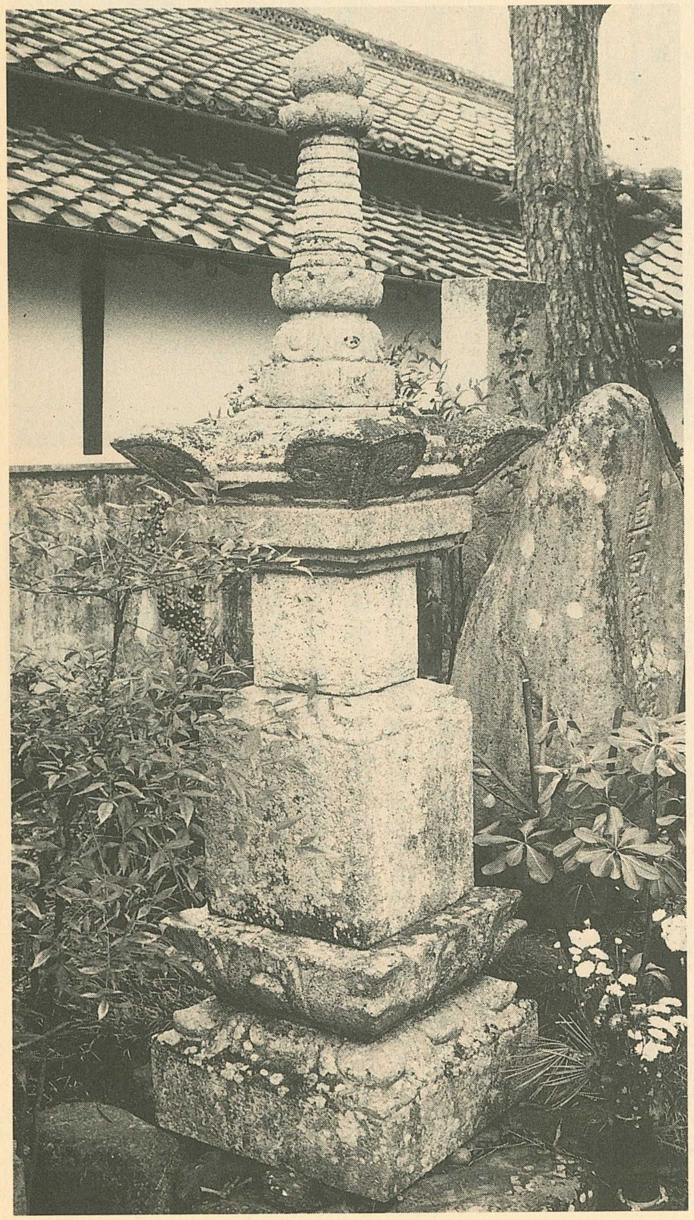

参考写真／真田昌幸の墓

関ヶ原地方裁判所

書記官●山野 中

被告事件名

合戦傍観罪

■被告人の横顔■
毛利秀元

毛利元就の孫。吉川広家とともに毛利の両川を自任する若大将。

◆本件の出席者◆

被告人	毛利秀元
検察官	安国寺恵瓊
裁判長	黒田長政
弁護人	吉川広家
検察側証人	長束正家
弁護側証人	毛利輝元

起訴状朗読
安国寺 恵瓊

三成殿の期待を裏切り、小早川秀秋とともに西軍の二大戦犯者

——被告人毛利秀元（22歳）は、関ヶ原合戦時に南宮山麓に布陣し、東軍の側背を衝く役目を担っていた。にもかかわらず、合戦が開始されても動く気配を見せず、なおかつ、総攻撃開始の合図である三成殿の狼煙が上がっても、軍を動かそうとしなかった。被告人は毛利家を支えるべき若大将。西軍の総大将となった毛利輝元殿の養子であったこともあり、わしをはじめ三成殿の期待も大きかった。しかるにその期待を裏切ったのである。

たしかに被告人の前面には毛利軍の先鋒として吉川広家が布陣しており、動きがとりにくかったこともあろう。合戦前、わしが西軍のために奔走しておるのに、広家めはわしに反抗して、東軍に通じるべく策を講じておった。豊家を盛り立てることこそが毛利家の生きる道であるのにかかわらず、広家めは家康に付くことがお家のためであるという。家康の肚の内を読めない奴のいうことよ。被告人もわしの意見に賛同していたではないか。

結果として西軍は敗れ去った。広家が被告人の軍の前進を遮っていたことは知っているが、被告人が軍を動かさなかったことの罪は、西軍にとって小早川秀秋の裏切りに次いで大きい。被告人は二大戦犯の一人である。合戦傍観の容疑に基づいて、被告人の罪を厳しく問いたい。

意見陳述
毛利 秀元

申し上げることはない

——起訴状の内容を全面的に否認いたします。他に申し上げることはございません。

（口を封じるな、秀元にしゃべらせろ、と検察側から非難囂々）

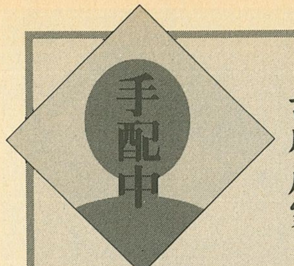

■弁護人の横顔■
吉川広家

毛利元就の孫で、輝元の補佐役。安国寺恵瓊とは対立している。

■裁判長の横顔■
黒田長政

黒田如水の長男。吉川広家と親しく、広家の内応を手助けする。

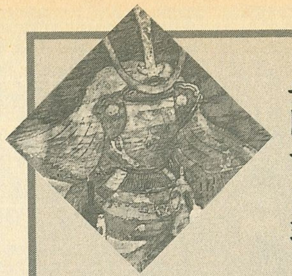

■検察官の横顔■
安国寺恵瓊

毛利家の外交僧。西軍に与し、毛利輝元を西軍の総大将に据える。

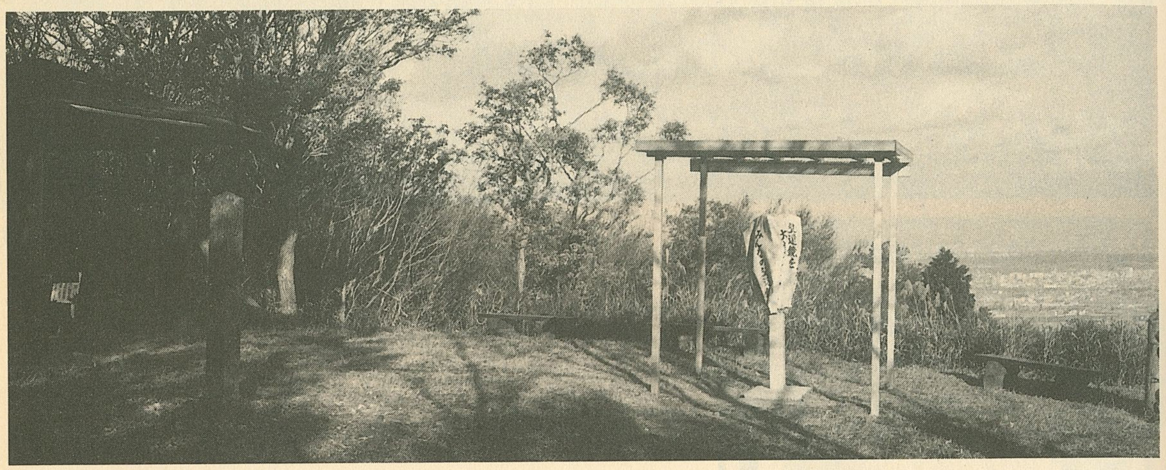

現場写真／毛利秀元が陣をおいた南宮山頂

冒頭陳述
吉川 広家

傍観ではなく動かぬのが戦法。長束正家こそ合戦を傍観した裏切り者では？

——口を封じているわけではござらん。起訴状の内容に誤りがあるまでのこと。検察官が申し述べているように、被告人は毛利家にとって重要な人物であり、被告人もそれをよく認識している。検察側の手にはもはや乗らぬ覚悟なのであろう。

さて、検察官も承知しているように、毛利家の進むべき道について、わしと検察官は対立しておった。それは周知のこと。わしは東軍に付くことこそが毛利家存続の鍵だと信じていたし、今も変わりはない。であるから、わしが東軍に通じたことは、西軍に対する裏切りではない。かねてからの主張を貫いたまでのことである。

被告人は検察官に唆され、西軍加担を口にしてしまったにすぎない。本意は最初から東軍加担にあったのである。被告人のみならず、毛利輝元殿までが検察官の口車に乗せられて、西軍の総大将にまつりあげられた。輝元殿の無罪については別の法廷で明らかにされるであろうから言及しないが、被告人に関するかぎり、軍を動かさなかったことは決戦前からの決意に基づく行為であり、傍観ではなく、動かない戦法だったのである。

なによりの証拠に、被告人の右翼に陣どっていた検察官や検察側証人として出廷している長束正家殿は、狼煙があがっても攻撃に移れなかったではないか。被告人の不動の圧力を感じたからであろう。もし、そうでなかったら、検察官の軍はなぜ出撃しなかったのか。

現場写真／関ヶ原の狼煙場跡

■検察側証人の横顔■
長束正家
手配中
五奉行の一人。石田三成とともに西軍を支えるが、合戦では動かなかった。

検察官こそ、合戦を傍観し、西軍を裏切ったのではないか。

とにかく被告人の動かずの行動は、毛利家にとって正しい判断であったといわざるをえない。そもそも勇み立ちやすい有為の若者を捕まえて、期待しているなどと甘言をはく検察官の行為こそがいやらしい。さすがに坊主は言葉巧みだ。わしが進軍を妨害した云々もいいがかりにすぎぬ。よって、被告人の無罪を主張する。

検察側証人
長束 正家

腹が減ってはいくさができぬ、それが天下分け目を目前にした被告人の返事でした

――狼煙を合図に、被告人および吉川の軍が総攻撃に加わる手筈になっていました。しかし、狼煙があがっても、両軍とも動きませんでした。吉川軍については予想はしていましたが、毛利軍が進軍しないのには驚きました。そこで、わたしは被告人に急使を送ったのです。

ところが、被告人が急使に語った言葉は「兵卒に兵糧(ひょうろう)を食べさせている最中ゆえに、しばし時間を」というものだったのです。腹が減ってはいくさができぬと、早めの昼食をとっていたというのでしょうか。天下分け目の一戦が始まっているというのに、なんたる返答かと腹が立ちました。

また、被告人からわたしや恵瓊(えけい)殿に送られた使者の伝言は「出陣したいが、先鋒の吉川広家が兵を進めないので、動くことができない。広家と相談されたい」というものでした。ここに至り、わたしや検察官殿は、吉川軍の裏切りを確信し、動きが取れなくなってしまいました。傍観していたのではありません。

わたしは被告人がとにかく吉川軍を背後から脅かしてくれさえすれば、同調するつもりでした。しかし、被告人は前に出なかったのです。被告人の心は今でも西軍にあると、信じています。被告人は吉川広家に口を止められているのでしょう。被告人には、今後の法廷で、吉川広家の狡猾(こうかつ)さについて真実を語ってほしいと思います。

弁護側証人
毛利 輝元

西軍のためでなく、すべて秀頼公のため

――正直に申そう。わしが大坂城に入ったのは、あくまでも秀頼公擁護のためで、西軍加担のためではない。西軍の総大将となってしまったのも、恵瓊の策略にはめられたゆえである。この間の事情は家康公も承知しておられる。

（検察側から「卑怯者」「裏切り者」の罵声が浴びせられる。裁判長、「静粛に」を連呼）

現場写真／南宮山頂の毛利秀元の陣跡

■弁護側証人の横顔■
毛利輝元
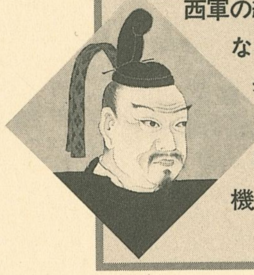
西軍の総大将になった五大老の一人。毛利家存亡の危機を迎える。

論告求刑
安国寺 恵瓊

徳川に下りて生き恥を晒すよりも遠島が気が楽じゃろう。それにしても、憎むべきは嘘で塗り固めた吉川広家の口よ

――弁護側の発言は嘘偽りに満ちている。すべて吉川広家の差し金であろう。被告人および輝元公の口を封じ、場を取り繕ったとしても、毛利家が無傷のままでいられるわけがない。

家康に牙を抜かれて生かされるのが、せいぜいのところであろうに。考えが甘い。今からでも遅くはない、家康の悪事を糾弾しようではないか。

いや、つい口がすべった。それも今となっては詮(せん)ないことであった。われわれ検察としては、被告人の合戦傍観によって西軍を敗北に導いた罪を許しがたいと考える。しかし、吉川広家の言動に惑わされたことを考慮して、被告人に対して遠島を求刑する。徳川の軍門に下り、生き恥を晒(さら)すよりも、遠島のほうが気が楽じゃろう。

わしとしては、むしろ広家をこそ重罪に問いたい。広家めのこれまでの暗躍、それにこの裁判でも被告人・証人の口を封じ、すべてを嘘で塗り固めおって……。その行為は元就公に対する裏切りにほかならない。

最終弁論
吉川 広家

安国寺こそ、毛利家さらに西軍に危難をもたらした張本人ぞ

――冒頭陳述で申したとおり、被告人は、合戦を傍観していたわけではない。出撃しない作戦であったのだ。傍観、さらにいえば裏切りと感じるのは検察側の勝手であるが、被告人の心は最初から東軍にあり、検察官に唆(そそのか)されて西軍加担を口にしただ

けなのである。
よって、被告人の無罪は明白である。
わしのことを付言されたが、検察官こそ、被告人や輝元殿を甘言巧みに操り、毛利家に危難の種をもたらし、さらに自らこそ合戦を傍観して西軍を敗戦に導いた罪を負うべきであろう。

最終陳述
毛利 秀元

すべては毛利家のための行動

――わたしは毛利家のためにのみ行動してきました。これからもそのつもりで、それ以上、ここで申し上げることはござらん。

判決
黒田 長政

被告人の行動は本心を明かさず、東西両陣営にとって灰色なるもの。情状酌量のうえ減知を命じる

――徳川家としては、毛利輝元殿が大坂城に入ったことを誠に遺憾に思っていた。しかし、弁護人の吉川広家がわたしに送った手紙によって、入城の理由が秀頼公の擁護のためで、石田三成や安国寺恵瓊の家康公に対する敵対的な行動とは無関係であることを知った。家康公も疑念が解けて、喜ばれたという経緯がある。

であるから、輝元公に派遣されて南宮山に布陣した被告人についても、軽挙に出ることはよもやないだろうと安心していた。事実、被告人は兵を動かさず、吉川軍と被告人の軍が留まったおかげで、安国寺・長束軍を足留めすることができて、東軍の勝利に大きな貢献をしたといえよう。

しかし、吉川広家とちがい、被告人自身は東軍に誓書を出していないし、積極的に東軍に加担したわけでもない。本裁判でも本心を明かさなかった。よって、被告人の動かないという行動は、東にとっても西にとっても灰色と断ぜざるをえない。

合戦傍観容疑の灰色なるをもって、本法廷は被告人に対し、20万石から5万石への減知を申しつける。毛利家への被告人および弁護人の忠誠ぶりを情状酌量したものであることを忘れないように。

現場写真／南宮山頂からの遠望

■毛利秀元の喜びの声■

――わたしのことはともかく、毛利家が残ったのでひと安心です。これで輝元公の裁判についても展望が開けました。すべて弁護人の尽力のおかげです。

(あまり嬉しくないようですが、との質問に)

そんなことはありません。毛利家のためにわたしができることは、弁護人に一切を任せ、口をつぐむことだけだったのです。わたしは口べたですから。

■識者はこう見る■

高杉 晋之助（政治活動家）――吉川広家の苦労が実った。しかし、恵瓊の発言も真実で、毛利は徳川に煮え湯を飲まされることになろう。

■街角の声■

薩摩の落ち武者――小早川といい吉川といい、毛利の両川は狡い。生き残るために毛利は何でもするのか。逃げた薩摩も威張れないが。

■傍聴人の感想■

大蔵卿局（淀殿の乳母）――小早川につづき、毛利はもはや信用できません。どうせなら徳川も毛利を潰してしまえばよいのです。許せません。

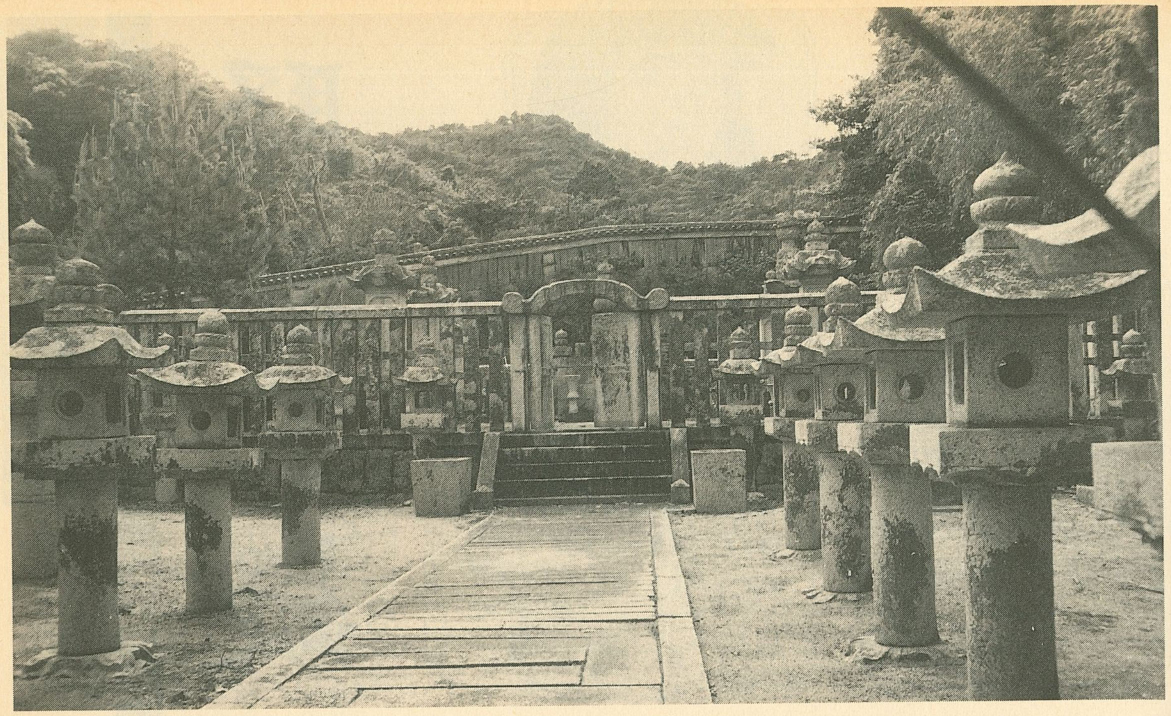
参考写真／毛利秀元の墓

◎裁判後の経緯◎

吉川広家は、黒田長政を通じて、毛利家安泰のための工作をつづけていた。そして決戦直前に毛利秀元を説得、長政に人質を提出して、内応を誓ったのだった。その代償として、輝元の無罪と領国安泰が保障されたはずだった。

しかし、戦後、その約束は反故にされた。家康は毛利の領国を没収し、広家にのみ領国を与えるとしたのだ。広家は仰天し、自らに拝領されるはずの防長2ヵ国を固辞し、毛利の名を残すよう長政らを通じて家康へ嘆願。その結果、毛利の存続が認められ、秀元の処分も減知ですんだのである。広家自身は周防のうち岩国6万石を領するにとどまった。やはり家康はタヌキだったのである。

広家は寛永2年（1625）に、秀元は慶安3年（1650）に没したが、それまで毛利本国をよく補佐した。

被告事件名

騒乱容疑

書記官●原 遙平

■被告人の横顔■

黒田長政

東軍の参謀格の外様(とざま)大名。黒田如水(じょすい)の子。関ヶ原の合戦では調略の妙をいかんなく発揮。石田方を内部から切り崩した。家康への忠義心の塊のような男。

■検察官の横顔■

石田三成

西軍の参謀。「皆、故太閤の恩義に報いるはず」と確信して合戦に臨み、敗北。調略の中心人物である長政を何とか罪にしたい。

■裁判長の横顔■

黒田如水

長政の父、知略の権化のような男で兵法家としては一流

■弁護人の横顔■

徳川家康

東軍の総大将。黒田長政の調略の才能を高く評価。活躍の場を与えた。長政には心の底から感謝している。

■検察側証人の横顔■

宇喜多秀家

岡山城主。1万7000の兵は西軍の最大動員数であったが、武運つたなく敗走。豊臣家への報恩の思いが人一倍強い。

◆本件の出席者◆

被告人　黒田長政
検察官　石田三成
裁判長　黒田如水
弁護人　徳川家康
検察側証人　宇喜多秀家
弁護側証人　福島正則

起訴状朗読　石田三成

逆賊勝利の要因をつくった忘恩の徒には、国家騒乱罪の大罪を！

——被告人黒田長政。貴殿は幼少のみぎり、織田信長公に殺されかけたときがあった。覚えておいでであろう。お父上の官兵衛殿が、荒木村重の有岡城に幽閉されたときである。助けてくれたのは誰か。今は亡き太閤殿下ではないか。しかるに貴殿は、こたびの戦役で逆賊徳川家康に加担。そればかりか、豊臣への報恩に燃える武将たちを甘言をもって次々と籠絡(ろうらく)。逆賊勝利の要因をつくった。われらの結束を乱せしこと断じて許さぬ。

裁判長、某(それがし)はこの忘恩の徒に対し、「国家騒乱罪」の適用を強く求めるもの。

意見陳述　黒田長政

合戦に調略は当然のこと。太閤殿下の寵愛をよいことに天下を狙う三成こそ大悪人

——起訴状のこと一々もっとも。たしかにわたしは、調略を駆使し、西軍敗北の下地をつくった。小早川秀秋の裏切り、毛利軍の本戦不参加、いずれも某の調略の結果である。されど、合戦に調略はつきもの。今は亡き毛利元就(もとなり)殿も次のように申しておるではないか。

「謀(はかりごと)多きは勝ち、謀少なきは負ける」わたしは、合戦に臨む者として当然のことをしたにすぎぬ。文句をいわれる筋合いはない。何の準備もなしに敗北した者が悪い。

貴殿は、某を「忘恩の徒」と非難するが、検察官本人こそ太閤殿下の寵愛(ちょうあい)をよいことに、天下を私物化しようとした大悪人ではないか。

いずれにしても、わたしは武将として当然ことをしたまで。一切の罪はない。

冒頭陳述　徳川家康

そちこそ騒乱の張本人。発端は朝鮮の役にあり。讒言者に惑わされるなど天下人にあらず。黒田殿を裁くは逆恨みよ

——黒田殿の弁護を勤める徳川家康でございます。検察官は「国家の騒乱」と大それたことを申しますが、わたしにいわせれば、検察官こそ、騒乱を引き起こした張本人であると思われます。

ことの発端は、朝鮮の役での蔚山(ウルサン)城の攻防戦ですな。大軍に囲まれた蔚山城を、黒田殿や蜂須賀殿が必死で開放したというに、三成さん、あなた太閤殿下に告げ口しましたな。「皆、戦う気がない。怠慢だ」と。

検察官——進軍しようとしなかったからだ。

(「異議の申し立ては、弁護人の答弁が終わってからにしてください」と三成が裁判長に制される)

——誰に聞きました。たしかに軍勢は止まりましたが、しょ。軍監の福原長尭(ながたか)で「無意味な合戦を続けるより講和を」という機運が高まっていたんです。朝鮮の民衆のゲリラ戦法、乏しい食料……、日本にいるわたしすらも引き時を感じていました。ところが、あなたは太閤殿下に弾劾した。結果、黒田殿、蜂須賀殿、加藤殿、藤堂殿は譴責(けんせき)され、竹中重隆殿と早川長政殿の領地は没収。福原長尭への恩賞に当てられた。ひどい話ですな。

怒るな、という方が無理ですわ。讒言(ざんげん)者福原長尭に対する怒り、わたしにはよくわかります。ところがあなたが、福原長尭を庇(かば)ったから皆収まらない。怒りがあなたに向き、黒田殿たち七将の襲撃計画が練られた。もっともあなたも悪いですな。何で福原長尭の言葉を鵜呑(うの)みにしたんですか。娘婿だからですか。

歳の功でわたしが仲裁させてもらいましたが、本当に骨が折れました。あなた

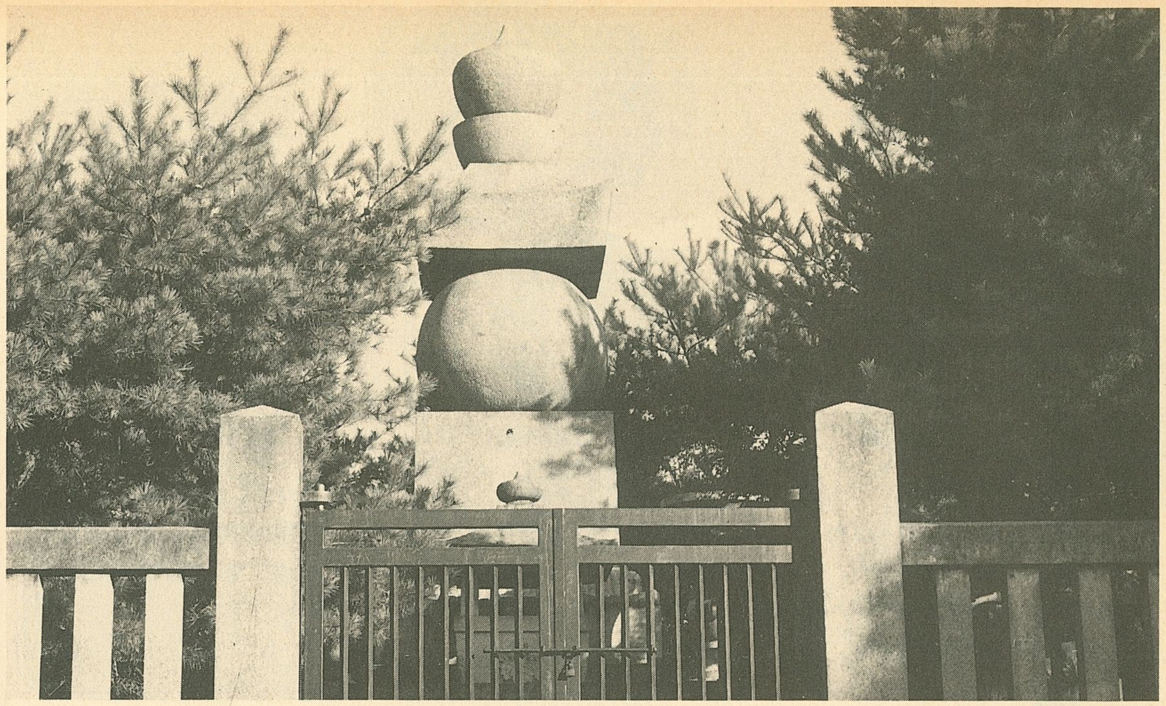

参考写真／豊臣秀吉の墓

を佐和山に隠居させ、閏3月19日には、黒田長政殿と、蜂須賀家政殿に、「山城攻防戦での働きに落ち度がなかった」旨の書状を五大老の連署で与え、早川長政殿には没収された豊後府内の城を返して……。

黒田殿は先ほど、あなたのことを「太閤殿下の寵愛をかさに天下を私している」といいましたが、公平を欠いた裁定。わたしも同感。小さな働きに対しても、公平に漏れなく報いるのが上に立つ者の務めです。公平さを欠いた政は、結果として天下の私物化ですぞ。黒田殿はあなたを「天下を治める器にあらず」と判断し、わたしにお味方くだされたのじゃ。あなたが関ヶ原で敗れた原因の一端は、三成さん自身にある。黒田殿を裁くは逆恨みではないですか。

検察官 石田 三成

太閤殿下が禁じた私婚をするなど、勝手な振る舞いの数々こそ天下の私物化じゃ

―弁護人の陳述に対し、質問したい。天下の私物化とわたしを非難するが、太閤殿下が薨られて後、あなたがなした勝手な振る舞いの説明はどうつける。殿下が「私婚」を禁じていたにもかかわらず、自分の子女を伊達、福島、蜂須賀と密かに婚約させたではないか。内々の婚約は同盟の締結。おのれの勢力を広げて太閤殿下の世を私物化しようとしたのではないか。

弁護人 徳川 家康

諸将籠絡はそなたの負け惜しみ。「兵は詭道なり」を実践したまでじゃ

―フォッフォッフォッ……あの件か。忠輝と伊達の五郎八姫をはじめとした……。あれは一時の物忘れじゃ。わしも歳だでな……。

さて、話しをつづけさせてもらうと、先に三成が申した諸将籠絡の件。そなたの負け惜しみにすぎぬな。三成殿は『孫子』を知らぬとみえる。書いてあるぞ。「兵は詭道なり」正攻法で戦うのみが合戦ではない。さまざまな策略を用いることが必要なのじゃ。長政殿はいくさの常道を踏んだにすぎぬ。騒乱容疑など片腹痛きことよ。

さいとう・はるき

検察官 石田 三成

謀略の前に正義が破れたのだ

―ダマらっしゃい、このタヌキ内府。正義はあくまでわれらにあった。殿下の恩を受けた者は皆、わたしと同じように一身を投げ出して豊臣家ために戦うべきだったのだ。それを長政ごとき口舌の徒が甘言をもって結束を乱した。謀略の前に正義が敗れたのだ。

黒田長政が正義の戦争の完遂をいかに妨害したか。証人の話を聞いてみるがよいわ。宇喜多中納言秀家殿、いざ。

検察側証人 宇喜多秀家

小早川籠絡を仕組んだ書状も発見。長政こそ西軍を敗北させた張本人

―わたしは宇喜多秀家。岡山城主。故太閤殿下の養子として、備前・備中・美作の東半分約57万4000石の支配を任せられていました。殿下亡き後の内府の専横。わたしも苦々しく思っておりましたところに、石田三成殿の義挙の報せ。一身を投げ打って殿下の恩義に報いるべ

く、わたしは17000の兵とともに出陣。関ヶ原に布陣しました。兵の数は内府方約7万、われらは約8万。西軍の陣構えは、故太閤殿下に「百万の軍勢を預けてみたい」といわしめた大谷刑部吉継殿が心血を注ぎし必勝の陣。敗北の要素はまったくなかった。

午前8時頃に始まったいくさは、午前11時を迎えるころまで大混戦だったが、どちらかといえばわが軍の方が押していたように思う。

午前11時頃、三成殿は勝負に出た。すなわち、松尾山の小早川秀秋と南宮山の毛利軍に、総攻撃の狼煙を上げたのだ。しかし、き奴らは動かない。1時間が経った。突然、松尾山の小早川軍が大谷吉継殿の陣に雪崩込んだ。軍略家の大谷殿は、秀秋の裏切りは予期していたのだろう、慌てることなく反撃。小早川隊の突出を止めた。ところが予期せぬ事態が起こった。脇坂・朽木・小川・赤座までが寝返り、大谷隊に襲いかかった。さすがの刑部殿も力尽きた。

裏切り者たちは、大谷隊を壊滅させた後、小西行長殿を襲った。小西隊はたちまち崩れ、わが宇喜多隊も連鎖反応で崩れ始めた。わたしは小早川秀秋と刺し違えようとしたが、明石全登に諌められ、戦場を落ちた。

小早川秀秋の裏切りがなければ、脇坂・朽木・小川・赤座の裏切りもなかったと思う。小早川秀秋の裏切りに黒田長政が絡んでいたことは、8月28日付けの書状、浅野幸長と連名の書状で明らかである。こともあろうに、叔母の北政所の名前を持ち出して、内府への与力を促しおって……。わたし、宇喜田秀家は、黒田長政こそ、西軍を敗北に追い込んだ張本人である、と確信しております。

●反対尋問●

弁護人（徳川家康）――宇喜多殿、息災で何よりじゃ。ところで貴殿はなぜ、石田三成に与したか。その理由をうかがいたい。

検察側証人（宇喜多秀家）――先ほども申し上げたとおり、亡き太閤殿下に対する恩義に報いんがためである。

弁護人――豊臣の天下の安泰のため、三成に与したと申すのだな。そうか。では、わしも証言をお願いしよう。福島正則殿、出番でござる。

■弁護側証人の横顔■

福島 正則

石田三成憎しの一念で東軍に参加。豊臣家への忠誠心は三成に劣らず強い。

弁護側証人 福島 正則

人情のわからない冷酷無比な三成より、家康殿こそ豊臣の世を継ぐお方

――福島正則である。某、少年のころより故太閤殿下の膝下で養育された身。殿下の恩義は三成め以上に受けておる。だが、関ヶ原においては内府に与した。なぜか。敵方の首謀者が石田三成であったからだ。某は三成が大嫌いでござる。殿下御存命の最中から、合戦にも出たことがないくせに大きな面をし、われわれに命令する。現場の苦労などまったく考えもしない。こちらが色々な事情で苦労していても、平然とした顔で「なぜ、できぬのか？」とくる。およそ人の情とか、温かさを感じぬ。

今回のいくさにしてもそうであった。

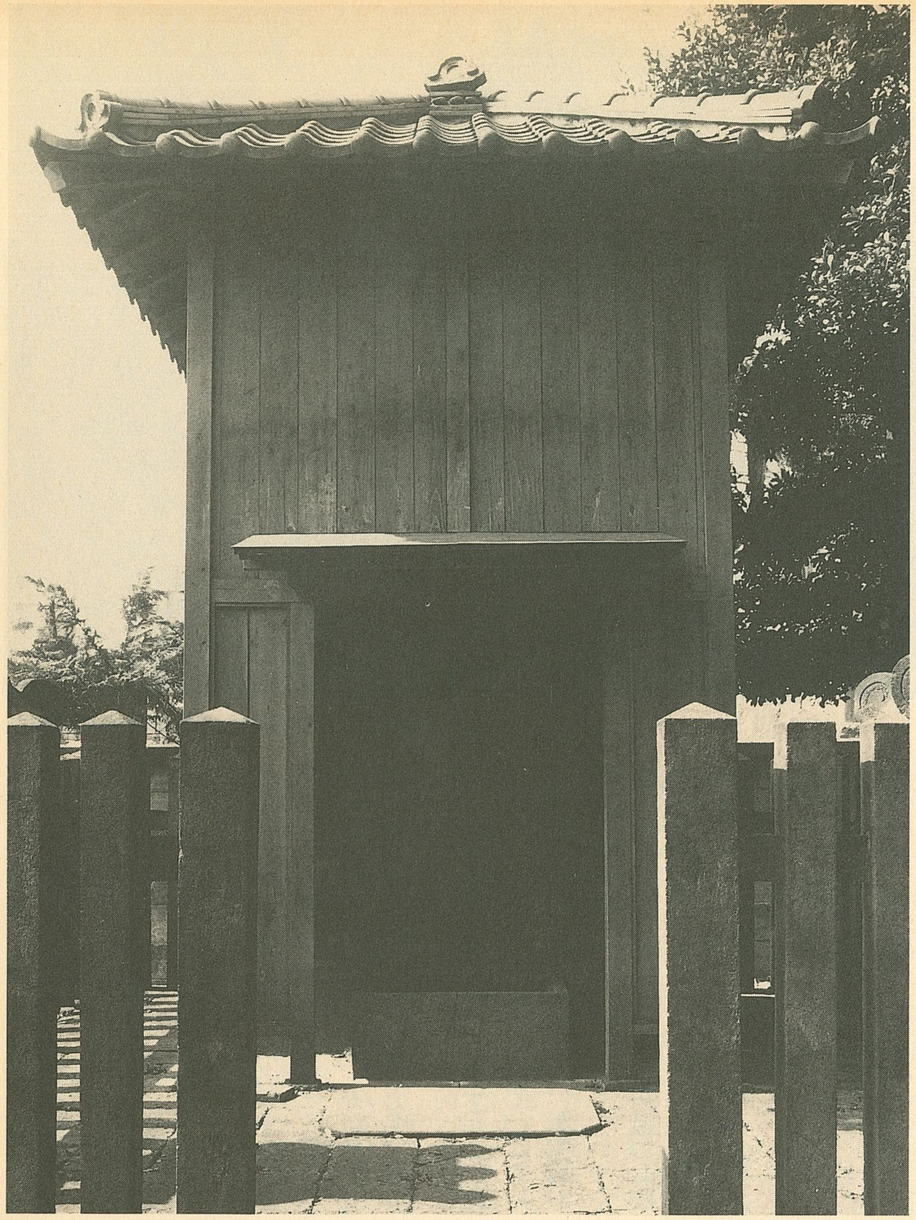

参考写真／黒田長政の墓

この非情な男は内府に与した諸将の家族を人質に取ったうえで合戦に及んでいる。まぁ合戦であるから人質を取るのは仕方がないとしよう。だが、大坂城に詰めている増田長盛に「『大坂方は人質を殺すことはできないだろう』ともっぱらの噂。そこで提案だが、見せしめに5、6人殺してみてはどうか」との手紙を送ったと知ったとき、全身の血が逆流する思いであった。その点、内府は人の情を心得ている。関ヶ原での大勝利の後、多くの将が「祝杯を！」といったとき、「いや、まず大坂城の人質たちを救出してからだ」と仰せになった。某は心中「人の心のわかるお方よ」と泣いたものじゃ。

弁護人――小山でのこと、忘れはせぬぞ。貴殿のひと言で諸将の気持ちが固まった。

（裁判長に私語をつつしむよう制される）

弁護側証人 福島 正則

三成は幼い秀頼君を担いでいるにすぎぬ。正義はわれらの側にこそあり

――大坂を出る時分から予想はしておりましたが、「三成挙兵」の事実を知ったときは、さすがの某も動揺いたしました。無論、合戦となったときは、内府に与して戦う所存でしたが、やはり気掛かりなこともあり、迷いました。そんな折り、黒田長政殿が某の陣中を訪れました。

「福島殿、いかがなされる」

「思案の最中じゃ。三成めは憎い。が、内府に与して戦うことが豊臣家の社稷を危うくするのではないか、わしはそれが気掛かりじゃ。内府はどんなお心づもりなのかのぉ」

「なれば内府とともに戦うべきですぞ。福島殿。内府は豊臣家を傷つける気はまったくござらぬ。豊臣の安泰のためにも、

現場写真／関ヶ原合戦の開戦地

君側の奸臣三成を除くご覚悟じゃ。それに三成めは、どう考えても事務官僚としてのみ有能な男、武門のあり方などについては鈍感じゃ。働きに対して公平に遺漏なく報いるのが武門の統領。朝鮮でのことを考えても、三成が上に立ってはわれらの運命はわからぬ。大名領主の未来を託せる人物は、武功・器量とも第一人者の内府以外にはござらぬ。今は豊家と武門の将来のためにも内府とともに戦うときでござる」

黒田殿は某の思うところをすべて代弁してくれた。某、少々単細胞ではございますが、馬鹿ではありません。黒田殿が内府の意を受けて参ったことくらいすぐ気がつきました。しかし、黒田殿のお陰で内府の心中を聞くことができ、覚悟も固まりました。翌日の小山会議では、「三成は秀頼君の御ためと称していると聞くが、幼少の秀頼君を担いでいるにすぎぬ。三成こそ豊臣の御家を危うくする君側の奸。某、妻子を捨てても内府にお味方仕る」と一大演説をぶったのです。

内府に与した者の多くも、豊臣家のために戦った、と拙者は確信している。正義はわれの側にこそあったのだ。

論告求刑

石田　三成

黒田長政が何もかもブチ壊した。ゆえに国家騒乱容疑で処罰を

——関ヶ原は聖戦であった。しかし、黒田長政の暗躍がすべてをブチ壊した。この考えは変える気はござらぬ。検察官は被告人黒田長政を起訴状どおり「国家騒乱容疑」として訴えるものである。

最終弁論

徳川　家康

——調略は合戦の常套手段。それをとやかくといい立てるは筋違いというものじゃ。黒田長政に罪はない。

最終陳述

黒田　長政

——某、自分は正しいと確信している。

判決

黒田　如水

ぎりぎりの選択を迫る天下分け目の合戦。大儀名分に人情を添えた徳川方についた黒田長政に罪なし

参考写真／黒田長政の居城である福岡城

——合戦では「大義名分」が大切になる。関ヶ原のいくさでは、徳川殿も石田殿もともに「豊臣家の御ため」という大義名分を掲げた。だが、大義名分だけでは人は集まらぬ。その名分に何をプラスαできるかが重要じゃ。そこで大切なのが調略である。調略の基本は相手の望みを察する点にある。とくに今回の関ヶ原のように、天下分け目のいくさの場合には、武将たちはギリギリの選択を迫られたはずである。つく方を間違えたら家・土地・財産すべて失ってしまうからだ。大義名分が同じである以上、より安心のできる方につくのは人情であろう。

小山会議で徳川家康殿は、豊臣恩顧の諸将に対して「それぞれの事情もあろうから、石田方への与力、邪魔はいたさぬし、恨みもせぬ」といい、諸国の武将に発した書状でも、同様のことを述べた後、所領の安堵・加増を確約している。それらの書状の領は7~9月の3ヶ月間で175通。石田三成が7、8通しか出さなかったのとは雲泥の差である。石田三成殿は関ヶ原を「正義の戦い」といったが、「正義の戦いであるから、皆、豊臣のために戦うべきである」という三成殿の横柄・尊大さが書状の少なさに反映しているのではないか。これでは人は安定せぬ。その点、徳川家康殿は人情を心得ており、黒田長政の調略もその線にそって行なわれた点、戦略として遜色なく、むしろ見事である。

判決を申し渡す。黒田長政、無罪。いくさの常道を行なったにすぎぬ。

■被告人喜びの声■

黒田長政——当然の判決と心得る。石田三成はキレる男だが、人の情もキレている。鈍感は酷薄に通じる。誰が酷薄な人間についていくか。

■識者の声■

磯貝正義左衛門——家康の根回しの勝利というところかな。

■傍聴人の声■

藤堂高虎——脇坂たちはわたしが調略しました。もし、黒田さんが有罪になったら、次はわたしかとビクビクしておりました。

◎裁判後の経緯◎

関ヶ原での大勝の後、徳川家康は東軍諸将の目の前で、黒田長政の手をとり「今日の合戦の勝利、ひとえに貴殿の働きによるものであった」と礼を述べ、調略の才を称賛した。

黒田長政は豊前中津18万石から、筑前福岡52万3000石の太守に出世した。

被告事件名

関ヶ原地方裁判所

スパイ容疑

書記官●風野真知雄

◆本件の出席者◆

被告人	九鬼嘉隆 九鬼守隆
検察官	石田三成
裁判長	池田輝政
弁護人	福島正則
検察側証人	稲葉道通
弁護側証人	真田信幸

起訴状朗読

石田三成

どちらが勝っても損をせぬ、とんだ親子の猿芝居。厳重なるお裁きを

——いやはや、関ヶ原の合戦における九鬼嘉隆（58歳）と守隆（27歳）親子の行動ほど、人を食ったものはござるまい。

その動きをざっと述べてみよう。

まず、九鬼嘉隆の倅守隆は、家康が会津征伐を宣言すると、家康に従って関東へ向かった。

だが、打倒家康の兵を挙げたわしは、嘉隆の娘婿でもあった紀州新宮城主の堀内氏善を使者に送り、西軍への参加を呼びかけた。

このとき、わしは嘉隆に、「合戦に勝利したあかつきには、伊勢、伊賀および紀伊の3カ国を進呈しよう」と約束した。海賊あがりにはもったいないほどの大盤振る舞いだったわ。

もちろん、嘉隆も二つ返事で合力を約束したものだった。そして、堀内氏善とともに鳥羽城を奪い取り、東海の制海権を確保したのである。ところが、関東にいっていた息子の守隆の方は、家康に籠絡されておった。このため、親父の決意を翻させようと、水軍を率いて、鳥羽城までやってきた。

守隆はいくども投降を勧めるが、嘉隆はきかない。このため、両軍のあいだでしばしば戦闘が行なわれた。じゃがのう、この戦闘くらいインチキ臭いものはなかったのじゃ。なんでも、

「鉄砲は空砲を撃ち合おう」

「どうしても実弾を撃ち合うときは、わざと当たらないようにしよう」と、あらかじめ相談しておいたというではないか。

海上の芝居だからいくさ目付にも見破られることはないと思ったのだろうが、あんな猿芝居、誰が見ても明らかじゃった。そのくせ、西軍の桑名城主氏家行広の船が通りかかったときは、九鬼守隆めはいかにも海賊らしい猛攻をしかけ、軍船3艘をぶん捕ったほどだった。

こうした猿芝居をつづけるうちに、関ヶ原における合戦の勝敗が伝えられた。すると、嘉隆めはさっさと鳥羽城を明け渡し、和具というところに潜入してしまったのじゃ。

親子のいくさが行なわれているあいだ、両軍の兵士どもは、始終、互いの陣を往復し合っていたという。もちろん、大事な情報なども筒抜けよ。北伊勢のあたりは、西軍に属した氏家行広の桑名城や、滝川雄利の神戸城、岡本宗憲の亀山城など、大事な拠点も数多くあり、当然、重要な情報も行き交っておったはず。それらがみな、九鬼親子を通して伝わっていくのだから、たまらぬわ。

結局、この親子はどちらが勝っても損をせぬように、互いの軍をわけたまでのこと。そのあいだは、互いの情報を垂れ流して、結局は両軍の間諜の役目を果たしたのじゃ。

このような卑劣な振る舞いをけっして許すまいぞ。

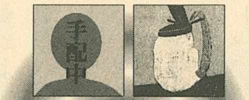

意見陳述

九鬼守隆・九鬼嘉隆

石田三成の口車にまんまと乗せられたまでのこと、どうか温情ある裁決を

——親子で間諜の役目を果たしたなど、滅相もないこと。今度のことは、老いた親父が石田三成さまの口車にまんまと乗せられてしまっただけのことにございます。親父は、海の上のことなら誰にも負けませぬが、陸上の謀略ごととなると、とんと苦手なのでございます。今後は老いた親父の監督に留意いたしますので、

■被告人の横顔■

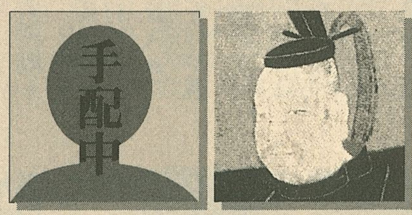

九鬼嘉隆（右）
九鬼守隆（左）

九鬼嘉隆は志摩の海賊の頭領として頭角を現わし、信長に従属すると九鬼水軍を率い、石山本願寺攻めや毛利水軍との合戦に活躍。志摩に3万5000石を領した。守隆はその長男で、慶長2年に九鬼家の当主となっていた。

■検察官の横顔■

石田三成

挙兵後、九鬼嘉隆に懇願し、西軍へ味方することを約束させた。

■裁判長の横顔■

池田輝政

織田信長の臣下として活躍し、秀吉の天下統一にも協力した池田恒興の次男。関ヶ原合戦時は三河吉田15万石の大名だったが、合戦後は播磨姫路に52万石の大封を得る。

■弁護人の横顔■

福島正則

豊臣家恩顧の大名ながら、家康に接近し、関ヶ原の合戦では最前線で死力を尽くし、東軍勝利に貢献した。九鬼親子の処遇については、九鬼家の味方になったが、その理由は明らかではない。

なにとぞ温情ある裁決をお願いいたします。

（陳述を行なったのは、倅の守隆だった。また、父嘉隆は老いたといっても、このときまだ58歳。潮騒と鉄砲の音を聞きすぎたのか、耳が遠くなっているようだった。加えて、関ヶ原の合戦が予想に反してあまりに早く決着がついてしまったので、呆然としている）

冒頭陳述
福島 正則

スパイの容疑よりも、武人としての功績に目を向けられよ

——治部少（石田三成）めが、いくさに敗れたのちも、まだうじゃうじゃと屁理屈をこねるのか。わしはその屁理屈が聞きたくなくて、東軍に参加したようなものだったのに。

親子で間諜だと。カッ、笑わせるわ。そんなことをしても、互いに情報を流し合っておったら、双方に損も益も生まれて、それらは相殺し合い、結局はなんの役にも立たぬではないか。やり手の奉行などといわれておっても、所詮、その程度のこともわからぬとは、阿呆な奴よのう。

それよりも九鬼嘉隆殿の、武人としての功績を見るがいいわ。信長さまが石山本願寺と戦ったとき、巨大な甲鉄戦艦6艘を率いて、援軍にきた毛利水軍を打ち破ったのは、その九鬼嘉隆殿であるぞ。そもそも、甲鉄戦艦という途方もないものを考え出したのも九鬼嘉隆どのなのだ。あのようなものは、世界のどこを探してもないだろうと、南蛮人もぶったまげておったわ。

それほどの九鬼嘉隆どのを、治部少づれが文句をぬかすなど、しゃらくさいにもほどがある。

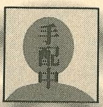

検察側証人
稲葉 道通

傍若無人な振る舞いは、海賊ならではのこと。八丈島などに遠島を

——福島正則さまは、親子で間諜などはありえぬとおっしゃいましたが、九鬼親子にあってはそれがありうることなのでございます。福島正則さまのように単純な、もとい、純粋な武人とちがって、あやつらは海賊でございますぞ。恩義も信念もあったものではない。ただ利の得られることなら、どんな悪辣なことも平気でやってのける連中なのですから。

だいたい、福島さまがおっしゃった甲鉄戦艦にしても、あれは信長さまが資金を出して建造させたものなのであります。いくら考案したのが九鬼であっても、持ち主はやはり資金を出した方でございましょう。ところが、九鬼は信長さまが本能寺で倒れるや、いつのまにかあの甲鉄戦艦も、わが物にしてしまいおったのです。

しかも、あのような物騒なものを海に浮かべて、伊勢湾一帯にかけてでかい面をしておりました。わが稲葉家などは、筏を流すだけで、やつらに通航税を巻き上げられておったのです。誰の川でも、誰の海でもない。天下の川と海を、やつらはわが物のように思っておるのです。

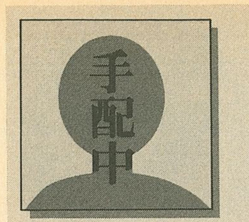

■検察側証人の横顔■
稲葉 道通

伊勢岩出2万6000石の大名。稲葉家では山林から切り出す材木の収入が財源となっていたが、これを筏に組んで流すときに、九鬼家から通航税を接収されつづけていた。このため九鬼家に対して積年の恨みがあったという。

情報が相殺されるなんてこともございませぬ。やつらは、いくさの状況に合わせて、こっちを止めたり、こっちに流したり、そういうことをやっておったにちがいないのです。

九鬼などという海賊は、なにとぞ遥か八丈島あたりにうっちゃっていただきたいものであります。

弁護側証人
真田 信幸

敵・味方に分かれても、親子の情愛を失わぬは、立派のひと言

——わたくしは、九鬼守隆殿の胸中を深く察するものであります。たとえ、家の存続のためとはいえ、親兄弟が互いに敵味方に分かれるというのはまことに辛いこと。どんなにか胸が張り裂けそうな思いを味わったことでありましょう。

ただし、いったん敵味方に分かれたならば、これは断固として互いの主人のために尽くさなければならない。敵軍にいる親兄弟の立場を思いやるなどということは、かえって家の存続を危うくするだけのことです。

■弁護側証人の横顔■
真田 信幸

上野沼田2万7000石の大名。関ヶ原の合戦では家康に与するが、父昌幸と弟幸村は西軍につき、徳川秀忠軍を苦しめた。

惜しむらくは、九鬼親子の場合は、そこで非情にはなれなかったのでしょう。わが一族をご覧なされ。父昌幸と弟幸村などは、わしが秀忠軍にいると知っているにもかかわらず、上田城において、さんざんな目に遭わせてくれました。あれくらいのことをしない限り、われらの腹が疑われるのです。

それを空砲を撃ち合い、わざと当たらぬようにするなどとは、ちょっと芝居が拙劣すぎたといえましょう。

しかし、それはまた、九鬼親子の情愛の深さを物語っているのです。情愛の深さは、賞賛されこそすれ、けっして非難するには当たりませぬ。わたくしはむしろ羨ましい気さえいたします。父昌幸は、弟幸村の方ばかりかわいがっていたので、わたくしは幼いころからどれほど辛い思いをしたことか……。

参考写真／九鬼嘉隆の居城の鳥羽城跡

論告求刑
石田 三成
情報の漏洩は万死に値

――なにが親子の情愛なものか。九鬼親子の腹は、単におのれの力を両天秤にかけていただけにすぎぬ。貴重な情報を洩らしておった罪は万死に値しよう。よって、九鬼嘉隆・守隆の親子はともに死罪、領土はすべて没収することを求めます。

最終弁論
福島 正則
死罪どころか加増が妥当

――死罪などとはとんでもない。それよりも、九鬼嘉隆が暴れまくるのが伊勢湾周辺だけであったのは、九鬼守隆の力があったからにほかなりませぬ。もしも九鬼水軍が総勢を率いて江戸湾あたりにまで入りこんでいたなら、われらの背後が脅かされたことでありましょう。これは九鬼守隆の手柄といってもいいはず。無罪はもちろん、加増こそが妥当と思われます。

最終陳述
九鬼守隆・九鬼嘉隆
スパイ容疑はまったくのデタラメ

――われら親子は、懸命に戦いました。情報流出はおろか、空砲やいくさ芝居などというのもまったくのデタラメ。われらが海に流した涙はどれほどの量であったことでしょう。海の水を少しでも舐めていただければ、それはお分かりになると思います。

（これも九鬼守隆が述べた。そして、その発言の後、九鬼守隆はペロッと小さく舌を出したのだった）

判決
池田 輝政
稚拙な芝居ながら、特殊な精神風土に鑑み、無罪とする

――九鬼嘉隆・守隆の親子のあいだで行なわれたいくさが、はたして本気であったのか。これは、おそらく芝居であったろう。

関ヶ原の合戦の勝敗がわかるまでの鳥羽城攻めと、それがわかった後の攻めとでは、ようすがまったくちがっていたことでも明らかである。まったく幼稚な芝居をしたものだと呆れてしまうわ。

しかし、そもそも九鬼一族の者たちは、われら陸の人間とはまるで別の精神風土に生きてきたのである。やつらは、地道な陸の者とは別な、なんの約束ごとも持たぬ海の民。わしは三河吉田の地にあって、九鬼一族の生き方をそのように見てまいった。

したがって、このたびのいくさだけに限って、九鬼親子の振る舞いには情状酌量をほどこすべきだと考えたのである。これは上様も同じお考えであり、まもなく九鬼嘉隆にも正式な赦免状が渡されることになるだろう。

◎裁判後の経緯◎

こうして九鬼嘉隆・守隆親子は無罪となったのだが、九鬼嘉隆の方は放心状態にあったため、この判決をよく理解していなかったようだ。というのも、九鬼嘉隆はまもなく、九鬼家の家老の「守隆さまがひどく苦しんでおられる」との言葉を聞き、腹を切ってしまったからである。

嘉隆の首と、家康の正式な赦免状は、鳥羽と伏見のあいだの道で、すれちがったといわれる。

その後、九鬼守隆には2万石が加増され、九鬼家は5万5000石の大名となった。

現場写真／九鬼嘉隆の首塚

関ヶ原地方裁判所

騒乱教唆容疑

被告事件名

書記官●麻倉一矢

◆本件の出席者◆

被告人	安国寺恵瓊
検察官	徳川家康
裁判長	藤堂高虎
弁護人	石田三成
検察側証人	吉川広家
弁護側証人	小西行長

■被告人の横顔■
安国寺恵瓊

伊予6万石の僧侶大名。毛利を西軍に引き込むため奮闘し、また自ら軍を率いて戦った。

起訴状朗読
徳川　家康

天下太平を祈るべき僧でありながら、
乱を招いて天下を私物化せんとは
言語道断

――被告安国寺恵瓊(えけい)は、僧侶の身でありながら石田三成と計って大老毛利輝元をそそのかし、西軍の旗頭に仕立てて天下の大乱を招いた。

徳川家と毛利家は、かねてから誓詞をとり交わし、末永い協調関係が誓われていたが、恵瓊は両者の親密な関係に割って入り、当主輝元に出陣を要請し、家中の多くの反対意見を抑えて大坂城に導き入れ、西軍の総大将に仕立てあげた。

さらに西軍挙兵の後、恵瓊は西軍の武将として伏見城を攻め、これを落とすや伊勢路に入り、東軍の将富田信高の拠る阿濃津(あのうつ)城を攻め落としている。このとき、勝ち誇った恵瓊は、大坂城にいる五奉行の一人増田長盛(ました)宛に、討ちとった首の数を記した「頸注文」なる報告書を差し出している。これなど、僧侶にあるまじき冷酷残忍な所業である。

恵瓊の犯罪動機であるが、毛利家をして天下を奪わしめ、いにしえの妖僧道鏡のごとく政(まつりごと)に深く関与して栄耀栄華(えいようえいが)を極めんとしたもようである。天下太平をこそ祈るべき僧でありながら、乱を招いて天下を私物化せんとはまさに言語道断。希有の悪僧と呼ぶにふさわしい。その罪、万死に値するものである。

意見陳述
安国寺　恵瓊

天下を奪い取る者に対して、
豊臣に味方し、
和平を保とうとするは当然

――はてさて、検察官はさても異(い)なことを申される。天下に大乱を招いて、おのが野心を満たさんと欲の皮を突っ張らせたのは、どこのどなたであったか。

拙僧、実は毛利家に潰された安芸武田家の出なのだが、毛利家への恨みはかなぐり捨て、生涯を通じて天下の和平のため奔走してまいった。もとより、反徳川で終始立ち回っていたわけではない。わたしは徳川家にとってもよい計らいをしてきた。そうじゃ、たとえばあのこと。石田殿は武功派の7将に追い回されておられたな。世間では、あのとき石田殿は伏見の徳川屋敷に逃げ込んだというておるが、石田殿は内府もご承知のように、実はご自身のお屋敷に逃げ込まれた。

あの折、毛利家と徳川家の間をとりもち、輝元殿立ち会いのもと、石田殿を佐和山に隠居させたのは拙僧であった。

拙僧、常に天下和平のために尽力しており、これまでいずれの側を依怙贔屓(えこひいき)したこともない。ただし、このたびの内府のように力づくで天下を奪い取る者が現われれば、義によって生きる身なれば、豊臣家にお味方するのはやむをえぬであろうよ。

■弁護人の横顔■
石田三成

五奉行筆頭。反徳川の急先鋒で、西軍の総指揮に当たったが、関ヶ原に敗れ去った。

■裁判長の横顔■
藤堂高虎

時流を見るに敏な武将。秀吉の死後徳川に急接近。関ヶ原では大谷隊を突き崩し大活躍。

■検察官の横顔■
徳川家康

五大老の一人で、豊臣家に次ぐ大身大名。石田三成を挑発して挙兵させ、天下分け目の大いくさに勝って天下人に。

参考写真／安国寺恵瓊は石田三成を佐和山城に隠居させた

冒頭陳述
石田　三成

恵瓊は先見の明ある高潔な方。
不義を見過ごすことができぬ
正義漢でござる

――わたしと安国寺恵瓊殿は、共通の性分をもっている。それは、わたしも恵瓊殿も義を見てとどまることができぬたちなのだ。このたびのわれらの義挙も、内府が太閤殿下のご遺言に違反し、専横のかぎりを尽くしたうえ、天下を奪わんとしたことがはっきりしたため、立ち上がったまで。

ただ、わたしと恵瓊殿では大きくちがうところもある。恵瓊殿は、わたしなどよりはるかに鋭い先見力をお持ちだということだ。恵瓊殿は、織田信長公がいずれ高転びに、あおのけに転ばれることも、太閤殿下が天下人に成られることもわかってお

証拠写真／恵瓊が秀吉と連絡をとった備中高松城

■検察側証人の横顔■
吉川 広家

毛利両川の一つ吉川家当主。大の三成嫌い、恵瓊嫌いで、毛利寝返りの主犯となった。

られたようだ。備中高松城で、信長公が明智に討たれた報せを受け、急ぎ畿内にとって返される太閤殿下を、あのお方はいずれ天下人になられるお方と、黙って見送らせられたのは恵瓊殿であった。

そんな恵瓊殿ゆえ、西軍が敗れ、ご自身がこのような立場となって偽りの法廷に引き出されることもご承知のうえで、義のため立たれたではあるまいか。

それもこれも、不義を見過ごすことのできぬ正義漢ゆえ。また、太閤殿下とご自身でつくり上げた太平の世へ、強いご執心がおありだったから。

もはやいうまでもなかろう。恵瓊殿は、わたしの知る最も高潔なお人。騒乱を教唆するなど、まったくとんでもないいいがかり。

手配中
検察側証人
吉川 広家

こ奴こそ乱世の道鏡。輝元殿をまんまと口車に乗せた獅子身中の虫よ

——世に毛利両川というが、この吉川は別として、代々の毛利家当主は、祖父元就を除いておっとり型で人の良い者が多い。中国攻めの折も、毛利がもっと粘っておれば、豊臣の風下に立つことはなかったのだ。恵瓊めの謀略にはまり、毛利は天下を豊臣に譲り渡してしもうたわ。

恵瓊は、毛利をないがしろにし、太閤殿下に取り入ってのしあがったが、このたびはさらに欲を出し、毛利本家の当主輝元殿をまんまと口車に乗せて西軍の旗頭に祭り上げてしまった。毛利に天下を取らせ、今道鏡として栄耀栄華を極めんとしたのであろうが、毛利もとんだ男にみいられたものよ。

さて、ここで検察側証人として、事実関係を確認しておかね

現場写真／安国寺恵瓊が陣をおいた南宮山麓にある南宮神社

■弁護側証人の横顔■
小西 行長

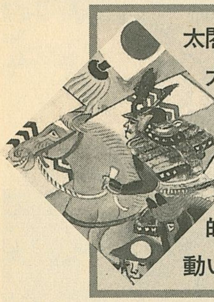

太閤恩顧の商人大名。家康暗殺を計画するなど、積極的に反徳川で動いたが敗れた。

ばなるまい。検察官の申されたごとく、わしはたびたび恵瓊とその使者に接触した。忘れもしない7月14日、わしは木津札之辻の毛利大坂屋敷で会津討伐に向かう途上恵瓊と出会い、そのまま大坂に残り、叛乱軍に加わるよう求められた。「内府殿と戦えば、輝元殿が筆頭大老になられるぞ」とうまい話も持ちかけられたが、わしは断じて従わぬといい張った。

そうして恵瓊の西軍加担の要請に耳を傾けているうちに、わしは奴の腹の内をすっかり見透し、何度も従わぬよう輝元殿を説き伏せた。輝元殿は、わしのいうことを納得されたようであった。なるほど17日大坂城に入られたが、むろん内府殿と戦う気など初めからなかったはずだ。輝元殿がたびたびの三成からの要請にも応じず、大坂城から出馬しなかったのも、関ヶ原合戦の後、大坂城を潔く明け渡したのも、その証拠である。

証人として、もう一度念を押しておく。毛利家にとっては獅子身中の虫安国寺恵瓊が、毛利家に騒乱を教唆せんと立ち回ったことは、幾度も説得されたこの吉川広家が申すのであるからまちがいない。

弁護側証言
小西 行長

輝元殿を西軍旗頭にと説得されたは、豊臣恩顧の者の願いゆえであった

——安国寺恵瓊殿は、実に公正無私なお人だ。天下を私物化するなど……。とてもできるお人ではない。

わたしは恵瓊殿とは信仰を異にするが、ゼウスの道も、仏の道も、私利私欲を絶ち、天下万民のために尽くすを善しとするところでは同じはず。恵瓊殿もまた、つねに天下の太平と民の幸せを願っておられた。朝鮮の戦場では、ずっとご一緒させていただいたが、恵瓊殿は傷ついた将兵の看護のために夜も昼も

没頭されていた。
恵瓊殿は、たしかに毛利輝元殿に西軍の旗頭と成られるよう説得されたが、それはわれら豊臣家に恩顧を抱く者が頭を下げ、お願いしたからだ。恵瓊殿は、長らく毛利家の使僧をつとめられ、豊臣家の重職にある者の伝言は伝えねばならぬお立場であった。恵瓊殿が立ち回って西軍を組織されたのでは断じてない。
関ヶ原の合戦に加わられたことも、時勢を嘆き、身を挺して世を正そうとされたからにほかならない。それは、深い慈悲の心に裏打ちされたもので、私利私欲とはほど遠いものだ。

現場写真／西軍の首塚

論告求刑
徳川 家康

味方する者もおらぬ謀略の僧には極刑を

——被告人安国寺恵瓊は、仏門にありながら俗世の野心が捨てきれず、毛利家や太閤殿下にとり入って、伊予6万石の大名にまで成り上がったが、このたびは毛利家を利用して今道鏡にならんと騒乱を教唆し、天下に大乱を招いた。
被告の動きは、先ほども述べたごとく、証人の吉川広家や毛利家家老福原広俊を通じて逐一検察官のもとに報告されている。また毛利本家からも、西軍に味方したこたびの行動は、まったく恵瓊一人の謀略で、主輝元らは預かり知らぬことであった、との弁明があった。毛利本家からも見捨てられ、もはや味方する者もおらぬとは、とんだ不徳の僧よ。
検察官は、この僧衣を纏(まと)った天下の大悪党に、極刑を求める。願わくば、地獄に落ち、犬畜生と成り果てるがよい。

最終弁論
石田 三成

騒乱教唆とは俗物の発想。義と忠に命をかけての結果である

——おのれの野心と家の安泰のみを考える内府やその腰巾着の俗物どもには、恵瓊殿の無私無欲の心はけっしてわかるまい。
騒乱教唆とは、よくも図々しく名づけた罪よ。太閤殿下のご遺言に背いて諸大名と姻戚関係を結び、伏見城を占拠し、天下人づらをして大坂城に天守閣を築き、前田利長殿の母君を人質にとるなど、暴若無人、言語道断の振る舞いをして騒乱を招いたのは、いったいどこの誰であったか。
そもそも、大老の毛利輝元殿と恵瓊殿は旧知の間柄ゆえ、このわしがこたびの内府の暴挙をいかがお考えか、と輝元殿に恵瓊殿を介してお尋ねしたのだ。西軍蜂起の命は、あくまで大老である毛利殿が下されたもの。恵瓊殿は、拙者の使者の役目を引き受けられたにすぎない。
また、恵瓊殿が野心まんまんであったといわれるが、恵瓊殿のお心にはほど遠い。恵瓊殿はむしろ、世の動きについて諦観(ていかん)さえ抱いておられた。伏見城陥落の後、恵瓊殿の築かれた茶室で、西軍の諸将と茶を汲み交わした折のお言葉がいまだ忘れられぬ。恵瓊殿はあのとき、「たとえどんなことがあろうとも、

現場写真／西軍の首塚

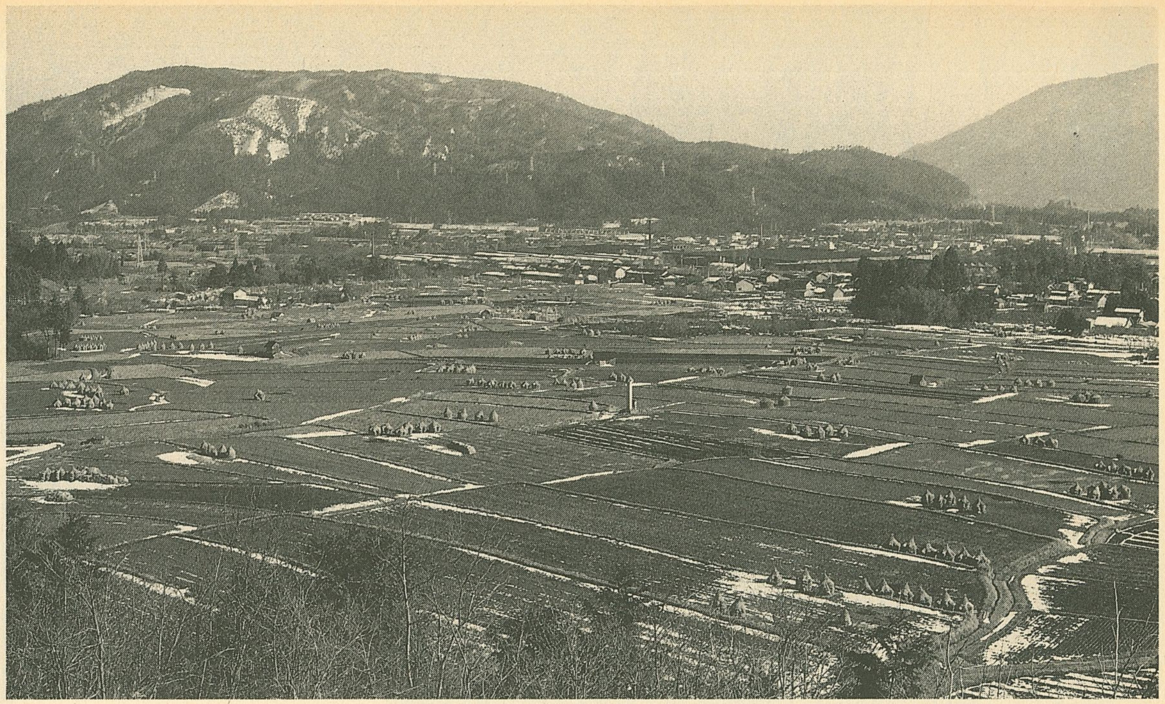

現場写真／関ヶ原古戦場跡

大坂城で会いましょうぞ」と申された。一代の予言者である安国寺恵瓊殿は、あるいはこのたびの小早川秀秋や吉川広家の裏切りさえ予見されていたのかもしれない。

それでも、恵瓊は立たれた。最後にもういちどいおう。義と忠に命を賭けた恵瓊殿のお心が、どうして騒乱教唆などと呼べようか。

最終陳述
安国寺 恵瓊

戦乱ゆえ仏門入りした身、人一倍和平を願う。毛利の行く末のみ心残り

——わたしはもとより何の野心もなく、何の私利私欲も求めてはいなかった。天下のため、よかれと思うことをやったまで。だがもはや、どのような弁明もするつもりはない。わたしを葬り去ろうとする者は、どんな弁明も聞き入れず、力づくで葬り去るにちがいあるまい。

拙僧亡き後、今の世の人はおそらく拙僧のことを「悪僧」「佞僧」「妖僧」と呼ぶことであろう。だが、毀誉褒貶は世の常。いずれ、拙僧を理解してくれる時代もやって来るはずだ。

ささやかな弁明のため、最後にこれだけはいっておこう。拙僧は戦乱の中で生家を潰され、仏門に身を投じた。そんな立場にあって、天下の和平以外にどんな望みが抱けたか……。

毛利家が拙僧を佞僧呼ばわりして生き延びようとするのも、しょせん生きる方便、仕方あるまい。だが、毛利はなぜ義によって動かなかったのか。毛利が動けば、西軍は勝っていた。わずかな心残りは、毛利の行く末だ。眠るように逝かれた毛利元就殿は、「恵瓊どの、今後の行く末を正しく導いてくだされよ」と申された。それができぬが悔やまれる。

イラスト／杉浦才樹

判決
藤堂 高虎

僧侶の身でありながら、兵を率いて合戦に臨むは万死に値す

——被告人安国寺恵瓊は、石田三成、大谷吉継、増田長盛らと三成の居城佐和山に一堂に会し、上杉討伐に向かった徳川家康を討つべく密議を凝らした。また旧知の毛利輝元を教唆して、この騒乱軍に加担せしめようとした。この間の経過は、検察側証人吉川広家の証言どおりで、毛利家主従もはっきりと認めている。

また、恵瓊が西軍の武将として勇猛果敢に東軍の諸城を攻め、多くの損害を与えたことは、多くの戦場からの報告によって明らかである。騒乱の首謀者としての関ヶ原での働きは、もはや万人の知るところといってよい。

恵瓊は、この騒乱の計画に積極的に参画し、武将として合戦に望み、敗れた。天下の安寧を祈るべき僧侶の身でありながら、兵を率いて合戦に臨んだ恵瓊の罪は極めて重い。当裁判所は、被告人安国寺恵瓊に、死罪を申し渡す。京市中ひき回しのうえ、打ち首。

■被告人の声■

——わたしは、死を前に最期の予言をする。内府はいよいよ豊臣家をないがしろにし、ついには江戸に幕府を開くだろう。だが、毛利など西軍についた外様大名は、このまま黙ってはいまい。きっと仇をとる。倒幕運動に立ち上がるぞ。たとえ300年かかっても……。

■識者はこう見る■

建仁寺・梅仙東逋――五山の最高峰に位した者も、やはり頸をはねられるか。これからは、世俗の権力におもねていかねば生きていけぬな。

■街角の声■

恵瓊の陣中で頸化粧をした女――お坊さんで大名。いい人だったんだろうけど、やっぱりなんかヘン。中世の生き残りかもネ。

■傍聴人の感想■

大村由己・豊臣家右筆――毛利はトカゲの尻尾切りか。輝元は、天下を取る好機だったのだが……あんな腰抜けではしょせん無理か。

参考写真／安国寺恵瓊の首塚

◎裁判後の経緯◎

慶長5年10月1日、安国寺恵瓊は、関ヶ原合戦の首謀者石田三成、小西行長とともに六条河原の刑場に引き出され、頸をはねられた。「清風明月を払い　名月　清風を払う」これが恵瓊の辞世である。享年63。

尾張高等裁判所

被告人■
島津義弘
上杉景勝
毛利輝元
豊臣秀頼
北政所

尾張高等裁判所

被告事件名

敵前逃亡罪および契約不履行罪

書記官●司 悠司

◆本件の出席者◆

被告人	島津義弘（惟新）
検察官	石田三成
裁判長	徳川家康
弁護人	島津義久
検察側証人	八十島助左衛門
弁護側証人	松平忠吉・井伊直政

■被告人の横顔■

島津 義弘

島津義久の弟で、島津家の現当主。甥の豊久とともに関ヶ原に参陣。

■検察官の横顔■

石田三成

五奉行の一人。

■裁判長の横顔■

徳川 家康

五大老の筆頭。東軍の総大将。

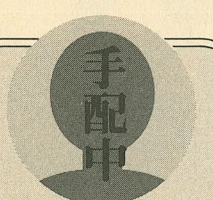

■弁護人の横顔■

島津 義久

被告人の兄。今は弟に家督を譲り、隠居の身。

起訴状朗読

石田 三成

出撃要請に従わぬは、敗北の大きな要因。しかも信頼を逆手に取った罪は重大なり

——被告人島津義弘（66歳）は、早くから西軍加担を表明していました。亡き太閤殿下の九州攻めの折りには、不肖それがしも口をきわめて執り成したため、薩摩・大隅・日向（ひゅうが）の三国を安堵されました。

このため、太閤殿下の高恩を感じている、と被告人自ら何度も口にしていました。また、前日の軍義では、「疲れて眠っている徳川の陣に夜襲をかけるべし」などという積極的な発言をし、それがしは被告人のことを完全に信頼しておりました。

にもかかわらず、被告人はそれがしの再三の出撃要請を拒否し、戦闘の間、まったく積極的な動きを見せませんでした。西軍が総崩れになった後に、ようやく陣を離れて敵中に突っ込みましたが、それは単に戦地を離脱し、逃亡することのみが目的だったのであります。味方の危機に対して、なんらの援助もすることなく、敗北にいたらしめた罪ははなはだ重く、被告人に敵前逃亡罪および契約不履行罪を適用するものです。

意見陳述

島津 義弘

戦いの機を逃す者に、武勇を説くも愚かしいが、武門の誉れになんら恥じることなし

——石田検察官の起訴状朗読を聞き、まるで身に覚えのないことを弾劾（だんがい）されて、きわめて不愉快かつ遺憾とするところ。

それがし、当年66歳となりますが、戦場において敵にうしろを見せたことは一度としてなく、いずれのいくさにおいても、島津四兄弟の一人として、恥ずかしくない戦いをしてきたことは、敵味方関係なく証言をいただけるものと確信しておる。

さる慶長の役においてさえも、それがしは常に敵の大軍を蹴散らし、敵であるはずの朝鮮の将士からも、「子曼子（シーマンズ）」という名を恐れられ、「強敵なり」と評価されているのでござる。「敵前逃亡」などという卑怯者に冠せられる汚名は、きわめて不本意かつ不適切なものであると、武士の誇りにかけて、はっきりといっておきたい。

もちろん、故・太閤殿下の御恩、そして諸領安堵のために口をきいていただいた石田殿への恩は一度として忘れたことなく、兄・義久ともども、感謝に思わぬ日はなかったと断言いたしまする。

しかしながら、このたびのいくさにおいては、「夜襲をかけるべし」とのそれがしの提案を石田殿は一蹴（いっしゅう）され、関ヶ原での尋常の勝負を望まれた。なぜそれがしが夜襲を主張したかといえば、こたびのいくさには、八方手を尽くしたにもかかわらず、たった1500の兵しか集められなかったからでござる。

これでは、正面きっての野戦では、なかなか実力を発揮することは難しい。いくさの趨勢（すうせい）を眺め、機を見て一撃を加えんとしたことは、寡兵（かへい）をもってしては当然のことと存ずる。

ところが、金吾（小早川秀秋）殿の裏切りに遭い、お味方はアッという間に敗退、戦う暇もなくいくさの大勢は決してしまったのである。

その後は、武門の誉れをまっとうしつつ、堂々と退却することこそ肝要と考え、敵中を強硬突破して帰国いたし申した。

証拠写真／敵中を突破する島津義弘隊

これを「敵前逃亡」などといわれては、戦死した部下に申し訳がたたない。

現に、1500名の将士は80余名にまで討ち減らされ、それがしはかろうじて命をまっとうしたものの、甥の豊久、重臣・阿多盛淳(あたもりあつ)は討ち果たされたにもかかわらず、敵将・井伊直政、松平忠吉に手傷を負わせたほどの奮戦をなし、徳川内府公の本陣の前を、堂々と突っ切ったのでござる。

これほどの犠牲を払い、武勇を示した者がなにゆえ「敵前逃亡罪」であろうや？

無罪を主張するものであります。

冒頭陳述　手配中　島津　義久

要請断りしは豊久の独断。戦力・経済事情に配慮すれば無罪なり

——被告人は、わが弟ながら、昔から武勇の誉れ高く、敵にうしろを見せるような卑怯者ではないことは、なによりも弁護人がよく知っております。

慶長の役での豪勇奮戦ぶりは、検察官である石田殿もよくご存じのことと思います。

さて、われら島津家は、故・太閤殿下の高恩を思い、こたびのいくさにおいては西軍にお味方することは一決しており申した。反対していたのは、戦死した豊久のみでありました。豊久は、徳川内府殿の実力を思い、西軍にお味方することを危惧(きぐ)していたのでござる。

それがしは弟を島津の代表として戦場に行かせましたが、実のところ、国元の経済事情は切迫しておりました。慶長の役での出費はバカにならず、とてもいくさなどできる状態ではなかったところに、昨年より日向都城(みやこのじょう)の伊集院忠真(ただざね)めが主家に反逆を起こし、その平定に今年の3月までかかってしまったのでござる。

その出費もあり、こたびのいくさに割(さ)ける兵力は、1500がやっと、というていたらくでした。身内の恥を申すようですが、そのために、被告人には、派手な戦いができる条件が整っていなかったのでござる。

しかも、被告人は今年66歳の高齢であり、実質的な島津隊の采配は、若い豊久に任せており申した。さきほども申し上げたとおり、豊久は内府殿に心を寄せており、石田殿の出撃要請を退けたのは、この豊久の独断でありました。罪を受けるべきは豊久でありますが、彼は戦死いたしましたゆえ、今さら罪に問えませぬ。

証拠写真／島津豊久が関ヶ原で着用していた鎧

実際のところ、豊久隊が動かぬ以上、被告人は動けない状況にあったのです。被告人にまったく罪がないことは明らかです。

検察側証人　手配中　八十島　助左衛門

他隊の情勢を顧みる暇はない、とたしかにお断りになられました

——石田治部少輔三成様の家臣・八十島助左衛門と申します。

あれは9月15日、亥(い)の刻（午前11時）ごろのことだったと思います。

それまで、わたくしは石田隊の中で、東軍の黒田長政・細川忠興・加藤嘉明(よしあき)・筒井定次・田中吉政らの諸隊を相手に必死の戦いをしておりましたが、戦況はかばかしくなく、石田様から、左隣に陣を張る島津隊に救援を求めてくるように命じられました。

さっそくわたしは馬を駆り、島津隊先鋒の豊久様の陣に駆け入ったのでございます。ことは一刻を争う際であり、戦場での習いのとおり、わたくしは馬上から救援を乞うたのでございますが、このとき豊久様は、「馬上での口上無礼千万！」と、まったく取り合ってくださいませんでした。

わたくしは、おのれが使者では重みがないのだろうと判断し、石田隊に帰ってそのよし言上いたしました。わたくしの報告を聞いた石田様は、今度はご自身で島津豊久様の陣に赴き、救援を要請したのですが、そのときも、豊久様は、「こたびのいくさはおのおのが各人の敵に全力を尽くすのみ。他隊の情勢を顧みている暇はない」と、救援をにべもなくお断りになったとのことです。

これでは、島津隊は、はじめから戦う意志がなかったものといわざるをえないと思います。

弁護側証人　井伊　直政

適中突破の鬼気迫る勢いは、逃亡というよりは戦闘であったこと真なり

——これは、戦いの趨勢がほぼ定まった後のことでござるが、戦場に取り残され

現場写真／烏頭坂にある島津豊久の墓

た形となった島津隊は、突然、われら東軍の将士がたむろする正面に向けて突っかけて参りました。

白旗を掲げるだろうと多寡(たか)をくくっていたわれらは、多少、驚いて隊伍を崩したことはたしかでござる。

が、すぐにわれらも気を取り直し、それがしはともに戦っていた松平忠吉殿の隊とともに、逃がしてはならじと島津隊に斬り込んだのですが、猛然たる島津隊のしんがりの攻撃の前に、それがしは腕に鉄砲の弾を受け、不覚ながら落馬してしまい申した。

手配中

■検察側証人の横顔■

八十島 助左衛門

検察官の家臣。島津の陣に戦闘の催促に訪れる。

■検察側証人の横顔■

松平 忠吉(右)
井伊 直政(左)

ともに東軍の将。松平忠吉は家康の四男。

あれは、まさに鬼気迫る勢いであり、「逃亡」というよりは「戦闘」であったと、それがしの名誉にかけて証言いたしまする。

弁護側証人 松平 忠吉

見事なる戦いぶり、感服の極みでござった

——わたくしも、井伊殿とともに敵中突破を図る島津隊に追いすがりましたが、やはり手傷を負ってしまいました。

このような絶体絶命の場にあっても、あれほどの戦いを見せる敵に、「さすがは音に聞こえた島津の武士たちよ」と、感心いたしたほどの見事なる戦いぶりでした。

わたくしも井伊殿と同じく、あれは敵前逃亡罪に当たるとは思えませぬ。

論告求刑 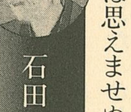 石田 三成

逃亡のうえ、しかも小早川の裏切りを誘発。切腹、領地没収は当然

——逃亡の際に、いくら無我夢中になって蛮勇を発揮したところで、逃亡は逃亡にすぎぬ。

イラスト／永美ハルオ

被告人が、それがしの救援の要請を受け、もっと早い時期にそうした武勇を発揮していれば、戦況は西軍に著しく有利となり、小早川中納言の裏切りもなかったかもしれず、西軍が勝利していたかもしれないのです。

寡兵のゆえをもって戦闘に加わらなかったというのは言い訳であります。

寡兵とはいえ島津武士は一騎当千のはず。戦局が決した後の敵中突破ができるぐらいなら、東西の力が拮抗(きっこう)していた時点では、もっと華々しい活躍ができたにちがいありません。

それができたのにもかかわらず、再三の要請を無視して動かなかったのは、契約の不履行であり、はじめから戦闘に参加する意志がなかったものと断ぜざるをえません。

被告人に、切腹による死罪、および所領没収を求刑いたします。

最終弁論 手配中 島津 義久

罪があるとすれば豊久。島津家の犠牲は甚大にして無罪が妥当

——さきほども申しましたように、被告人には戦う意志がありましたし、事実、

現場写真／島津義弘の陣跡

最後には戦ったのであります。

ただ、若い豊久一人が勝手に石田殿の要請を蹴ったのでした。罪があるとすれば、豊久ですが、彼は奮戦の末に戦死いたしましたため、罪に問うことはできませぬ。また、島津家は多大な犠牲を出していることでもあり、無罪を主張するものであります。

最終陳述　島津義弘

このうえは、裁判長の家康殿に一任を

――検察官は、関ヶ原の敗因をそれがし一人に押しつけようとしているが、前日の軍議の際に、それがしの献策通りに内府公の陣に夜襲をかけていれば、このようなみじめな敗戦はなかったと存ずる。

豊久はたしかに優柔不断であったが、結果から見れば先見の明があったともいえる。実際、それがしは豊久に先鋒を命じ、甥の陣がわが陣の前にあったため、動こうにも動けなかったのだ。

罪があるとすれば、諸将をまとめきれなかった石田殿にあるのであって、それがしにあるのではない。

このうえは、裁判長たる徳川家康殿にそれがしの処遇を一任したい。むろん、かくなったうえは、徳川殿に対する異心はすべて消し、末代までその下知に従う所存である。

判決　徳川　家康

戦いぶりは戦闘と見るにやぶさかでなく、無罪。当該別件の傷害罪は執行猶予付きとする

――被告人・島津義弘は、音に聞こえた豪勇の士であり、慶長の役における華々しい戦功は、予の聞くところでもある。

しかしながら、被告人がこたびのいくさにおいて、石田三成の口車に乗せられ、西軍の一部を担ったことは、不明というしかないことである。

島津隊の先鋒であった豊久は、殊勝にも東軍に刃向かう愚を悟り、無謀な戦闘に参加しなかったことは、なかなかの者だったが、不幸にも戦死した。

島津隊がわが陣前を討ち減らされながらも疾駆して行くさまは、たしかに「敵前逃亡」のそしりに値しない見事なものであった。これを「戦闘」と見るにやぶさかではない。願わくば、その武勇を東軍のために使ってほしかった。

よって、本件「敵前逃亡罪ならびに契約不履行罪」は、証拠不十分のため無罪とする。

しかしながら、豊臣家を差配するこの家康に刃を向け、予の臣・井伊直政ならびに予の息子・松平忠吉に傷を負わせた「傷害罪」は、いきがかりのことといえども罪は罪。

被告人・島津義弘には「永年蟄居の刑」を申し渡す。本来ならば「所領の減封もしくは転封」とするところではあるが、末代まで予の下知に従うとの意志は殊勝であるため、執行猶予付きとする。

参考写真／島津義弘の銅像（伊集院市）

■識者の声■

立花隆之介――戦死した島津豊久には、家康の調略がかかっていたに決まっている。それを知らなかったとしたら、義弘も兄貴の義久もボンクラだ。カッコエエこといっても、島津は「洞ケ峠」を決め込んでいたのだ。敵中突破なんてアホなことになったのは、タイミングを逸したのだ。家康に忠誠を誓ってはいるが、なあに、内心はどんなものか分からネエな。案外、そのうち反乱起こすかも知れないよ。

◎裁判後の経緯◎

島津家は、その粘り強い外交努力によって、減封も転封もされずに、旧領安堵のまま生き残る。島津義弘は蟄居の身となったが、その後も藩政に力を入れ、83歳まで生きた。

が、このとき心ならずも家康に忠誠を誓った屈辱は、誇り高い島津家に代々受け継がれ、関ヶ原の恨みが明治維新の原動力となったことを指摘する歴史家も多い。

被告事件名

尾張高等裁判所

徳川家康挟撃容疑

書記官●風野真知雄

◆本件の出席者◆

被告人	上杉景勝
検察官	徳川家康
裁判長	結城秀康
弁護人	佐竹義宣
検察側証人	伊達政宗
弁護側証人	島左近

起訴状朗読 徳川 家康

景勝の腹は、家康を挟撃することにあったにちがいなく、挟撃罪を求刑します

——被告人上杉景勝（46歳）は、慶長4年の夏に会津に帰るや、すぐにいくさの準備をはじめおった。その不穏な動きは多くの大名や、景勝の家臣らによって、わしこと内大臣徳川家康に報告されておったのよ。このため、わしは景勝に上洛をして疑いを晴らすよう、再三、申し入れたが、これをはねつけたばかりか、家老の直江山城守には、誣告罪、名誉毀損罪にも相当するような激越な内容の書状を書かせよった。わしは齢63にもなったが、あのような無礼な書状をもらったのは、生まれてはじめてじゃったぞ。

証拠として提出してあるので、ぜひ読んでいただきたいが、あれは弁明などではない。挑発以外の何物でもないわ。では、なにゆえにああした挑発を行なったのか。これはいうまでもなく、このわしを大坂から引っ張り出したいがためであった。

上杉景勝は、石田三成めと示し合わせておったのよ。まず、景勝が会津で兵を挙げ、わしが北上した隙に、西を制圧し、双方から攻めたてるという腹だったのだ。その証拠となる書状はいくらもあって、すべてこの法廷に提出してある。よくも、このわしの心胆を寒からしめてくれたもの。挟撃罪として厳重に罰するべきじゃろうな。

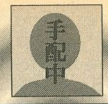

意見陳述 上杉 景勝

よしなに

「…………」

（陳述を求められても、上杉景勝は腕組みをしたまま、どこか宙の一点をにらみつけ、ひと言も発しようとしない。黙秘権を行使する景勝に、法廷は異様な緊張と静けさに包まれ、やがて、いったい、どうしたんだといった呟きが、さざ波のように法廷に広がっていった）

「…………」

（沈黙をつづけること、およそ15分。ついに景勝はその重い口を開いた）

「よしなに」

（ただひと言だった）

冒頭陳述 佐竹 義宣

挟撃の密約があれば、小山での好機を逃すはずがない。家康が感謝してこそ当然では？

——法廷内の皆様は、ただいまの上杉景勝殿の陳述をお聞きになったことでしょう。これは余計なことをいって、下手にボロは出さないようにしようなどという法廷戦術などではありません。景勝殿というのは、上杉家のどなたに聞いても明らかですが、きわめて無口なお方で、余計なことはおろか、肝心なこともほとんどお話しにならない。必要最低限のことは、上杉家の執政となっていた直江兼続に対して語られるくらいなのです。

このため、景勝殿は本当は愚鈍なのではないかと誤解する向きもあったのですが、もちろんそんなことはない。景勝殿は、軍神ともうたわれた不識庵謙信公の後を継いだお方です。そして、上杉家の当主となったあとも、どうあれば不識庵謙信公のような将たりうるのか、そればかりを考えつづけてこられたのです。

その結果、一国の主たる者は、こまかいことには口を挟まない、ただ決断すれ

■被告人の横顔■ **上杉景勝**

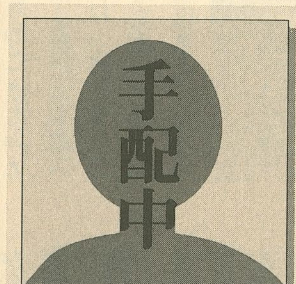

五大老の一人。会津120万石の領主。石田三成と家康を挟み撃ちにする密謀があったといわれる。

■検察官の横顔■ **徳川家康**

でっぷり太っているが、血色もよく、きわめて健康である。

■裁判長の横顔■ **結城秀康**

徳川家康の次男。下総結城10万石の領主。関ヶ原の合戦時は宇都宮で上杉を牽制した。

■弁護人の横顔■ **佐竹義宣**

常陸水戸55万石の領主。家康の会津征伐時には、上杉とともに戦うつもりだったといわれる。

ばよいという結論に達し、みずからに寡黙を強いたのであります。そのかわり、景勝殿が決断されたときは、けっしてこれを翻すことはない。もしも、いったん徳川家康公を挟撃しようとの決断があったなら、なにがあってもそれを実行されたはずです。

あの関ヶ原の合戦前夜の状況は、さきほど検察官の額に知らず知らずのうちに滲み出た脂汗が示しているように、どう転ぶかわからないものでした。もしも家康公が白河口から進入しようとすれば、上杉軍はこれを迎え撃ち、白河の南にある革籠原という草原において一大合戦が繰り広げられたことでしょう。あのとき家康公が率いてこられた軍勢はおよそ7万。だが、上杉軍も兵員の募集を行なったため、およそ5万の兵を白河口に集めることができていました。しかも、不肖この佐竹義宣が、3、4万の軍勢を率いて、家康公の側面を突くことも可能でした。いやいや、そういう手筈だったというのではなく、あくまでもやろうと思えばできたということですぞ。

おそらく家康公もそのあたりは薄々勘づいておられたのでしょう。だから、会津征伐などと威勢のいい宣言をしながら、江戸城で無為に時を過ごし、結局は会津にただの一歩も踏み入ろうとはしなかった。それは、京における情勢が不安であったのとともに、上杉と正面から戦うのが怖かったからでもあるはずです。

そして結局、家康公は小山から軍を返していったのだが、このとき、景勝殿はもどる家康軍に兵を繰り出すことはなかった。いったん背を向けた軍兵が、どれほど弱くなるものか、家康公がご存じないはずはありますまい。もちろん、景勝殿も同じこと。もしも、家康公を挟撃しようという密謀が石田三成殿と上杉景勝殿とのあいだで交わされていたのなら、あの最大の機会を逃すはずがないではありませんか。

景勝殿は、向かってくる相手には敢然と立ち向かうが、背を向けた相手を執拗に追うことは潔しとしない。そこに、亡き謙信公も尊んだ〈義〉の心がうかがえます。

家康公は、あのとき背を向けた自軍を追わなかった景勝殿に感謝してこそ当然で、それをいまさら挟撃容疑などと、武士にあるまじきいいがかり。第一、原告ならまだしも、検察官となって景勝殿を裁こうなどとは、横暴もここに極まれりでしょうな。

検察側証人
伊達 政宗
兵を挙げる動機は充分あったはず

——上杉景勝殿が剛直の武人であり、義の精神を持った武将であることは、国境を接するわたしもよくわかっております。ただし、上杉家には直江兼続というしたたかな策士がおります。しかも、あの直江めは、石田三成とは十数年にわたって親しく付き合ってきた男であります。その直江が、石田三成と挟撃計画を煮詰め、このたびの行為におよんだことはまちがいございますまい。

なぜならば、いくら義を尊ぶ景勝殿とは申せ、まったく勝ち目のないいくさを行なうわけはない。250万石の家康公と、120万石の景勝殿が戦えば、どちらが勝つかは、子供でもわかること。しかも、上杉の背後には、この伊達政宗や最上義光殿もあり、全力を徳川軍に向けることなどできるはずがなかった。それでも兵を挙げたというのは、明らかに家康公をおびやかす勢力が西に出現することを見越していたからでしょう。

あるいは、直江兼続と石田三成とのあいだに密約はあったが、景勝殿はそれを知らなかったということをおっしゃる方もいるかもしれない。しかし、それはありえない。斉の桓公と管仲にもたとえられる二人に、そのような秘密があったはずはないし、万が一、あったにしても、それに気づかなかったなどというのは通らない。執政の罪は主君の罪。家康公のいうとおり、挟撃罪が適用されましょう。

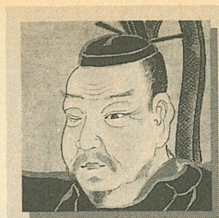

■検察側証人の横顔■
伊達政宗

陸奥岩手沢60万石の領主。会津征伐時に家康から100万石のお墨付きをもらっていた。が、結局、空手形に終わる。

■弁護側証人の横顔■
島左近

石田三成の家老。その勇名は高く、三成は水口城主だったころ、4万石のうち1万5000石を与えて家臣に迎えた。

そして、早く上杉の領土を取りあげ、かつてわたしが自力で攻め取った会津や米沢を返還していただきたいと願うものであります。

弁護側証人
島 左近
ハッハッハッ、暗殺の機会はいくらでもあったのだ。だのに……

(この証人が法廷に登場するや、驚きの声があふれた。猛将島左近は、関ヶ原の合戦で命を落としたと信じられていたからである。

だが、島左近の首はどれほど探しても見つからなかったのは事実だし、西国に逃げのびたという噂もささやかれていたのである)

——逃亡の途中だが、上杉景勝殿の訴訟と聞いて、急ぎ参上いたした。要件のみ語って再び逃亡する所存なので、その旨、お許しいただきたい。

上杉景勝殿とわが主君石田三成との挟撃計画ですと。ハッハッハ、それがあったら、あのいくさはまちがいなく西軍の勝ちじゃったわ……。

わが主君はあれほど治政の才にはめぐ

現場写真／上杉景勝が拠った会津若松城

まれておったのに、謀略の才となると、まったく駄目なお方だった。人間が純粋に過ぎたのかのう。家康を討つにしても、わざわざあのような大がかりないくさをやらずとも、暗殺できる機会はいくらもあった。わしは少なくとも3度、その機会を見つけ、主君に提案した。だが、却下されてしまった。

関ヶ原の合戦にしても、もっと夜討ちや不意討ちなどの戦術を多用しておれば、家康など討ち取ることができたであろうにのう。景勝殿とも、あらかじめ挟撃の方法を決めておけば、まるでちがう合戦になっておったはずでござろう。

(証言を終えると急ぎ退廷し去る)

論告求刑

徳川 家康

家康に共同戦線を張らないわけがない。八丈島への流罪および領地没収

——いったい、わしに敵意をもつ仲間同士が、東と西にあって、いざ、わしと戦おうとしたとき、この者どもが謀議を行ない、共同戦線を張ろうとしないなどということが、ありうるのか。それを、わしはいいたい。やらなければ景勝も三成も阿呆じゃ。戦国武将の資格もないわ！誰がどう考えても明らかではないか。よって、被告人には、八丈島流罪および領地すべての没収を求刑いたす。

最終弁論

佐竹 義宣

謀議の動きさえなく、無罪を主張

——歴史的事実をしっかり見ていただきたい。上杉景勝殿は徳川軍とは一戦も行なっていないのです。ただの一兵たりとも、徳川軍に攻撃していないのです。

しかも、直江兼続が率いた上杉軍は、徳川軍が西へ引き返したことを知るや、関東とは正反対の最上領の攻撃を開始しているのです。これら一連の動きは、挟撃の実行はおろか、謀議さえなかったことを示しているではありませんか。上杉景勝殿は、この訴訟についてはまったくの無罪なのであります。

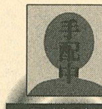

最終陳述

上杉 景勝

「……」

(景勝はついに、口をきくことはなかった。だが、着座したそのとき法廷の番人は)

——やはり攻めるべきであったか。

(という呟きを聞いたような気がした)

判決

結城 秀康

挟撃の危険性を否定するものでなく、よって挟撃準備罪を相当とする

——父家康が宣言した会津征伐は、結果的に関ヶ原の合戦の火蓋を切って落とす役割をはたすことになった。だが、あらかじめ上杉景勝と石田三成とのあいだに挟撃の謀議があったかどうかを立証するのは、きわめて困難である。

父が提出した幾通もの書状では、謀議があったらしきことが書かれているが、これらの書状を鑑定してもらったところ、贋作(がんさく)の疑いがきわめて濃厚であるとのことだった。わずかに本物と認められたのは、三成が兵を挙げてからの書状で、これは本訴訟の証拠とはなりえないであろう。

また、わたしが宇都宮城で上杉方を見守ったところでも、佐竹の申したように、

徳川を攻めようという動きは皆無であった。

つまり、関ヶ原前夜ともいえるあの時点においては、挟撃作戦というものは存在しなかったとみることができる。

ただし、上杉景勝に本当に徳川挟撃の戦略はなかったのか。まさか、わずか一日の関ヶ原の合戦で、西軍を壊滅できるとは、われわれも上杉方も予想だにしなかったのである。もしもあの戦いが長引き、上杉軍が最上義光を討ち果たして後顧の憂いをのぞいたあと、関東に兵を進めるといったつもりはなかったのかどうか、そこはきわめて疑わしいところである。景勝の一連の行動は、けっしてその大計画を否定できるものではない。

したがって、挟撃準備罪といえる罪は成り立つものと考える。よって、被告人上杉景勝の領土120万石を米沢30万石に減封し、その他についてはお咎めなしとする。

参考写真／上杉景勝が秀吉に贈られた長槍

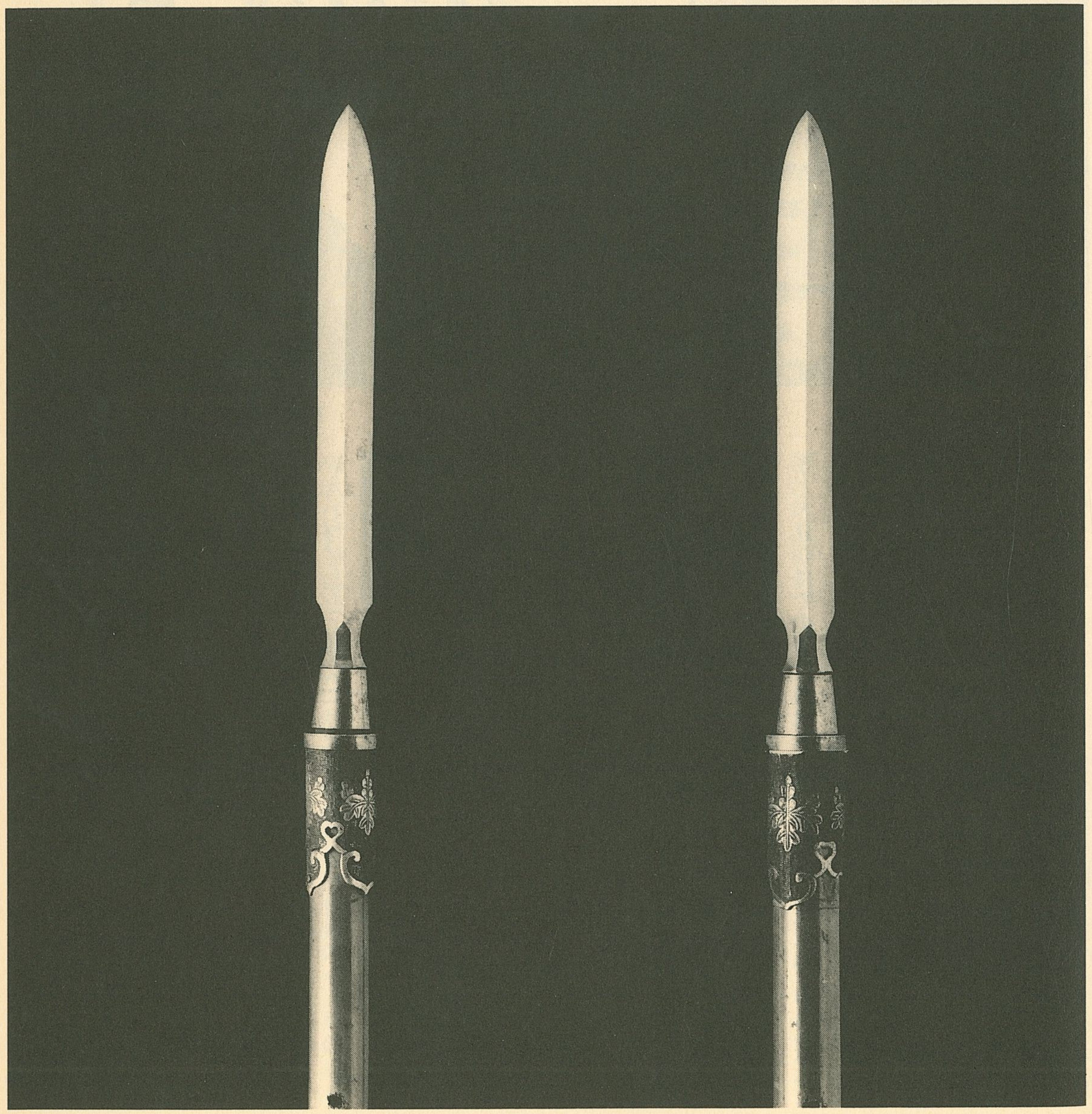

尾張高等裁判所

被告事件名

国家反逆罪

書記官●原 遙平

◆本件の出席者◆

被告人	毛利輝元
検察官	黒田長政
裁判長	徳川家康
弁護人	吉川広家
検察側証人	佐野綱正
弁護側証人	福原広俊

■被告人の横顔■
毛利輝元

毛利元就の孫。毛利120万石の当主。西軍の総大将。世間知らずで優柔不断な3代目。関ヶ原合戦で西軍敗北の報が届くと、戦わずして布陣中の大坂城から退去した。

起訴状朗読
黒田 長政

反乱軍の総大将にして重罪

——被告人は120万石の当主にして、五大老という重職にあったにもかかわらず、反逆者・石田三成に加担。反乱軍総大将として大坂城に在ったばかりか、豊臣秀頼公を擁しての出陣も計画した。これは許しがたき罪である。わたし、黒田長政は、被告人毛利輝元を「国家に対する反逆罪」で起訴するものである。

意見陳述
毛利 輝元

記憶にございません

——まったく記憶にございません。

検察官——毛利殿。わたしを愚弄するつもりか。

裁判長——被告人、真面目に答えよ。

意見陳述
毛利 輝元

よくわからないうちに担ぎ出されて、脅されてのいくさ。よって当方に責任なし

——大真面目です。まったく知らなかったんです。本当です。原因のすべては恵瓊です。突然やってきて、熱っぽく、じっと りと、「石田三成殿から毛利家に出陣の要請がきていますやろ。出陣や、出陣や」

とにかく「出陣や」の一点張り。何のための出陣がわからなかったのですが、「出陣や」と喚くから、軍勢を率いて大坂に行きました。大坂城に着くと恵瓊と石田三成が、額を突き合わせて何やら話し込んでいる。気色悪い雰囲気やなあと思っていたら、「総大将は輝元殿しかおらん」とくる。「あぁ、そうだっか。で、何の総大将」と聞いたら、徳川家康殿と喧嘩を始めるっていうやないですか。ビックリしましたわ。まぁ、最近の雲行きが怪しいのはわかっていましたが、まさか、と。

徳川さんの強さは天下一品ですから、「絶対勝てん、やめやい」と止めようとしたんですが、三成も恵瓊も殺気立っていて、もう怖くて、怖くて。いい出せなくて。要するに、わたしは担がれたんです。責任はありません。

■弁護人の横顔■

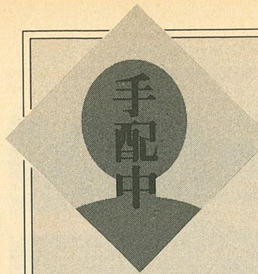

■弁護人の横顔■
吉川広家

出雲富田城12万石を治める。関ヶ原の際、毛利輝元は西軍の総大将になったが、徳川軍に内通。毛利家の安泰を第一に考えている。

■裁判長の横顔■
徳川家康

五大老の筆頭。東軍の総大将。関ヶ原の合戦に勝って覇権を獲得。西国の大大名毛利氏を何とか始末したい。

■検察官の横顔■
黒田長政

東軍の参謀格の外様大名。関ヶ原の合戦に際して、調略の才能を発揮。石田方を内部から切り崩すのに成功した。家康への忠義心に燃えている。

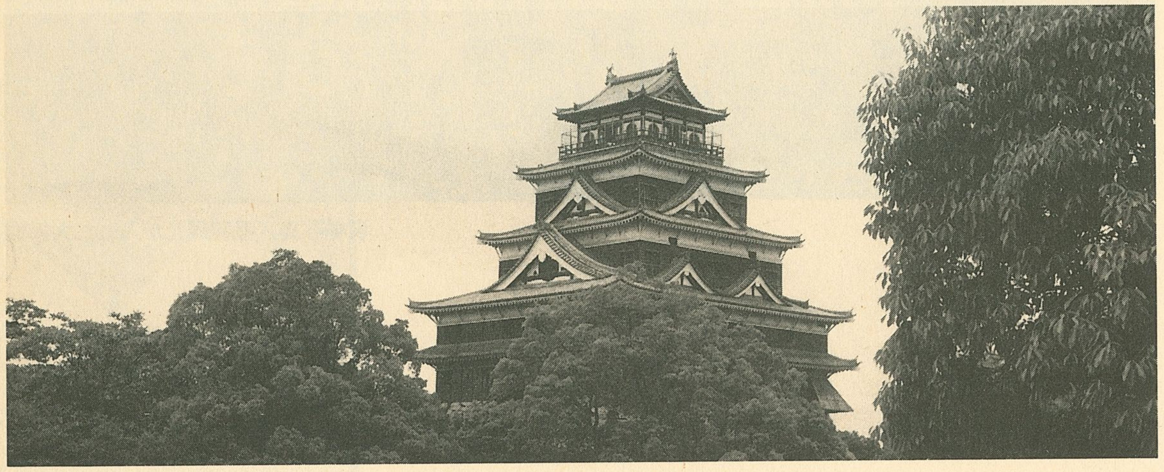

現場写真／毛利輝元が拠る広島城

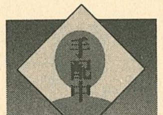

冒頭陳述
吉川 広家

元就の遺訓を引き、3代目ボンボンはあくまでハメられた。悪いのは石田三成とその一派

——吉川広家と申します。被告人毛利輝元の従兄弟でございます。父は吉川元春。前毛利家当主、毛利隆元殿の弟でございました。

輝元殿が石田三成に与すると聞いたときは、ビックリしました。輝元殿を引き出した犯人が恵瓊であることは、すぐに察しがつきました。あの男は毛利家の使僧を勤めておりまして、口からさきに生まれたような男でございます。とにかくベラベラベラベラと捲し立て、いつの間にか相手を自分のペースに引き込んでしまう話術の持ち主です。

従兄弟だからよくわかりますが、毛利輝元殿は典型的な3代目のボンボン。苦労知らずでいたって温和、優柔不断で「ノー」といえない日本人です。だから、相手に強く出られると非常に弱いんですわ。わたしも輝元殿の出陣を聞いたとき、「恵瓊に乗せられたんやな」と感づき、大急ぎで使者を広島に送ったのですが、間に合いませんでした。

輝元殿は「自分には責任はない。知らなかった。担がれた」

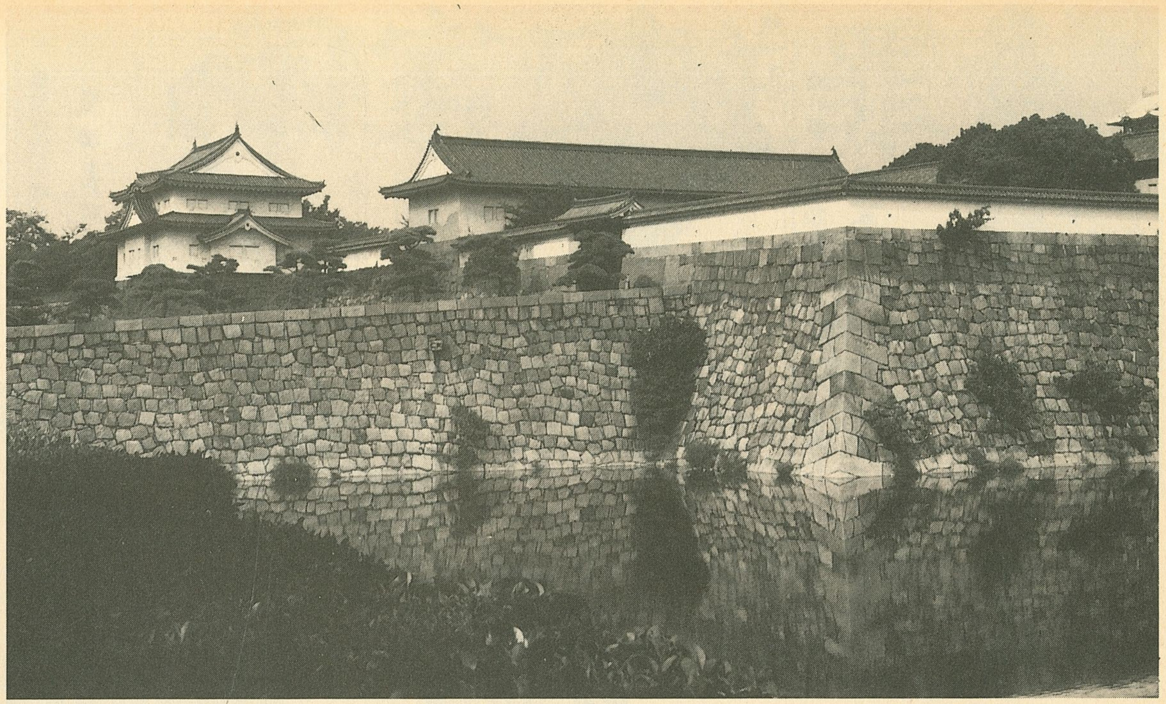

現場写真／毛利輝元が入った大坂城

と力説しておりましたが、まったくそのとおりでございます。お人好しのところを三成めと恵瓊につけ込まれたのです。本気で徳川殿に反旗を翻(ひるがえ)したのではありません。成り行きです。

なぜ、そこまで自信を持って申し開きできるかいいますと、わが毛利家には、偉大なる祖父元就(もとなり)公の遺訓があるからです。曰(いわ)く、

「天下を狙うな」

毛利の男は皆、この遺訓を心に刻んでおります。輝元殿は元就公の嫡孫。天下国家を覆すような大それた計画に進んで加担するわけがない。国家反逆を企てたのはあくまでも石田三成一派です、毛利輝元殿には何ら責任はありません。

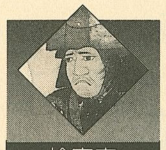

検察官

黒田 長政

知らぬ、存ぜぬでは無責任至極

——弁護人の論述は何が何やら支離滅裂じゃ。輝元殿が積極的であろうとなかろうと、反乱軍の総大将になっていたという事実は、どのように考えるおつもりか。大それたことをしておいて、「知らなかった。責任がない」は、あまりに無責任と存ずるがどうか。

弁護人

吉川 広家

事情を知りながらとは、黒田さんも人が悪い

——黒田さん。あんた検察官でありながら、情状酌量という言葉を知りませんのか。それとも何ですか。毛利家を取りつぶそうとでも考えているんですか。悪いお人ですなあ。どだい、毛利輝元が事情不案内のまま総大将になったという事実は、あなたが一番よくご存じのはずやないですか。意地悪ですなあ。まあいいです。あなたと毛利家の関係は、他の人に話してもらいまひょ。福原広俊さん。証人台に立ってくれなはれ。

弁護側証人

福原 広俊

籠絡されたのは真実。その証しとして戦列中不戦の血判誓詞を提出

——毛利家の家老でござる。いや常日頃から輝元殿を見るにつけ、いつかこんなことが起こるかなと思っておりましたが、はい……。今思えば吉川元春様、小早川隆景様がガッチリと輝元様を支えてくださっていたときが懐かしく思います。わたしと広家殿では、どうも荷が重い。まぁ、それはそれとして、輝元殿が出陣したときは、困り果てました。お止めしようにも恵瓊の口はうまくて……。間もなく、吉川広家殿から連絡が入りました。

「出陣してしまった以上は仕方がない。かくなるうえは、今回の一件はすべて石田三成や安国寺恵瓊の謀(はかりごと)から出たもので、毛利輝元は事情に不案内なまま彼らに籠絡(ろうらく)された、という真実を徳川方のどなたかを仲介として、家康公に伝えてもらう以外に無実の当主を救う道はない。その点、黒田殿が良いだろう」と。

黒田様は早くから毛利家に調略をかけられていたので知らない仲ではないですし、家康公の信頼もとても篤い。

やがて広家殿のもとに、8月17日付で黒田殿からの手紙が届きました。

「毛利輝元殿が事の真相を知らないまま、恵瓊に乗せられて大坂城に入ったとの広家殿の申し様、家康公も了解いたした。ご安心あれ。なお、毛利家の安全についてはわたしが責任を持って当たる。なにとぞ、輝元殿が家康公に対して敵対行為を取らぬよう説得願いたい」

こうなれば一安心。わたしどもは毛利家安泰のため黒田殿とさらに交渉を重ねました。「当主が総大将である以上、毛利家も軍勢を派遣すると思うが、合戦の際、毛利家は戦列にはあっても戦わぬこと確約できるか」というのが黒田殿の一番の関心事だったようです。黒田殿は「徳川方が軍事的勝利を収めて後では、手の施しようがない。戦う前に明確な意思表示をすることが肝要」といいます。

たしかに、当主輝元の件を了解頂いたのに、合戦に及ぶのは矛盾します。黒田殿の申されようもごもっともと思い、開戦直前の9月14日、わたしと広家殿から毛利不参戦の証しとして人質を提出。徳川方からは、毛利輝元の身の安全保証と、毛利の領国に変更なしと明記した血判誓詞が、井伊直政殿・本多忠勝殿連名で、わたしと広家殿の元に届けられています。

一〇二〇　井伊直政本多忠勝連署起請文

○コノ起請文ハ、「白山瀧寶印」トアル牛王寶印ノ裏ヲ反シテ書セリ、

起請文前書事

一對輝元、聊以内府御如在有間敷候事、

一御兩人別而被對内府御忠節上者、以來内府御如在被存間敷候事、

一御忠節相究候者、内府直之墨付、輝元へ取候而可進之候事、付、御分國之事、不及申如只今相違有間敷候事、

右之三ヶ条、兩人請取申事、若僞於申者、忝も

梵天、帝釋、四大天王、惣而日本國中大小神祇、別而八滿(幡)大井、熊野三所權現、加茂、春日、北野天滿大自在天神、愛宕大權現可蒙御罰者也、仍起請文如件、

慶長五年九月十四日

本多中務太輔 忠勝(花押)(血判)

井伊兵部少輔 直政(花押)(血判)

吉川侍從(廣家)殿

福原式部少輔(廣俊)殿

証拠物件／井伊直政・本多忠勝の血判誓詞（『大日本古文書』毛利家文書之三）

■弁護側証人の横顔■

福原 広俊

毛利家の家老。吉川広家とともに毛利家の安泰こそ第一と考えている。

一〇一六　毛利輝元起請文案

輝元秀頼ニ對シ疎意ナキコトヲ家康ニ告グ

今度天下之儀、各申分御座候處、我等事　秀頼様御儀不存疎意之旨申入之通、被聞召分、重疊御懇意之段、誠以過分存候、然上者、向後如何様之儀出來候共、奉對貴殿、無表裏別心、成父兄之思、可得貴意候、乍恐於御同意者可忝候、我等儀無二之心底候、若此旨於僞申者、

家康ニ對シ表裏別心ナク父兄ノ思ヲナスベシ

──────自然又讒人之族於在之ハ、被遂御糺明、被仰聞候ハヽ、別而可爲滿足候、此由得御意候、恐惶敬白、

(慶長四年)閏三月廿一日　輝元

家康様

一〇一七　徳川家康起請文

(端裏切封)「‐‐」

輝元ノ誓紙ニ對スル家康ノ誓紙

今度天下之儀、各申分在之處、被對　秀頼様、無御疎略之通、尤候、然上者、向後如何様之儀出來候共、對貴殿無表裏別心、如兄弟可申承候、若此旨於僞申者、

輝元ニ對シ表裏別心ナク兄弟ノ思ヲナスベシ

梵天、帝尺、四大天王、惣日本國中大小神祇、八幡大菩薩、春日大明神、愛宕白山大權現、富士大權現之御罰可罷蒙候、自然又讒人之族於有之者、互糺明可申究候、恐々謹言、

(慶長四年)閏三月廿一日　家康(花押)

安藝中納言殿

証拠物件／毛利輝元と徳川家康の往復書簡(『大日本古文書』毛利家文書之三)

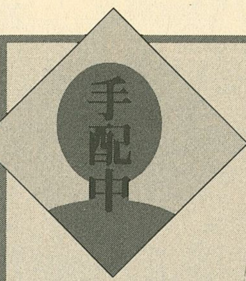

佐野 綱正

■検察側証人の横顔■

大坂城留守居役。真実を知る男。

●反対尋問●

検察官 ──福原殿。一つ伺いたい。先ほどから広家殿も福原殿も「当主輝元殿が徳川家康公に対して反旗を翻す意志がなかった」と強調しておりますが、なぜ、断言できるのですか。人の心中は図りがたきものだと思いますが……。

弁護人 ──輝元殿の心中がわかっていたならば、その証拠をみせろといいたいのですな。

検察官 ──お察しのとおりでござる。

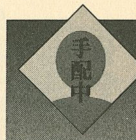

弁護人

吉川 広家

和議斡旋の往復書簡が何よりの証拠。

輝元は家康には父兄の思いをなし、

貴意を得たのじゃ

──お見せしましょう。ここに2通の書状があります。1通はわが殿毛利輝元の筆、もう1通は裁判長席におわす徳川家康公の手によるものです。この手紙が書かれたのは、慶長4年、ほら、あんたも加わっていた7将軍の石田三成襲撃事件の後です。いきり立つあんたらと石田三成の間の和議を斡旋したのは、家康公ですが、和議斡旋の要請は毛利輝元殿です。

この書状は、和議がなった後の閏3月21日、家康公と輝元殿が交わしたものです。

誓詞のなかで輝元殿は次のように申しております。よくお聞きなされ。

「向後如何なる様之儀出来候ども、貴殿に対し奉り表裏別心なく、父兄の思いをなし、貴意を得べく候」

徳川家康公の誓詞もほぼ同文で、「兄弟の如く申し承るべく候」と応えています。これだけ固い約束を交わしておきながら、相手に弓をひくことができますかいナ。

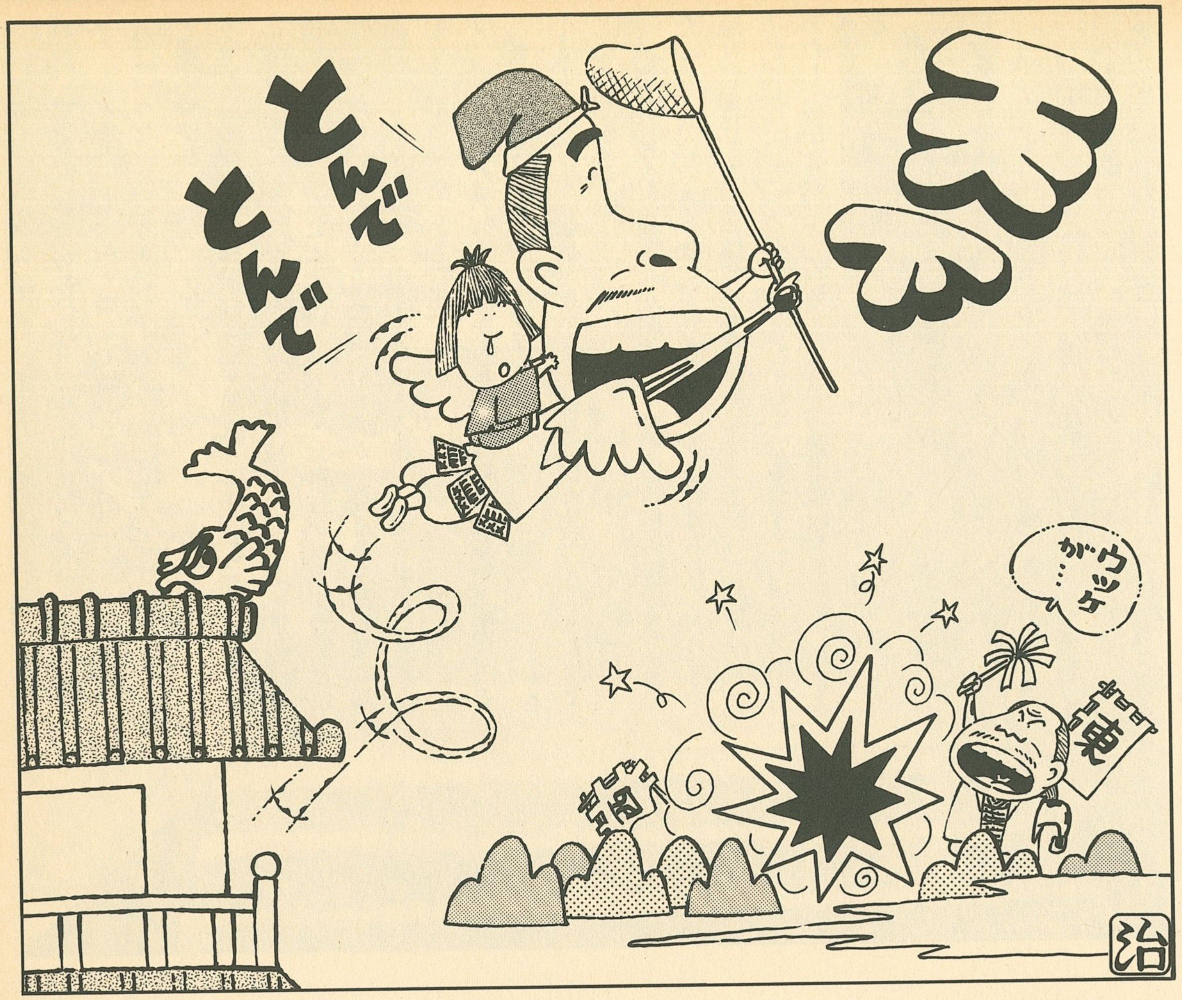

イラスト／さいとう・はるき

検察官 ──ようわかった。裁判長、こちらも証人を出そう。佐野殿、お願い致す。

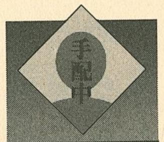

検察側証人

佐野 綱正

家康公追討の作戦を

練り始めたのは本当のこと

──佐野綱正と申します。徳川家康公が上杉討伐に出陣の際、大坂城二の丸の留守居役を拝命致しました。しかし家康公が上杉討伐に向かってしばらくすると、毛利輝元殿が一万もの軍勢を率いて城にやってきたのです。わたしはただの留守居役。抵抗できるわけがありません。仕方なく西の丸を輝元殿に明け渡しました。輝元殿は6歳の秀就(ひでなり)殿を児玉元兼(こだまもとかね)・国司元蔵(くにしもとくら)の両家臣とともに、本丸の秀頼君の側に上げ、自身が秀頼君を戴く型で、家康公追討の作戦を練り始めたのです。西の丸を退去するときの悔しさを今でも忘れません。

検察官 ──佐野殿、大坂城に入城したときの輝元殿の様子について聞かせていただきたい。消極的でしたか、それとも……積極的な印象でしたか。

検察側証人 ──「天下じゃ、天下人で行こう」とノリまくっていました。少なくとも「仕方なく」という印象は受けませんでした。

弁護人 ──嘘や。黒田さん。あんた毛利家当主を反乱の首謀者に仕立て上げようとしてはるな。留守居役風情の言葉が証拠になるかい。もっとしっかりとした証拠、見せなはれ。

被告人 ──そうだ。証拠を出せ、証拠を。

論告求刑

黒田 長政

積極的関与を示す廻状や

花押の証拠わんさかあるぞ

――うるせえゃ、べらぼうめ。ギャースカと騒ぎやがってこの野郎。堪忍袋の緒も切れたわ。この長政が何の土産も持たねえで、こんなところに出て来ると思ってんのか。こいつを書いたのはいったいどこの誰でえ。今読むから耳の穴かっぽじってよく聞きやがれ。

「去年以来、内府は御置目（掟・制法）に背いて、行動をほしいままにしている。今回も将来の権勢独占のため上杉景勝殿を討伐に向かった。このように五大老・五奉行が一人ずつ倒されては、誰が秀頼様を守り立てて行くのか。今こそ『秀頼様に御馳走有るべく候の段、申すに及ばざる候』備前中納言秀家安芸中納言輝元」とあらぁ。

この他にもなあ、大坂城からお前さんらが進んで関与したことを示す廻状や花押を書いた証拠がわんさと見つかっているんでえ。これでも「家康公に対する敵意はありませんでした」としらを切る気かい……。

最終弁論
吉川 広家

誓詞に則り、無罪を主張

裁判長、被告毛利輝元が関ヶ原の企てに積極的に関与していたことは明白であります。五大老という重職にありながら天下騒乱に加担した罪は誠に重く、また家康公と交わした誓詞を一方的に反古（ほご）にし、この長政を欺いたことも許すまじき行為です。わたし、黒田長政は、毛利輝元に対し、領国没収を求刑致します。

――そんな殺生な。実際に戦ったならまだしも、輝元殿は大坂城を逃げ出しとるんですよ。養子の毛利秀元殿、立花宗茂殿らの決起懇願を断って……。誓詞の一方的反古といいますが、輝元の安全、領国の安堵を約した誓詞はどうなるんですか。これは裁判やない。正義はどこに消えてしまったんや。誓詞が取り交わされている以上、毛利輝元殿の無罪と領国の安堵を主張します。

最終陳述
毛利 輝元

運命に従います

――これだから責任を追うのはイヤなんですよ。まぁ終わったことは仕方がないです。わたしは運命に従います。

判決
徳川 家康

現状安堵を了解するも、契約時と前提条件が違反。よって毛利家の中国9ヶ国を没収

――たしかにわたしは、毛利殿の現状安堵を了解した。しかしそれは「輝元殿は詳しい事情を知らず、単に謀反人に籠絡された場合」に限ってのものであった。弁護人からの書状にも輝元殿が何も知らないことが強調されていた。

ところが大坂城に入ってみると、被告が積極的に反乱に加担していたことが判明した。契約の際と前提条件が違った以上、吉川広家に与えた書状は、有名無実のものであり、契約通りに履行すべき義務はわたしにはない。

政治向きに不案内な秀頼様の元に自身の家臣を置いたことは、秀頼様を自在に操ろうとした意志が見える。故太閤は今際（いまわ）の際に、「秀頼を宜しく頼む」と涙ながらに懇願したはず。故太閤殿下の忘れ形見を戦場に駆り出そうとしたこと、許されざる反逆行為である。また、諸大名に配布した書状と大坂城内に残された廻状。毛利輝元が強固な意志を持って反乱軍に加わっていたことは明白であり、国家反逆罪の罪状を免れない。

参考写真／毛利輝元の墓

判決を申し渡す。毛利輝元、中国9ヶ国の所領、すべて没収といたす。なお、吉川広家については、当初からわが方に加担し、毛利軍の不参戦を実現させた功績として、没収した毛利領国から周防（すおう）・長門の2ヶ国を与える。

■毛利輝元の声■

――大坂城に入ったときには〝翔べる〟と思ったんだけど。まあ仕方ないや。命を取られなかっただけでも有り難いと思わないと。それにしても大坂城では人をまとめる苦労と責任の重さを思いしらされたよ。もう責任も苦労もイヤだ。隠居でもしてのんびりと暮らすよ。

■識者はこう見る■

小和田　哲斎――老獪（ろうかい）だね。タヌキ親父。本当は最初から毛利家をつぶすつもりだったんじゃないかな。

■街角の声■

何ていうか、毛利輝元さんって〝ダラシナ系〟の代表って感じ。

■傍聴人の感想■

黒田　如水――さすが俺の子。頭が切れるわい。

◎裁判後の経緯◎

吉川広家は毛利本家の存続に奔走。自分に与えられた周防・長門の2ヶ国を毛利の領国とすることを願い出て許され、毛利家は大名として存続する。毛利輝元は剃髪し、幻庵宗瑞と号して隠居した。

戦争教唆罪

被告事件名

書記官●山野 中

◆本件の出席者◆
被告人　豊臣秀頼
検察官　本多正信
裁判長　徳川家康
弁護人　石田三成
検察側証人　毛利輝元
弁護側証人　淀殿

■被告人の横顔■

豊臣 秀頼

豊臣秀吉と淀殿の間に生まれた子。秀吉亡き後、大坂城の主となる。

■検察官の横顔■

本多 正信

徳川家康の側近で、知謀の人。武断派からは恨まれている。

■裁判長の横顔■

徳川 家康

東軍の総大将。関ヶ原戦後の裁判で、天下掌握を慎重に狙う。

■弁護人の横顔■

石田 三成

打倒家康に燃える豊家命の男。西軍の中心として戦に挑んだ。

起訴状朗読　本多 正信

秀頼殿はかりにも天下人、幼いからとて責任能力なしというわけにはまいらん

——被告人豊臣秀頼（8歳）は、まだ幼少とはいえ、秀吉公亡き後の豊家を継いだ者である。

関ヶ原合戦時には、西軍総大将となった毛利輝元に守られ、秀吉公が築いた難攻不落の大坂城に籠城していた。

西軍を組織したのは石田三成である。しかし、三成一人に名だたる戦国武将を団結させるだけの器量があったであろうか。はなはだ疑問である。豊臣恩顧というだけで、打算がはたらく戦国武将が、家康公ほどの地位や財力、経験も信用も持ち合わせた最高実力者に敵対するであろうか。

とすれば、三成が「切り札」をちらつかせて人集めをし、西軍を組織したとしか考えられない。その「切り札」とは何か。それは、家康を討てとの豊臣家からの命、あるいは要望であろう。豊臣恩顧という言葉は、正義づらするための隠れ蓑でしかない。

その「切り札」を誰が与えたかといえば、淀殿の助言はあったかもしれぬが、豊臣家当主である被告人以外にはいない。幼くても当時は紛れもない天下人、検察側としては被告人の責任は免れられないと考える。もとより証拠を残すはずがない事柄であるが、あえて戦争教唆の罪で、被告人の責を問いたい。

意見陳述　豊臣 秀頼

エエ〜ン。お城に帰りたいヨー

——エエ〜ン、コワイヨー。とにかく、わらわは怒られるような悪いことはしてないし、何にも知らないヨー。婆や、婆やはどこじゃ、早くお城に帰りたいヨー。エエ〜ン。

（傍聴席からは可哀想、おいたわしい、との同情の声が起こる）

冒頭陳述　石田 三成

日本一のボンボンでござる。いくさの認識などあろうはずがない。元服前ゆえ、戦国少年法に照らしても無罪が妥当

——豊臣家からの教唆、命令などござらぬ。わたくし一人が企てたこと。そもそも証拠がないことを承知のうえで罪を問うなど、非常識もはなはだしい。そのような邪な心であるから、五大老・五奉行の間で交わした誓約を平気で破ることができたのであろう。まっ、それについては別の場で糾弾するつもりである。

被告人は秀吉公が薨去された翌慶長4年（1599）1月に伏見城から移られて以来、政治向きの話には一切関知されていない。しかも被告人はわずか8歳、おそらくこのたびの一戦についても正確には理解されていないであろう。どこかで戦争があるのかぐらいにしかご存じなかったはずである。大坂城本丸の中は、一触即発の雰囲気など少しもなく、いつもと変わりがなかったのだ。

だれもが西軍が勝利すると確信していたがゆえに。それがわれわれの油断でもあったが……。

したがって、起訴状にある、被告人が大坂城に籠城していた云々の表現は誤りである。住んでいた、が正しい。

とにかく、そのような認識の被告人が、わたしに命を下したり、教唆などしようはずがない。またお生まれになってから、大事大事、蝶よ花よで育てられてきたのである。望んだことで叶わぬものがない生活で、闘争本能が芽ばえるはずもなかろう。世間的にいえばバカ殿。だから、わたしは豊家の将来が心配になり……、いや、これは失言でござった。

参考写真／秀頼には織田信長の血も流れている

■検察側証人の横顔■

毛利輝元

西軍の総大将として大坂城に入る。が、毛利家存続も頭にある。

■弁護側証人の横顔■

淀殿

豊臣秀吉の側室で、秀頼の母。自らの血の誇りが悲運を招く。

さらにいえば、被告人は、戦国少年法によっても免責されるはずの、元服前の幼児である。たとえ大坂城の主ではあっても、罪を問われることはないはず。それを承知のうえで告訴するとは、徳川家の驕り以外のなにものでもない。被告人は無罪である。

検察側証人　毛利輝元

バカ殿とは恐れ入った。さすがご太閤のご子息、役者じゃ。城とはおおちがいの振る舞いぶりじゃ。

——7月17日、わたしは大坂城西の丸に入りました。安国寺恵瓊のお膳立てもありましたが、被告人を擁護せねばという意識のみからの行動でした。恵瓊や三成の策に乗り、家康公に敵対するためでは決してありません。わたしを西軍の総大将と見る向きもありますが、それはわたしが大坂城に入ったがための誤解です。

とにかく入城当日、わたしは被告人に拝謁し、「毛利中納言であるか。予を頼むぞ」というお言葉を頂戴いたしました。頭を伏せておりましたわたしは、お言葉を聞くと、不覚にも思わず涙を畳に落としてしまいました。幼子に戦いの影が忍び寄っていることが、このような世とはいえ、不憫であったからです。

しかし、今にして思うと、そのお言葉は当時の政治状況を充分に把握されたうえでの発言と感じられます。少なくとも、先に意見陳述された被告人の姿とはあまりにも相違があり、同一人物の発言とは思えません。幼いとはいえ秀吉公のご子息、利発でないはずがございましょうか。軽率には申せませんが、姿を偽っておられるのでしょうか……。

（そこまでして徳川に媚びを売るか、輝元を断罪せよ、と怒号が飛び交い、証言は中断。裁判長より静粛にとの鶴の一声）

弁護側証人　淀殿

そもそも織田家あってのこと、三河のミソ臭いタヌキなど鍋にしてくれましょうぞ

——ようやく、茶々の出番ですね。この裁判は茶番で決まりでしょう。しかし、いいたいことはいわせてもらいます。

わたしには織田家の血が流れています。ということは、秀頼にも織田家の血が入っているのです。そもそも叔父の信長様なくして、今の豊家も徳川もなかったのですよ。豊家の恩顧ばかりが問題にされますが、織田家に対する恩顧はどこにいったのですか。

もちろん、叔父への恨みもあるでしょう。しかし、秀頼に戦争責任を問う理由を、家康、証言台に出てきて説明なさい。噂では、北政所様と懇ろにおなりのようですが、汚らわしい。そこまでして天下を動かしたいか。わたしには、豊家の、いや織田家の意地がある、受けてたちます。三河のミソ臭いタヌキは鍋にして、皆にご賞味いただきましょう。

とにかく、秀頼が戦争を三成に教唆したなど戯言です。無罪に決まっています。豊臣の天下、ひいては織田の天下は永遠。徳川など恐くありませんのに、どうして徳川討伐を三成に教唆する必要があるというのです。茶番はもう終わりです。

（あまりの剣幕に、法廷内は全員ボーゼン）

論告求刑　本多正信

タヌキも結構ですが、家康公も豊家安泰のための所業。いずれにせよ、大坂城からの退去を求刑いたす

——さすがの高ビーぶり、恐れ入ります。

現場写真／秀頼と淀殿がいた大坂城

参考写真／関ヶ原合戦で家康が失った伏見城

織田信長公まで持ち出されては、わたくしども三河の田舎侍には申すべき言葉がございません。それにしても、サルより先にタヌキを召されれば、八丁味噌のおいしさが分かっていただけたでしょうに。残念至極。もっとも、サルやタヌキよりもお好きなお味がおありとも側聞いたしておりますが……。

そもそも徳川家とて、豊家の安泰を願って行動したまで。三成が掲げた家康公の罪悪13ヵ条に記された内容も、豊家安泰のため誓約違反を覚悟のうえで行なったことである。もっとも今は、家康公も行き過ぎを反省しておられますが……。それに対する誤解から戦いを仕掛けられ、先制攻撃を受けて、徳川家は伏見城と勇猛な家臣を多く失った。関ヶ原合戦においても同様でござる。

たとえ証拠はなくとも、また戦国少年法の規定があろうとも、被告人の責任を問わねばならぬと検察は考える。被告人に対し、戦争教唆の罪により、大坂城からの退去を求刑する。

最終弁論　石田三成

無罪はおろか、この審理の無効を!

――被告人は無罪です。検察側の論理には憤りを覚えます。それに弁護人をも誹謗するような発言は許しがたく、さらに根拠なきことを申し立てるのは、この裁判を侮辱する以外のなにものでもない。無罪はおろか、審理の無効を主張します。

最終陳述　豊臣秀頼

――エエ～ン、コワイヨー。とにかく、わらわは怒られるような悪いことはしてないし、何にも知らないヨー。婆や、婆やはどこじゃ、早くお城に帰りたいヨー。エエ～ン。

(傍聴席から可哀想、おいたわしい、との同情の声が再び起こる)

判決　徳川家康

無罪。8歳の幼児に目くじらを立てては徳川の名がすたる

――弁護人の申し立てはもっともである。被告人が戦争を教唆したなど、あらゆる点から考えてありえない。証拠なきまま勝者の論理で告訴するなど、明らかに検察側の勇み足であろう。被告人を無罪とする。

参考写真／秀忠が入った大坂城二の丸

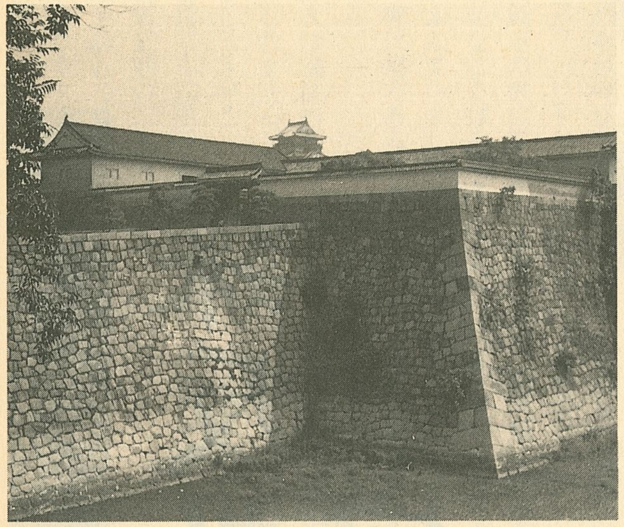

われとて、秀吉公亡き後、被告人の身をずっと案じておった。誤解されたのが不徳のいたすところではあるが……。仮に被告人に教唆の事実があったとしても、それは見逃そうではないか、8歳の幼児に目くじらを立てていては徳川の名がすたる。

こたびの裁判では、豊家恩顧という言葉に惑わされず、徳川家に敵対行為をした武将についてのみ断ずればよい。戦争責任がどこにあるか、結果はおのずと表われてこよう。そして、結果がどうあろうとも、それに甘んじることこそが豊家安泰の唯一の道である。被告人の将来を期待して、本裁判を終了する。

■弁護人・石田三成の声■

(ひと安心ですネの声に)

――豊家の命が少し延びただけのこと。目出たいどころか、悲しい。

今回の半殺しの判決こそが、徳川の本質を物語っている。家康に天下の権を与えれば、文武とも骨抜きされた社会しかやってこないだろう。慇懃無礼なまでに計画的な家康の狡猾さに、わしはハメられたのだ。血気にはやった自分がうらめしい。次の裁判に全力を尽くす。

■識者はこう見る■

司馬遷太郎（作家）――家康に正信あり、三成に人なし。家康は、豊家を真綿で締め付け、天下を絞り出していく。三成一人ではかなわぬ。

■街角の声■

大坂道頓堀の商人――大坂城といえば太閤はん、徳川は似合わんがナ。わてら商売にはネチッこいけど、政治にネチッこいのは好かん。

■傍聴人の感想■

北政所――秀頼は哀れでしたが、淀殿はもっと哀れでした。いまさら織田家でもあるまい。政治の非情を知っているはずなのに。

◎裁判後の経過◎

たしかに豊臣秀頼個人には罪は及ばなかった。しかし、合戦後の9月22日に自家存続を約されて毛利輝元が大坂城西の丸を去ると、27日には家康がそのあとに入って居所とし、二の丸には三男秀忠を置いて、西軍の本拠を手中に収めたのである。合戦直後、家康がもっとも恐れたことは、西軍勢力の大坂籠城であった。その危惧がなくなったことで、家康はようやく安堵したという。

さらに家康は豊臣家を追いつめていく。近畿諸国を中心に全国に約200万石を領していた豊臣家だが、関ヶ原戦後は摂津・和泉・河内の65万7000石を治める一大名に落とされてしまったのである。ただし、他地域の直轄地は諸大名の管理に任せていたため、豊臣家に対する直接的な処分ではない。

こうして豊臣家の鎧は、巧妙に徐々に剝がされていった。大坂の陣によって、秀頼・淀殿が自害するのは、元治元年（1615）5月のことである。

被告事件名

謀反教唆容疑

尾張高等裁判所

書記官●司 悠司

◆本件の出席者◆

被告人	北政所
検察官	淀殿
裁判長	徳川家康
弁護人	木下家定
検察側証人	孝蔵主
弁護側証人	福島正則

起訴状朗読

淀殿

秀頼を産んだわらわへの嫉妬といい、ハレンチな内府との密通といい、すべて東軍に与する所業ぞよ

――被告人は故・太閤殿下の正妻という地位にありながら、豊臣家をないがしろにし、秀頼を産んだわらわへの嫉妬から、太閤恩顧の有力大名たちに徳川家康の味方につくよう説得し、小早川中納言（秀秋）殿に裏切りをすすめ、豊臣家を潰そうといたしました。

これは、亡き太閤殿下の生前のご意志に背くばかりではなく、明確な反逆行為であり、謀反教唆の罪に該当するものと信じます。

もともと、被告人には、自分の身内や尾張以来の子飼いの武将ばかりを依怙贔屓する癖がありました。

子供のころから目をかけてきた、加藤清正・福島正則・浅野長政といった人たちへの影響力が強いことをいいことに、彼らに主家に対する裏切りを教唆しつづけてきたのです。

石田三成殿や小西行長殿たちは、衷心から豊臣家のためを思う真の忠臣であり、徳川内府は豊臣家を隙あれば滅ぼそうとしている大悪人であることが明らかなのに、被告人はその徳川内府に近づき、加藤や福島を焚きつけて石田殿の邸を襲わせ、佐和山に蟄居させたりいたしました。

昨年（慶長4年）、わらわと秀頼が大坂城に入った際には、被告人は逃げるように京都の三本木に移り住み、伏見城にいた徳川家康が何度も被告人のもとを訪れていたのは、誰もが知っている事実です。

このとき、「内府殿と北政所の仲は怪しい」との噂がわらわの耳にも再三、入ってまいりました。「いくらなんでも、いやしくも太閤殿下の喪に服している身が、そんな破廉恥なことはあるまい」と、わらわは一笑にふしていましたが、今となっては、その噂は根のあることだったのかもしれません。

このとき、二人は謀反の打ち合わせをしていたのかもしれません。なんという忘恩の女なのでしょうか？

（蔑むような視線で北政所を流し見る）

加藤清正と福島正則の二人も、上京するたびに三本木を訪れていたことは、たくさんの証人がおります。

今年（慶長5年）の6月に石田殿が兵を挙げた際には、用人の孝蔵主を使って、太閤恩顧の武将たちに、徳川に味方するように指示を与えたことは明白です。

また、被告人の兄木下家定は、大坂城留守居役でありながら、被告人の保護を名目に大坂城から抜け出しています。家定の息子勝俊も、伏見城に留守居役でいながら、さっさと逃げ出しました。身内の者だけを守りたい被告人の指示があったに決まっています。

一方、被告人の甥である小早川秀秋殿が伏見城攻略後に被告人を訪ねた際に、被告人は「あとで内府殿に寝返りせよ」と厳しい口調でいった、という証人もおります。

関ヶ原での西軍の敗戦は、被告人の責任、といっても過言ではないのです。亡き夫の子を守りもせず、天下を愛人、いや他人の手に渡そうとするなど、被告人はまさしく人非人といってもよい人間だと、わらわは確信しております。

（激しい女の戦いの予感に法廷内がざわつくが、裁判長の家康のみニヤニヤと落ち着いている）

■被告人の横顔■

北政所

亡き太閤豊臣秀吉の正夫人。秀吉亡き後は、大坂城を立ち退き、夫の菩提を弔う。が、徳川家康との親密な関係が噂される。

■検察官の横顔■

淀殿

故・太閤の側室。織田信長の妹・市と浅野長政の娘。豊臣家の跡継ぎたる秀頼の生母のゆえをもって大坂城の女帝の地位を得る。

■裁判長の横顔■

徳川家康

江戸の内府。東軍の総大将。

■弁護人の横顔■

木下家定

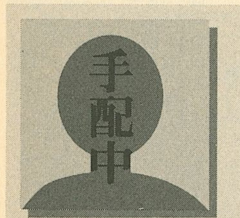

被告人の実兄。立場上、西軍につくも、態度は不鮮明であった。

意見陳述
北政所
豊家の私物化の張本人こそ淀殿。奸臣の将三成の挙兵は、おのれの欲望のためだけじゃ

——検察官さまのご意見はあまりにも一方的で、なおかつ理不尽なものと存じます。淀殿こそ、豊臣家をわたくしし、まだ8歳の秀頼さまを操って、石田三成や小西・安国寺なぞという奸臣ばらをそそのかし、一途に豊臣家の御ためを思ってくださっている徳川内府さまを亡き者となされようとするなど、これこそ謀反でなくてなんでしょう。

(冷静な素振りながら、淀殿をキツく睨みつける)

加藤虎之助や福島市松、浅野長吉たちと三成との仲が険悪になったのは、わたくしが煽ったのではなく、三成の歴戦の勇将をないがしろにし、政治を思いのままにするやり口に、みなが怒りを覚えていたからで、わたくしはむしろ彼らをいつもなだめていたのでした。

市松たちが徳川さまにつき、むしろ積極的に協力したのは、そうした三成や淀殿の専横を憎み、心底から豊臣家のためを思っていたからです。徳川さまは、けっして検察官のいうような腹黒い人ではなく、武将の気持ちを察し、五大老の一人として秀頼のことを考えてくれている立派なお方です。それが分かったからこそ、秀吉子飼いの武将たちのほとんどは東軍についたのですよ。

石田三成の挙兵は、豊臣家のためを思ってのことなどではなく、本当はさらに政をわたくししようとする石田の陰謀から生まれたことです。これでは人はついて来るはずもなく、案の定、敗れ去ってしまいました。

とにかく、三成の方こそ腹黒い君側の奸臣です。わたくしは、奸臣を除くために立ち上がられた徳川さまこそ、本当の豊臣家の忠臣だと信じています。

(陳述のあいまに何度か家康と目を合わす)

冒頭陳述
木下家定
太閤の天下取りへの貢献大にして、三成の野望を阻止しようとしたまでのこと

——被告人は、故・太閤殿下が軽輩のころから夫につき従い、貞淑で影ながら夫の天下取りに尽くした、まさに国母といってもいい立派な女性です。

つまり、豊臣の天下は、秀吉公のものであると同時に被告人のものであるといってもいいものです。

残念なことに、二人は子宝にめぐまれませんでしたが、だからといって、被告人を責めるのは酷というものでしょう。

一方、淀殿はといえば、豊臣の天下取りに何ひとつ貢献したわけではないのに、秀頼さまの生母であられるというだけですべてを手に入れました。これ以上、何も望むべくもないのに、石田三成と組んで徳川殿を害する兵を挙げました。これこそ、野望という類のことであります。

(検察官より異議ありの声)

検察官(淀殿)——裁判長、弁護人の今の発言は、検察官の人格を誹謗するものです。

裁判長(徳川家康)——異議を認めます。

それはさておき、起訴状によれば、被告人は加藤清正・福島正則・浅野長政らに謀反を教唆したとのことですが、そのような証拠は何ひとつありません。

しかも、今回の徳川殿のいくさの目的は、豊臣家を滅ぼそうとか秀頼さまを害そうとかいう意図があるものではなく、

参考写真／福島正則の陣跡

イラスト／杉浦才樹

あくまで正当防衛ないし三成の野望をくじくための正義の戦いである、ということができます。よって、反乱罪を適用することは不可能であると断じざるをえません。小早川中納言に被告人が裏切りをすすめた、という件につきましても、あくまで噂や憶測の域を出ず、証拠不十分であります。

■弁護側証人の横顔■

福島 正則

賤ヶ岳七本槍の一人で、被告人の親戚筋。東軍に属し、奮戦するが、年少時より被告人にかわいがられ、被告人を母のごとく慕っている。

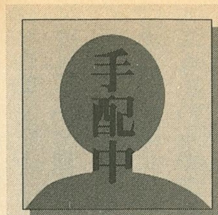

■検察側証人の横顔■

孝蔵主

被告人の用人。関ヶ原の戦いに先立って、被告人の意を受けて、さまざまな秘密工作に加担したと噂される。

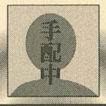

検察側証人

孝蔵主

被告人の密書の遣いをしたのは事実です

——わたくしは、被告人の用人として、福島正則さまや加藤清正さま、浅野長政さまのお子様の幸長（よしなが）さま、京極高次さまらに、「徳川さまにお味方するように」との被告人の手紙を届けさせたり、直接使者に立って被告人の意を伝えたり、たしかにいたしました。

●反対尋問●

弁護人（木下家定）——それは、被告人が謀反を教唆している手紙でしたか？

証人（孝蔵主）——いいえ、そのようには思えませんでした。石田殿の挙兵は間違っている、とお考えになっていたのだと思います。

弁護人——徳川さまは謀反人だと思いますか？

証人——いいえ。ご立派な武将だと思います。

弁護人——では、被告人は常日ごろ、淀殿を恨んだり呪ったりしたことがありましたか？

証人——いいえ。被告人は太閤殿下の菩提を弔うことしか頭にない謙虚な日々を過ごしておりました。

弁護人——尋問を終わります。

弁護側証人

福島 正則

北政所さまはわれらの慈母。三成こそ茶々の腰ぎんちゃくになりおってからに

——北政所さまが謀反を教唆したなどと、とんでもない、いいがかりでござる。

北政所さまは、われらの幼いころより、まるで慈母のように接してくださっていた。三成めも、ひとかたならぬお世話になっているというのに、きゃつはその恩も忘れてお茶々などの腰ぎんちゃくとなりおった。

忘恩不義の謀反人とは、石田三成めのことでござろう。

（傍聴席の三成を探す素振りをする）

われらは一徹な武将。秀頼さまに対し悪意などあろうはずもなく、忠義のふた文字しか頭にござらぬ。こたびのいくさは、ひとえに君側の奸を除くためのもの。徳川内府殿は、そうしたわしや加藤ら

証拠写真／松尾山にある小早川秀秋の陣跡

参考写真／秀吉に茶をさし出す石田三成（長浜駅前の銅像）

の気持ちを分かってくれている。まさに当今まれなる弓取りと存じあげる。
何度も申すが、謀反などとはもってのほかのたわごとでござる。天地神名に誓ってさようなことはござらぬ。

論告求刑　淀殿
腹黒い女なんだから、無期懲役よ

——キィーッ。みなみな、寄ってたかって北政所をかばうのね。
あんな腹黒い女はいないのよ。それが分からないなんて、なんてバカな人たちなのかしら。
被告人は、あくまで謀反をそそのかした重罪です！　よって、起訴状どおりの理由によって無期懲役の刑を求刑いたします。

最終弁論　木下家定
謀反そのものが立証されない以上、謀反教唆の罪も立証不可能でしょう

——すでにお分かりのとおり、被告人に対する謀反教唆容疑は、すべて決定的な証拠に欠けるものばかりであります。
なおかつ、謀反そのものが立証されない以上、謀反教唆の罪もまた、立証不可能であることはいうをまたないことでありましょう。
よって、あくまで被告人の無罪を主張いたします。

最終陳述　北政所
ホホホッ。殿下の忘れがたみを亡き者になど、思うはずはないわ

——淀殿と秀頼さまに大坂の城を明け渡し、城を出て京都三本木の草庵に移り住んだときから、わたくしは一切の欲望から離れて暮らしています。
そんなわたくしが、どうして謀反などというだいそれたことに口を挟みましょうや。まして、太閤殿下の忘れがたみを亡き者にしようなどと思うはずもありませぬ。ホホホホッ。
虎之助や市松・長吉らに徳川殿にお味方するようにすすめたのは、人間として、三成よりよほど信頼できると考えたからです。
今のわたくしは、ひとえに亡き太閤殿下の菩提を祈りまいらせ、豊国神社のいやさかなることを祈ることのみが願いであります。みなさまには、このことをよくご理解いただきたいものと存じます。
南無阿弥陀仏……。

参考写真／秀吉とおね（北政所）の結婚風景

判決　徳川家康
動機不十分、証拠不十分につき無罪

——被告人に政治的野心がないことは明確なことに思われる。
まして、自らが太閤殿下とともにつくってまいった豊臣の天下をくつがえそうとするはずもなく、動機の点からも謀反教唆の罪に該当するとはとても思えない。
また、検察側が証拠とするものはすべて状況証拠にすぎず、証拠不十分である。
謀反があったという事実すら証明できないのでは、謀反教唆の罪状はとても証明できないのはいうまでもないことだ。
よって、被告人を無罪とする。
（クヤシイーッ。突然、検察官の怒りの声。——やっぱり、裁判長と被告人が男女の仲だというウワサは本当だったんだわ。こんな判決インチキよ。ペテンもいいとこ。わらわは絶対認めませんからネ）

■識者の意見■

岸田　秀幻斎（心理学者）——北政所が徳川殿に心を寄せ、太閤恩顧の武断派諸将を東軍に走らせた背景には、やはり自らが太閤の子供を生めなかった、という精神的トラウマが大きく作用していると考えられます。
普通、こうした女性は、養子に対して自分の精神的空白感を埋めるために過剰

参考写真／秀吉を祀る豊国神社

な要求を押しつけて、その子を意のままに動かそうとするものですが、北政所の場合、生母が実権を握ろうとしたために、心のハケロが閉ざされ、政治的な行動によってトラウマを埋める方向に走ったのではないでしょうか。

いずれにせよ、健全な心理状態とはとてもいえませんね。こうした場合いつもそうなのですが、犠牲になるのは子供たちです。

太閤恩顧の武将たちは、北政所にとっては「子供たち」であるわけですが、所詮は北政所の自我が投影された操り人形にすぎないわけですから、使い捨てにされるのがオチでしょう。困ったことに、こうした女性は、「彼らのためにしている」と意識的には思っていて、無意識下の支配欲が抑圧されていて本人も気づいていない場合が多いのです。

わたしの義母の場合もそうだったのですが……（以下略）。

◎裁判後の経緯◎

北政所は、その後、高台院の号を朝廷から与えられ、菩提寺として京都東山に高台寺を建立してそこに移り住んだ。

豊臣家の滅亡後も生きつづけ、寛永元年、77歳で亡くなった。

参考写真／北政所が建立した高台寺

江戸最高裁判所

被告人 ■ 石田三成
徳川家康

江戸最高裁判所

被告事件名

国家反逆罪

書記官●麻倉一矢

◆本件の出席者◆

被告人	石田三成
検察官	徳川家康
裁判長	細川幽斎
弁護人	島左近
検察側証人	北政所
弁護側証人	淀殿

■被告人の横顔■

石田三成

豊臣秀吉に拾われ、豊臣政権の中枢を担うにいたった俊才。秀吉亡き後は、遺児秀頼を守り立てて豊臣家を懸命に支えてきたが、天下を狙う徳川家康と争って敗れ、捕えられた。

起訴状朗読

徳川　家康

帝と関白の命で討伐に向かった徳川に弾劾状とは、亡き太閤殿下にも大不忠の大罪

——被告人石田三成は、奉行の職を解かれ無役の身でありながら、帝の勅命と秀頼君の台命をもって逆臣上杉景勝討伐に向かった徳川家康に弾劾状を発し、さらに毛利輝元、宇喜多秀家の二大老他諸国の大名に呼びかけて騒乱軍を組織し、また逆臣上杉景勝としめし合わせて徳川軍を挟撃せんと計った。

美濃国関ヶ原で激突した両軍は、東軍7万、西軍8万。9月15日午前8時の戦闘開始から、午後4時の西軍総崩れまで、激闘8時間。石田らの野望と国家反逆の罪に気づいた小早川秀秋、吉川広家の転身により東軍が勝利したものの、両軍の損害は絶大で、この騒乱により多くの民が戦火に脅え、将兵が死傷し、その家族が悲嘆にくれている。

また関白職にあられる豊臣秀頼公は、為政者としての責任を問われ、豊臣家の威信は深く傷ついた。これは被告人にとっても、大恩ある亡き太閤殿下に対し、申し開きのできない大不忠となった。

検察官は、ここに被告人石田三成を国家反逆罪によって起訴し、極刑を求めるものである。

意見陳述

石田　三成

内府ちかひの条々を破り、大坂城西の丸を占拠。豊臣から天下を奪う徳川こそ騒乱の震源

——天下に騒乱を招き寄せて、豊臣家から天下を奪おうとしたのは、いったいどこの誰であろうか。

そもそも内府は、太閤殿下の喪も明けぬ日から伊達、福島、蜂須賀の三家と内々で婚約を交わすなど積極的に諸大名と誼を通じ、これを大老・奉行が詰問すると、ただ忘れていたにすぎない、などといい逃れて太閤殿下の遺命には従うとあらためて誓約した。だがそれも束の間、内府は在坂の諸将に帰国を命じ、大坂城に乗り込んであたかも天下人のように振る舞いはじめた。

同時に内府は、何かと目ざわりなこの三成を除くため、逆恨みする加藤清正、福島正則、黒田長政らを挑発して命を狙わせ、ついにわたしを奉行職から除いてしまった。

それでも満足せず、内府は天下取りの総仕上げとして、領土経営に余念のない上杉中納言殿に、城を築き牢人を召し抱えていくさに備えているなどと難癖をつけ、討伐軍を組織して出陣した。だがこれは、実はこの石田三成の挙兵を誘うものであり、またそれに諸大名が呼応するかいなかで敵味方のふるいにかける意味があった。

こうした内府の動きに対して、わたしは二大老・三奉行連名で弾劾状「内府ちかひの条々」を発し、対抗した。二大老とは、毛利輝元殿、宇喜多秀家殿。三奉行とは、長束正家殿、増田長盛殿、前田玄以殿で、いずれも公式に豊臣家の要職に任命された方々だ。ちなみに奉行職を解任されたこのわたしは、この中に入っていない。

さて、その弾劾状だが、そこに記された内府の罪状は次のとおりであった。

一、五大老、五奉行が互いに信頼し合う誓詞を取り交わしたにもかかわらず、浅野長政、石田三成を逼塞に追い込んだ。

一、五大老のひとり前田利長を討伐すると称して人質を取り、利長を逼塞させた。

一、家康に与力する細川忠興や森忠政に勝手に知行地を与えた。

一、伏見城から太閤の定めた留守居を追い出して、自分の手兵

■弁護人の横顔■

島左近

豊臣秀長の世嗣子秀保の家臣であったが、後、石田三成に請われて仕えた。関ヶ原での石田軍の予想外の善戦も、文武に秀でたこの名軍師抜きにはありえなかった。

■裁判長の横顔■

細川幽斎

足利、織田、豊臣と三代の主に仕えた謀将。関ヶ原の合戦では、嫡男忠興が家康にしたがって東下したため、丹後田辺城で500の将兵とともに籠城した。

■検察官の横顔■

徳川家康

五大老の筆頭で、豊臣秀吉亡き後の最高実力者。石田三成の挙兵した軍隊（西軍）と関ヶ原で対決し、勝利を得た。今や、実質的な天下人である。

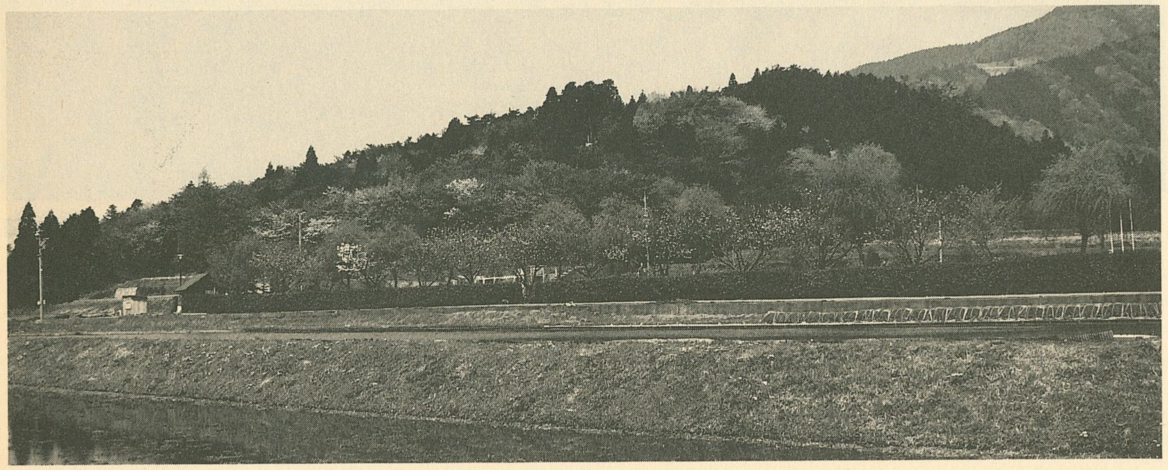

現場写真／石田三成が陣した笹尾山

参考写真／石田三成が拠った佐和山城

を入れた。

一、五大老、五奉行のほかは誓詞のやり取りを禁じているにもかかわらず、禁を破って数々の誓詞を取り交わしている。

その他、大坂城西の丸を占拠したこと、自派の者の妻子は、人質から解き放ち、国元に帰したこと、など、罪状は多岐にわたっている。

さらにわたしは、謹慎中の佐和山の城に大谷刑部（ぎょうぶ）殿、増田長盛殿を招いて合議をし、内府打倒の軍を挙げる必要ありとの合意に達し、総大将には毛利輝元殿になっていただくことを決めた。

これに対し、内府は姑息（こそく）にも挙兵した西軍諸将に多数の密書を発して内通を促し、他の大名にも自軍に味方するよう勧誘しはじめた。

これが、関ヶ原合戦に至るわれらと内府の一連の動きである。合戦前夜のこうした動きを知っていただければ、どちらが国家反逆の罪を犯し、どちらが正義の軍勢を整えようとしたか、充分ご理解いただけよう。

内府は、当初から天下を豊臣の手から奪うため、あらゆる手段を講じて政敵を蹴落とし、味方を集めてきたのであり、騒乱の震源は常に内府の側にあったのである。

冒頭陳述

島 勝猛

あくまで暴動鎮圧の動き、勝者が裁く軍事裁判では敗者は濡れ衣

——わが主（あるじ）石田三成が挙兵し、徳川家康と関ヶ原に戦ったことが国家反逆罪とは、まったくいいがかりもはなはだしい。これは暴動鎮圧のための軍事行動だったのであり、その暴動の立役者こそ、内府徳川家康だったのだ。繰り返すがわが主は、太閤殿下がお定めになり、内府もまた誓約したはずの掟をひたすら遵守（じゅんしゅ）したにすぎないのである。

では、内府が違反した太閤の掟とは、どのようなものであったであろうか。それは、文禄4年8月3日に、「御掟」五カ条として発布された、いわば豊臣政権の基本法のごときもので、以下の各条であった。

一、諸大名間の私婚の禁
一、諸大名間の盟約の禁
一、喧嘩口論の禁
一、讒言者の究明
一、乗物免許者の限定

これらは、有力大名の連名のかたちで発布されている。徳川家康殿以下五大老、および小早川隆景殿がご署名されている。注目すべきは、内府殿が自ら署名捺印し、自ら発布されていること。自ら発布し、自ら破っておいて、忘れていたですむものであろうか。明らかにこれは、太閤殿下の掟への挑戦以外の何ものでもないと判断できる。

ちなみに、これ以降豊臣政権は合議制を敷き、五大老が最高協議機関として重要な政務にあたっており、軍事命令から所領の知行（ちぎょう）・安堵および移封など、重要事項はすべて五大老連署によって執り行なっている。内府の署名捺印がいかに重要な意味をもつか、おわかりいただけよう。

関ヶ原の合戦は、世に天下分け目といわれ、内府殿が大勝利を収めた。軍事裁判は常に、勝者の立場から敗者の側を裁くもの。事実が勝者によって都合よくねじ曲げられるのは世の常だが、主もこの島勝猛も、何より義を重んじ、物事の筋を通す者。わけのわからぬ濡れ衣は承服できぬ。

現場写真／笹尾山の石田三成の陣跡

証拠写真／関ヶ原合戦での石田三成の陣

検察側証人
北政所
幼いころより計算高い三成は信用できぬ家康こそ天下を治める人

――そもそもこの治部少めの正体を、皆の衆はご存じか。こ奴は、油断も隙もない大盗人じゃ。こ奴、小僧の頃から小狡い計算ばかりして殿下に気に入られ、五奉行の筆頭にまで成り上がった。ところがそれに感謝するどころか、あたかも豊臣家を取り仕切らんばかりの暴若無人ぶりじゃ。千宗易殿、甥の秀次など、太閤殿下にとってはかけがえのない相談相手や親類までも次々に罠に嵌めて追い落とし、ついには豊臣の実権を奪いおった。世が世なら、こんな男が天下を取るなどもってのほかのはずじゃ。ところが不思議なことに天下太平ゆえ、こんなこともまかりとおる。太閤殿下のご苦労が、とんだ皮肉な結果を生んでしもうたものよ。

ところで皆の衆、ひとつ秘密を明かそう。殿下はナ、晩年はずいぶんとぼんやりされておった。はっきり申さば、世にいう痴呆老人じゃ。それを身辺にいてよく知っておった治部少めは、これ幸いと殿下を操り、さらに専横のかぎりを尽くしておった。大きな声ではいえぬが、あの女も掠めとっておったのじゃ。正室である茶々めじゃ。殿下もお可哀相というか、愚かというか。正室であるこのわたしがありながら、あんなカラダだけの女にうつつを抜かした罰じゃ。

あ、どこまで話したかの。そうじゃ。治部少めじゃ。あ奴は、太閤殿下のご存命中からすでに天下の実権を握っていたということじゃ。ここのところが肝心よ。内府への数々の無礼、いいがかりとしかいいようのない弾劾状など、あ奴めが天下様気どりでいたからこそできたことなのじゃ。東軍に加わったかわい

現場写真／笹尾山の石田三成の陣のようす

■弁護側証人の横顔■
淀殿

豊臣秀頼の母。信長の妹お市の方の産んだ三姉妹の一人。柴田勝家の北の庄城から敵将羽柴秀吉に救出された。秀吉の側室として秀頼を産んだため、正室ねねをさしおいて大坂城の女主となる。

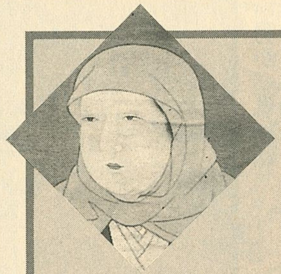

■検察側証人の横顔■
北政所

豊臣秀吉がまだ足軽だった頃からの糟糠の妻。側室淀の方と同じ近江閥の石田三成、増田長盛らを毛嫌いし、子飼いの武将加藤清正らを皆徳川方に味方させた。

い清正や正則、長政などは、わたしがよくいい含めておいたので内府にお味方できたが。

治部少め、おのれが天下を奪われるのを恐れて、慌てて打倒徳川の狼煙をあげたが、そもそもあんな青白いやさ男に、兵馬を操る力などあろうものか。殿下とわたしが心血を注いで築きあげた豊臣の天下を、三成などにはくれてやらぬぞ。内府こそ、幼い秀頼を補佐し、天下の政を行なえるお人じゃ。そう信じておる。

弁護側証人
淀殿
三成は九州遠征の褒美を断る無欲な忠臣。私利私欲のための反逆とはいいがかり

――一部の悪意に満ちた輩から、秀頼が三成の子ではないか、と勘ぐられていたことも承知している。それにしても北政所は、なんとお品のないことを申される。氏育ちが透けて見えまする。三成はわが子の家臣。父浅井長政の領地近江の出ゆえ、同郷のよしみを覚えたことはあったが、恋情を抱いたなど、一度もない。

三成は、豊臣家のため、また幼い秀頼のため、おのれを捨てて尽くしてくれた。検察官のいうように、私利私欲のために反逆を企てたなど、とんでもないいいがかりだ。

証拠をあげよう。三成は、九州遠征の折、様々な功績により九州の一国を与えると殿下が言われたが、それでは豊臣家のために充分働けぬ、と一国一城の褒美を断っている。北政所は三成が実質的な天下人だったなどといわれるが、三成の領地は近江佐和山の19万石、そこは天下様気どりをなされる内府殿の領地の10分の1にも満たぬ。三成は常々、それで充分といっておった。

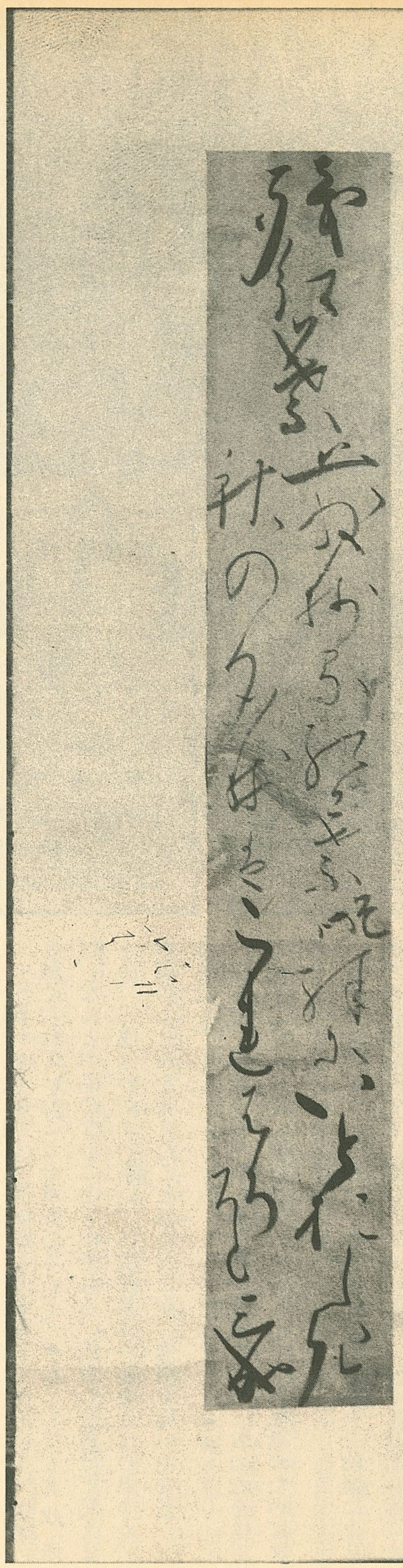

参考写真／石田三成自筆の歌

そういう男なのじゃ、三成は。そんな欲のない男が、私利私欲を貪り、天下を簒奪しようと企んだなどとどうしていえようか。

また、内府に無礼をはたらいたとか、国家に大いくさを仕掛け、反逆したとか、根も葉もない罪に問われておるが、いずれも内府の正体に気づいた三成が、秀頼を庇おうとしたまでのこと。

ああ、それにしても、秀頼の身はこれからどうなるのであろうか……。内府の妾になってもわが子を守れ、という者もおるが、誰が内府などにこのカラダ……。わたしも音に聞こえた淀の方。誇りがある。

論告求刑
徳川 家康

身分をわきまえぬ弾劾状や暗殺計画、犠牲となった民百姓や雑兵たちを思えば、極刑は当然

――被告人石田三成は、太閤殿下の信任を得て豊臣政権下実質的な独裁者として振る舞ってきたが、老齢の殿下が分別を失われるや、政敵を失脚せしめ、いよいよ専横のかぎりを尽くし、見るに見かねて反発する大名に対しては誹謗中傷や密告によって追い落としを計った。

被告人はさらに、身分をわきまえず大老のこのわしに弾劾状を書き送り、いわれなき罪状を並べ立て、また暗殺さえ企てたが、わしに味方が多いのを見てとるとこれを諦め、上杉討伐に

イラスト／永美ハルオ

向かった隙を突いて叛乱の狼煙をあげるにいたった。

三成の挙兵は、まさに国家反逆罪に値する。なぜなら、われらはあのとき、豊臣秀頼君の名代として、また朝廷の勅命を受けて「豊臣の叛臣」上杉景勝を討伐しに向かったのであり、その軍勢に反旗を翻すことは、とりもなおさず国家への反逆以外のなにものでもないのである。

委細を承知でない方々のために、ご説明しておくが、わしはあのとき大坂城本丸に秀頼君をお訪ねし、宝刀と茶器を与えられ、さらに金蔵から2万両、兵糧蔵から2万石を餞別として賜っていた。また朝廷からは権大納言勧修寺晴豊殿が勅使として参られ、わしは勅命と布100反を下賜されていた。

もちろん、奉行として豊臣家の中枢にいた被告人は、このことをよく知っていたはず。

帝と関白のご意志を知りながら、わしに軍勢を向けたことを、国家への反逆と呼ばずに何と呼ぼうか。

その後、被告人石田三成は、実質的な西軍の総大将として、わが家臣鳥居元忠の守る伏見城を攻め落とし、さらに大津城、伊勢路の諸城などを相次いで攻撃、また裁判長細川幽斎殿の籠もる丹後田辺城を攻め、たまりかねた朝廷が「どうか細川殿だけは死なせぬように」と、助命の勅使をお立てになったほどであった。この一事をもってしても、被告人が朝廷のご意志をないがしろにした国賊であることが理解できるのである。

被告人の天を恐れぬ暴挙によってひき起こされたこたびの大戦によって、田畑を踏みにじられた民百姓の苦しみや、狩り出された雑兵たちの命は、いったいどうして贖われるのだろうか。

国家反逆の大罪を犯した被告人石田三成に、検察官徳川家康は極刑を求刑いたします。

現場写真／捕えられた三成がつながれた大銀杏

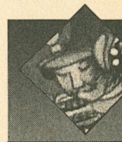

最終弁論
島 勝猛

天下回りもちはいたしかたなし。
されど奪い取ったのは
徳川軍なり

——たびたび申し上げるが、国家に反逆を企てたのは、わが主石田三成ではなく、内府徳川家康殿であった。主は反対に、反逆者である内府を糾弾するため、身を粉にして立ちはたらいていたまでである。

内府は上杉討伐の正当性をあれこれ申し立てているが、その後に発せられた弾劾状こそ、合議制を敷く豊臣政権あげての公式発表なのである。

この弾劾状には、前田玄以、増田長盛、長束正家の三奉行の連署状が添えられており、そこには内府が誓詞や太閤の掟に背き、秀頼公を見捨てて上杉討伐に向かったため、諸将合議のうえ弾劾したとはっきりが明記されている。

また弾劾状には、大老である宇喜多秀家殿、毛利輝元殿の連署状も添えられており、ここにもまた、内府が誓詞に背いてほしいままの所業をなし、大老・奉行を次々に倒していった以上、もはや秀頼君を守り育てていくことができない、と挙兵の理由が述べられている。

この間、主は佐和山を動かず、重職にある諸公の下知を待っていたのはご承知のとおり。主が出馬したのは、弾劾状の発布された7月17日から12日も経った7月29日のことであった。

この一事をもってしても、主が国家に対する反逆を企てたなどという罪状が、いかに根拠のないものかがおわかりいただけよう。

弾劾状に話を戻す。豊臣政権が合議制で政務を執り、その大老、奉行が公式に内府殿を弾劾した以上、たとえいくさに敗れ

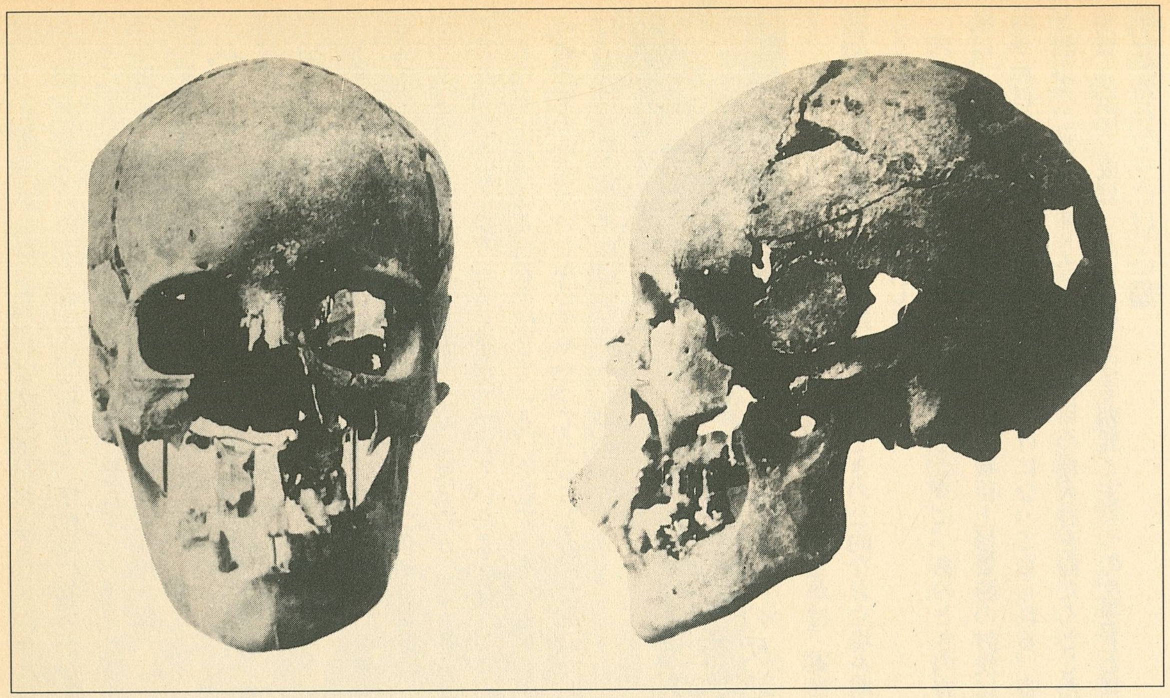

証拠写真／石田三成の頭蓋骨

たとはいえ、この弾劾状はいまだに効力を有しているはず。当法廷は、即刻不当な裁判をやめ、弾劾状に述べられた内府の罪状をこそ審議すべきではないか。

天下は回りもち。かの信長公とて、太閤殿下とて、実力で天下を奪取された。内府が実力で天下を奪いとったとしても、それはそれでいたしかたありますまい。ただ、嘘はいかん。わが主が反逆を企てたのではなく、内府こそが天下を奪い取ったのだ。裁判長もひとかどの武将なら、一片の良心をもって真実をお告げなされ。内府とわが主のどちらが国家反逆の罪に問われるべきか。あまりに自明ゆえ、そのこと、国じゅうの民百姓もようく承知しておろうが。

最終陳述
石田 三成

太閤殿下のお力によって
乱世は終焉と思われたが、さにあらず。
まだまだ力が制する世じゃ

——わたしは、不器用で馬鹿正直な男だ。もののいい方も工夫が足りぬし、こうと決めたら妥協することができぬ。好きとなったらどこまでも好きだが、キライとなったらとことんキライじゃ。

わたしは、太閤殿下になり代わって豊臣家の政務を執る立場から、なるほど多くの大名の反感をかってきたかもしれない。また、太閤のお力を自分の力と思いちがいし、諸大名も媚びへつらうため、気がつかぬうちに傲慢な態度をとっていたかもしれない。加藤清正殿や福島正則殿、黒田長政殿など武功派の面々とのつき合い方は、もっとちがったやり方もあったはずだ。

だが、内府に対してとってきた態度も、こたびのいくさも、敗れはしたが後悔はしていない。そこに座る検察官を太閤殿下は、「律義なお人」などと褒めそやしておられたが、わたしは

けっして信じていなかった。いずれ殿下がお亡くなりになれば、ひた隠しにしていた牙を剝き出しにして、豊臣家に襲いかかるであろうと思っていた。そして、いまや恐れていたことが現実になった。内府はわたしが警戒してきたとおりの男であったし、その正体は、今や白日の下、誰の目にもはっきりしている。

わたしも生身の人間だ。たしかに、それなりの野心はあったが、豊臣家へのご恩は片時も忘れたことはない。終始一貫、わたしは義によって発言し、義によって去就を決めてきた。

わたしに国家反逆罪をかぶせ、その罪を認めるならば、そのような裁きなど、もはや裁きではあるまい。太閤殿下のお力によってようやく戦国の世は終わったかと見えたが、どうやらまだ力のみがまかり通る乱世がつづいていたようだ。

わたしは真の法と正義を信じている。そして、そうしたものが通用する時代がいつか必ずややってくることも。ただわたしは、やはり早く生まれ過ぎたのかもしれぬ……。

判決
細川 幽斎

帝と関白のご意志を知りながらの挙兵は、明らかに保身のための反逆

――被告人石田三成が逆臣であるか忠義の士であるかは、軍勢を向けられた内府徳川家康殿の、そのときの公的なお立場を明らかにすれば自ずと判明しよう。

内府殿が論告求刑でも述べておられるように、あのとき内府殿は、正式に豊臣秀頼君の名代として、叛臣上杉景勝の討伐に向かわれており、また帝の勅命もお受けになっておられる。帝と関白のご意志を知りながら、討伐軍の総大将を討たんとした被告人石田三成は、とりもなおさず朝廷と主君への反逆者と判断できる。

被告人は、後に諸大名を集め、弾劾状を書いて、あたかも徳川打倒が豊臣政権の総意のように見せかけているが、そこには秀頼君のご意志も帝のご意志も介在していない。

諸大名は、被告人の担ぎ出した毛利輝元や宇喜多秀家らの力を恐れて渋々立ったにすぎず、本意でなかったことは、関ヶ原の合戦場で西軍に与したと見せながら、実際には内府にお味方した大名が多かったことでも明らかである。

こたびのいくさは、豊臣政権にあって実質的な最高権力者であった石田三成が、自らの座を奪われることを恐れ、その専横を弾劾する内府ら諸大名の正義の声を抹殺せんと企てたものであり、この叛乱による国家的被害は甚大である。三成の罪は万死に値する。ここに当法廷は、被告人石田三成に極刑を申しつけるものである。

■被告人・石田三成の声■

――これもすべて天運か。ことと次第によっては、被告席に内府が座り、検察官をこのわたしがやっていたかもしれぬ。このうえは、最期の最期まで望みを捨てず、再起を図って打倒徳川の狼煙をあげてくれよう。わたしは断じて死なぬぞ。ふたたび正しき法廷を開き、内府と小早川秀秋、吉川広家を、騒乱と裏切りの罪で裁いてくれる。

■傍聴人の感想■

真田 幸村――家康め。姑息な手段で政敵を追い落とし、まんまと豊臣を乗っ取った気でおる。この幸村がいるかぎり、やすやすとは天下は渡さぬぞ。いずれひと泡吹かせてやる。今に見ていろ、タヌキ親父。

参考写真／石田三成の墓

■識者はこう見る■

木食 応其――わしは、伊勢と大津城で、講和の斡旋に立ち働いたが、このいくさは打算と裏切りの呆れるほど汚いいくさであった。

もうこんな世など見たくない。出家の出家をして、誰も来ぬところで隠棲したい。

■街角の声■

堺の商人――太閤殿下は堺の堀を埋めたが、それでも大坂が開けて商いが広がった。徳川の世になれば、堺は寂れる。石田はんが、もっとガンバッテくれはったら……。やっぱり、タヌキ親父のほうが役者が一枚上か。

◎裁判後の経緯◎

石田三成は、判決が下ると、小西行長、安国寺恵瓊とともに、関ヶ原合戦の首謀者として六条河原で処刑された。刑場へ向かう途中、三成はしきりに喉の渇きを訴えたが、警護の者が差し出した干し柿を、「痰の毒になるのでいらぬ。頚を跳ねられる瞬間まで、命を大切にする」と断ったという。

江戸最高裁判所

被告事件名

大量殺人罪容疑

書記官●司 悠司

■被告人の横顔■

徳川 家康

東軍の総大将。五大老の一人で、前田利家亡き今や、実力ナンバーワン。

■検察官の横顔■

石田 三成

五奉行の一人。家康に西軍が敗れた恨みをなんとか裁判で晴らそうとしている。

起訴状朗読

石田 三成

豊臣家をないがしろにし、天下人を狙った企てが大量の犠牲者を生んだ罪は重罪

――被告人・徳川家康（59歳）は、豊臣家の五大老の身でありながら、太閤殿下のご遺言を無視し、豊臣の天下を乗っ取らんとの陰謀をたくましくし、無名のいくさを起こして1万2000～3万7000ともいわれる犠牲者を出した。

これは天人ともに許されざる大罪であると信じる次第であります。この大量の死者の遺族のことを考えると、その無念さはいかばかりかと、検察官は怒りに身体が震える気持ちを感じるのであります。

（オーバーなジェスチャーをまじえて話す三成は、冷静さを取り戻しつつ話をつづける）

では、被告人が、どのように天下を簒奪する陰謀を進めたのか、順を追って立証していきたいと思います。

そもそも、亡き太閤殿下は、豊臣家の将来と幼い秀頼さまの行く末をご案じられ、五大老・五奉行を設置されました。五大老・五奉行は、お互いに細かい誓書を差し出し、被告人は、末長くこれらの約束に違背することなく、秀頼さまをお守りすることを太閤殿下の病床に誓ったはずです。

太閤殿下は、「かへすがへすも、ひでよりのこと、たのみまゐらせ候」と、被告人の手を取って誓いを守るよう遺言されました。被告人はそのとき、「必ず秀頼君をもり立て、豊臣家の力になります」と太閤殿下に誓ったことを、その場にいたそれがしは、今でもはっきりと覚えています。

ところが、五大老の一人であった前田利家殿が亡くなって以来、被告人はわれわれが取り交わした誓紙に違背することを次々と行ないました。

各大名の知行について、勝手に差配することはならない、と誓ったはずなのに、被告人は平然とこれを破っています。

また、五大老と五奉行以外の大名と誓紙を取り交わすことは禁止されているのに、これも勝手に取り交わしている。

（興奮の眼を家康に向けながら）

さらに、許可なく縁組はしてはならない取り決めであるのにかかわらず、勝手に多くの縁組を行なっている。五大老・五奉行がすべて連署せねばならない書類に、被告人一人が署判をしている。……

このほかにも、被告人は、太閤殿下の枕元でなされた誓いをまったく無視し、自らの勢力拡大のために、勝手気ままな態度を取りつづけました。他の大老・奉行が被告人に勝手な縁組について糾弾したときも、「忘れていた」とソラっとぼけ、「二度としない」と誓言したのにもかかわらず、相変わらず、その約束を反故にしつづけている。

さらに、上杉景勝殿が領国内の城や砦を修理したことにつけこんで、ひと言のいい分も聞かずに、いきなり「反逆」と決めつけて秀頼さまに無理強いし、豊臣家の名をもって各地から兵を集め、それを自らの兵であるかのように、わたくししたことは、まさに豊臣家に対する裏切り行為というほかはない。

上杉殿は領内の一揆鎮圧のために城砦を修理し、兵を集めたのに過ぎないのに、被告人は、それを知っていてひと言の弁解も聞かず兵を挙げた。これは明らかに被告人自らの勢力を強める目的をもって、五奉行の一人たる上杉殿を亡き者にし、さらには豊臣家に反逆する心があるものと判断し、不肖それがしは、秀頼さまのご許可を賜り、毛利輝元殿に総大将になっていただいて、このたびの被告人に対する糾弾の兵を挙げたのであった。

そして、13箇条におよぶ被告人の罪状を問うたのであるが、被告人はまったく反省する色もなく、逆に開き直ってそれがしらを「反逆者」と決めつけ、豊臣家の名で集められた軍兵をわたくしして、

◆本件の出席者◆

被告人	徳川家康
検察官	石田三成
裁判長	豊臣秀頼
裁判長補佐	淀殿
弁護人	本多正信
検察側証人	上杉景勝・毛利輝元
弁護側証人	福島正則

■裁判長の横顔■

豊臣 秀頼

故・太閤豊臣秀吉の忘れがたみで豊臣家の跡取り。弱冠8歳と年少のため、生母の淀殿が裁判長の補佐を務める。

■裁判長補佐の横顔■

淀殿

浅井長政とお市の方の長女。秀吉の側室となり、秀頼を生む。

■弁護人の横顔■

本多 正信

被告人の謀臣。被告人とは若いころからの親友でもあり、深く信頼されている。

現場写真／徳川家康の最初の陣地跡

不肖石田の佐和山城を攻略せんと兵を返したのです。

とくに被告人が老練で卑怯なのは、自分が大老という高い地位にいることを利用し、伊達政宗殿の息女を被告人の六男松平忠輝に輿入れさせたことを皮切りに、弟の娘を福島正則殿の子息正之殿に嫁がせるなど、多くの大名を自らの意のままに動かそうとしたことであります。

もちろん、これらの婚姻はすべて大老・奉行に図ったことではなく、被告人の独断でなされたことであり、これだけとっても、被告人の謀反の心は明白であります。

さらに、太閤殿下の高恩を蒙っているはずの福島正則殿をたぶらかし、福島殿がそれがしに恨みを含んでいることをいいことに、軍議の席で過激な発言をさせ、上杉討伐のためだったはずの諸軍を、自らの手兵と化したのであります。

（あまりに長い起訴状朗読に家康はアクビ）

これは、人間の心理を操るきわめて悪辣な手段といわざるをえず、諸将は、「あの太閤殿下に高恩を受けた福島殿が徳川殿にお味方するうえは、徳川殿の心は反逆であるはずもなく、われらも心おきなくお味方できる」と思わせるためのものでした。

さらに被告人は、関ヶ原で戦いに突入する以前より、親しい北政所を利用して豊臣家恩顧の武将たちを籠絡し、さらに黒田長政殿に命じて、西軍に加わっていた小早川秀秋殿や吉川広家殿、島津義弘殿に裏切りをすすめておりました。脇坂安治殿らや、毛利輝元殿にも調略の手が伸びていたフシもあります。さらに、五奉行の一人であった増田長盛殿をスパイとして西軍の動向をいちいち調べさせ、報告させていたのであります。まるで、われらが挙兵するのを見越していたような用意の良さであり、準備の良さであります。

これはひとえに、上杉討伐の軍を起こす以前より、それがしや小西行長のような目の上のタンコブを潰そうと、被告人が緻密な罠を張っていたものだと思われてなりません。

すなわち、このたびの戦いは、被告人が豊臣家の天下を奪うために周到に準備した陰謀だったのであり、このいくさで死亡した万を超す戦没者は、すべてそうした被告人の野望によって殺されたものだと断ぜざるをえません。

被告人に対して大量殺人の罪で起訴を起こしたゆえんであります。

意見陳述 徳川 家康

大老・奉行に許可を得なかったのは、ただのドウスレじゃ

——検察官の起訴理由を拝読いたしましたが、まことにもって、1から10まで身に覚えのない空事、ただただ呆れ、空いた口が塞がらないまま聞いており申した。

この家康、亡き太閤殿下より幼きお世継ぎの君を委嘱されて以来、すべての行動は、豊臣家のおんため、秀頼君のおんためを考えずに行なったことは、ただのひとつもないことを、ここに証言いたす。

豊家を守護すべき五大老の一人であるそれがしが、それをないがしろにしてよいものでありましょうや。

現場写真／家康が最初の陣をおいた桃配山

証拠写真／関ヶ原合戦での徳川家康の陣

検察官はさしたる証拠もなしに、それがしを反逆者呼ばわりし、大量殺人者呼ばわりいたしましたが、これこそ誹謗中傷としかいえぬ暴言であると存じまする。

まず、それがしが大老・奉行の許可なく婚姻を結んだことですが、これはひとえに、豊臣家を守る藩屏たらんとしたことにすぎませぬ。それを理解されたからこそ、豊家恩顧の福島殿まで、それがしの姻戚になられることに同意されたのじゃ。

他の大老・奉行に許可を得なかったのは、先にも申し上げた通り、ただ単にそのような誓紙の条項を失念いたしていただけのこと。まったく他意はございませぬ。

（飄々とした家康の態度に、三成は思わず、このタヌキじじいと呟く）

また、それがしが上杉殿征伐の兵を挙げたのが私心からであったかのようなご指摘は、まことに根も歯もないことでございます。

上杉景勝殿は、豊臣家に申し入れもないまま領内の城や砦を普請し、いくさのための準備をしておりました。これは、先の取り決めで、堅くいましめられていたことでござる。

婚姻の義はわたくしごとで小さなことですが、城の修理やいくさの準備などというものは、明らかに不穏なる兆候、すなわち謀反と疑われても仕方のないことでありましょう。

それがしは、詰問の書簡を出しましたが、上杉殿はそれを無視いたしました。ことここに至っては、討伐止むなし、との判断に至り、大老職の筆頭として秀頼さまのご許可をいただき、豊臣家の名において、全国より兵を募り申した。

検察官は、それをあたかも私兵を集めたように強弁なされるが、豊臣家に叛する者を討つために、豊臣家の名前で集められた軍が、どうして私兵ということができましょうや。

さらに、それがしが会津に向けて兵を進めていた折りしも、検察官……というより、石田治部少輔三成殿は、大坂の秀頼さまを毛利輝元殿の兵によって取り込めなさり、突然、それがしの非を鳴らして兵を挙げました。

主君を取り込め、諸将の妻子を人質に取り、豊臣家のために反乱を討ちに向かう大将を討たんとするは、これこそ謀反といわずして何と申しましょう。福島正則殿が、それがしに反逆者討伐の先鋒を願い出られたことは、豊家恩顧の勇将として、当然のことであったと存じまする。

それを、まるで私事を優先して主家を裏切ったかのごとき妄言を吐かれるは、忠臣たる福島殿に、まことに失礼きわまるもの。

（家康、軽く咳払いをし、身だしなみを整えながら）

さらに、増田長盛殿がわれらに情報を知らされたのは、無理強いされて西軍に加わったものの、本心は正義の軍であるわれらに同調していたことを示すものであり、太閤殿下の正妻であられた北政所さまさえも、われらのために働いてくれたのは、正義がどちらにあったかを如実に示すものでござろう。

さらに申せば、小早川秀秋殿がいくさの際にわれらにお味方下されたのは、邪を捨てて正に帰ったにすぎず、これを「裏切り」と称することはできませぬ。

小早川殿以外にも、いくさの最中にわれらに付いた脇坂殿らがいた、という事実は、心ならずも石田三成殿に無理強いされて西軍に加わっていた武将がいかに多かったか、という証拠でござる。

（三成が騒ぎたてるが裁判官に制止される）

それがしとしては、こたびの関ヶ原の合戦は、まったく私心に出たことにあらず、ひとえに豊家のおんため、秀頼さまのおんために奸臣を除くのが目的であり、降りかかる火の粉を払ういくさであったことをお誓い申し上げる。

冒頭陳述　本多正信

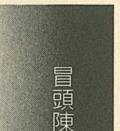

友情・人情に篤い家康殿の美談は本物で、豊臣家に弓引くなど……

――多くの方に証言していただけるものと存じますが、お若きころより、殿は……失礼、被告人は、「律義者の徳川殿」という名前でとおっておりました。

（廷内に小さなざわめきと笑い）

織田信長公と同盟を結んだ後は、一度として信長公を裏切ったことなどありませなんだ。武田信玄が怒濤のごとき大軍をもって攻めて来たときには、負けると分かっていながら、身を呈して武田騎馬軍団と戦い、被告人のご長男・岡崎三郎信康殿に切腹の命令が信長公より下った際にも、「大義親を滅す」という気持ちで、信長公に対して恨み言ひとつ申しませんでした。お二人の友情は、どんな危機においても、揺るぎなかったのであります。

太閤殿下とのご友情も深いものがありました。浅井・朝倉連合軍との戦いの折

イラスト／さいとう・はるき

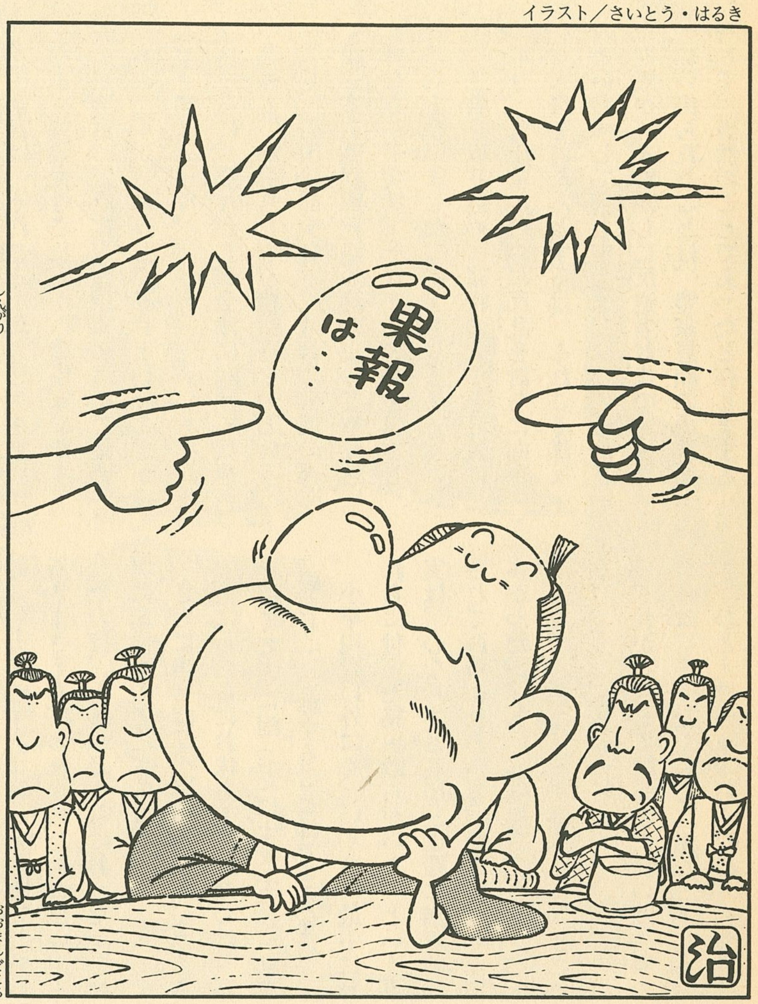

りには、決死の覚悟で殿軍（しんがり）を引き受けられた太閤殿下の忠義に感動され、被告人はともに戦いつつ、敗走する信長公のために尽くされたのでした。

小牧・長久手の戦いでは、心ならずも太閤殿下と一戦するはめになりましたが、それはともに、信長公の遺児を立ててのいくさであり、その後のお二人の友情にまったく支障はありませんでした。

それどころか、太閤殿下は被告人を「二なき者」とおぼしめされ、大政所（おおまんどころ）（秀吉の母）さまをお預けなされたのを皮切りに、妹君の朝日殿を被告人に輿入れさせるなど、お二人の仲は深いものでした。

太閤殿下ご逝去の際にも、わざわざ被告人の手を握って、後事を託されました。これはまさに、蜀漢の劉備が丞相諸葛亮（しょかつりょう）に託孤（たくこ）した故事に似て、まことにうるわしい友情と申さねばなりません。

これほど信頼された被告人が、どうして太閤殿下のおん願いを裏切り、豊臣家に弓引く、などということがありえましょうか？

検察官の主張は、意見陳述において被告人自らが述べましたとおり、まったく根拠も証拠もない、デタラメきわまるものと断言いたします。

検察側証人　上杉 景勝

徳川殿の振る舞いは、やはり陰謀のそしりは避けられまい

——会津の領主上杉景勝と申します。

「義将」と呼ばれた義父上杉謙信以来の武門として、豊臣家に対する反逆の疑いだけは、なんとしても許容することができませぬ。

それがしが城砦を補修し、いくさの準備を進めたのは、領内の一揆に対する準備が主な理由であります。ご存じのとおり、われら上杉家は、もともと越後が領地でありましたが、その後、会津に移封されました。それゆえ、領民の中には、われらの支配に服さない不穏の者も多数おりまする。

また、われらと入れ替わりに越後に入られた堀秀治殿もまた領内の一揆に悩まされているのですが、どういうわけか、堀殿はその一揆をわれら上杉家が扇動しているものと勘違いしており、わが領内に攻め入らんとしている、との噂が頻繁に聞こえてきました。

そのため、大老・奉行に届け出る暇もないまま、急ぎ軍備を進めた、というわけでござる。むろんのこと、豊家に対する逆心も、徳川殿に対する二心も、まったく身に覚えのないこと。ただ、こちらのいい分を聞く耳ももたずに討伐の兵を挙げられた徳川殿の理不尽には、徹底抗戦するつもりでありましたが、いつの間にか、徳川殿は兵を返されて関ヶ原に向かって行ってしまいました。

（出席者の多くが家康に目を向けるが、家康はじっとタヌキ寝入り）

われらに対する理不尽なされようといい、その後の経緯を考えると、徳川殿ははじめから石田三成殿や小西行長殿を亡き者にするのが目的であり、われらはその陰謀に利用されただけ、という感を受けたのであります。

現場写真／家康が関ヶ原に入ってすぐに立ち寄った場所（御踏石）

手配中
■検察側証人の横顔■
上杉 景勝
被告人の意向に逆らい、討伐の軍を向けられる。

検察側証人　毛利 輝元

徳川殿の専横に三成らが怒るのもムリもないこと

——徳川殿は、前田利家殿亡き後、あまりにわれら他の大老をないがしろにしすぎる。宇喜多秀家殿も徳川殿のなされようには激怒しておる。五奉行たちも、みな徳川殿は天下をわたくしせんと企んでおるとわしにいう。それで、今度は大老の上杉景勝殿を討伐するのだという。

前田殿と上杉殿がいなくなってしまえば、いよいよ徳川殿一人の天下だ。そうすれば、わが毛利家の立場はどうなる？

そう思っていたところに、石田三成殿が徳川殿打倒の兵を挙げるので、総大将になってくれ、といってきた。「余は何をすればよいのだ？」と問うと、「大坂城にいて秀頼君（ぎみ）を守護してくれ」との願い。その程度ならお安いご用だと思って引き受けた。戦場には吉川広家と毛利秀元を向かわせた。小早川秀秋殿も行くそうだ。毛利一族が結束すれば、たとえ徳

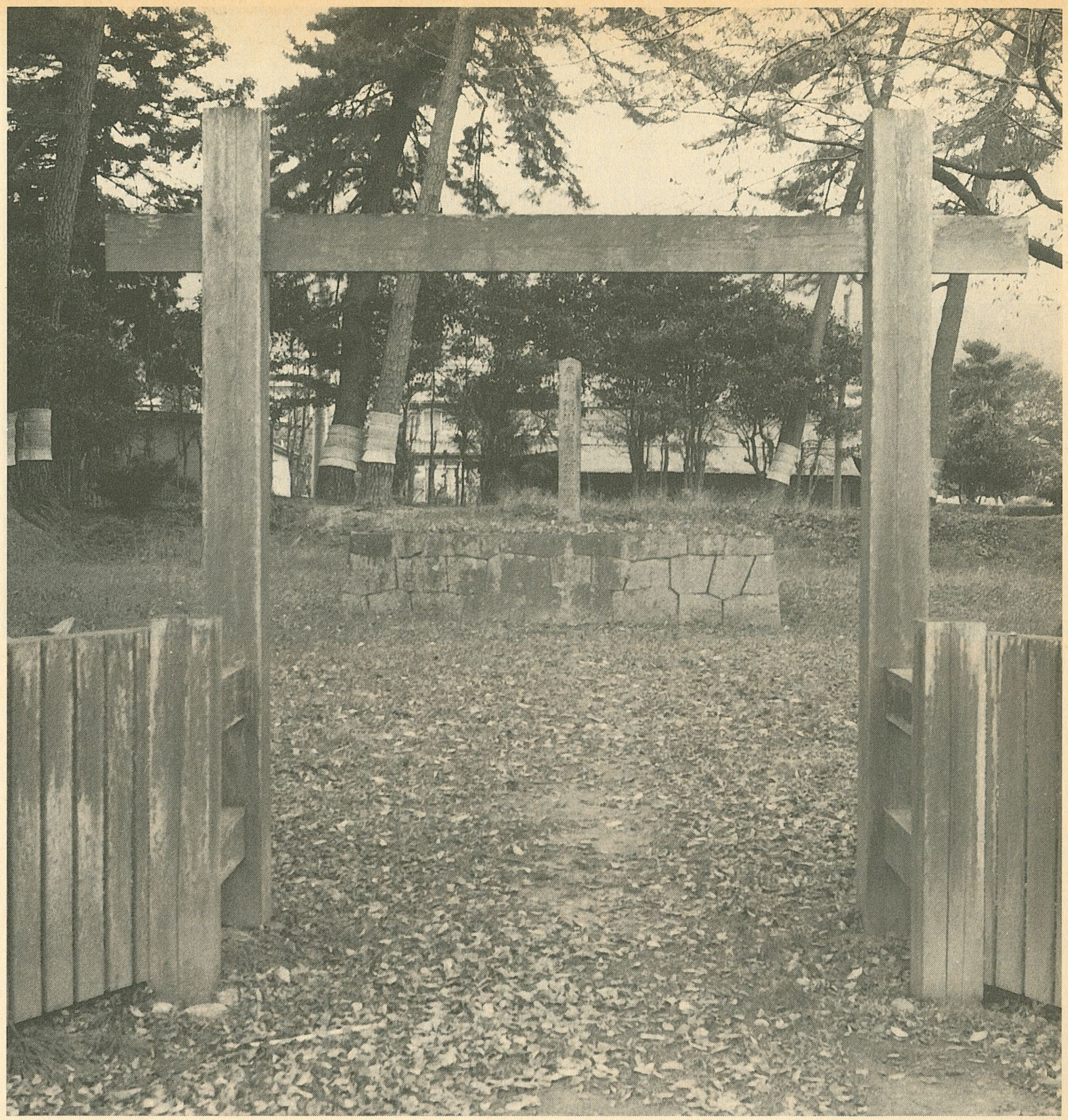

現場写真／家康最後の陣跡

■検察側証人の横顔■

毛利輝元

名目上の西軍の総大将だが、大坂城に籠もり、一歩もそこを動かなかった。

川殿といえども勝てるだろう、と思った。

とにかく、徳川殿は専横にすぎる。三成らが怒るのも無理ない、と思うぞ。

弁護側証人 福島 正則

徳川殿は、花も実もある海道一の弓取じゃ

――とにかく、徳川殿にはまったく罪がないことは明らかじゃ。

はじめは勝手に城を修理し、軍備を整えた上杉を討伐するのが目的で、われらは「秀頼様のご命令」によって集められたのじゃ。

その後、三成めが徳川殿憎しの一念で、無茶な兵を挙げたから、わしは徳川殿に願い出て、三成打倒の先鋒にしていただいた。昔から太閤殿下の大恩を蒙っている加藤も浅野もわしと同心じゃ。北政所さまも、徳川殿に着くようにとのお心。ここまで正邪がはっきりしておるのに、

■弁護側証人の横顔■

福島 正則

太閤恩顧の武将でありながら、石田三成憎しのあまり東軍に積極的に加担し、関ヶ原では先鋒をつとめる。

現場写真／合戦がおわった関ヶ原の夕景

われら、なんとて逆賊三成に付くことができようか！

徳川殿は、われら最前線で働く武将の気持ちをよく分かってくださる。花も実もある海道一の弓取りじゃ。そのような人が、私心をもって豊臣家を滅ぼそうなどと考えるわけがないのじゃ。

●反対尋問●

検察官（石田三成）――もしもこの先、被告人が、おそれおおくも秀頼様を害したてまつるようなことがあったら、証人は責任を取れるのか？

証人（福島正則）――たわけめ！ そのようなことがあろうはずがあるか！ 百歩譲って、徳川殿がそのような挙に出たとしても、わしと加藤だけは身体を張ってでも阻止して見せるわ！

論告求刑 石田 三成

被告人を生かしておけば、それがしの命さえ危うい

――被告人は、まことに用意周到な準備のもとに、今回の大量虐殺をなしたことは、当裁判をとおして白日の元にさらされたものと思います。

まず、被告人は五大老の一人、という地位を利用して、誓紙を公然と破って、次々と豊家恩顧の大名や力のある大名を籠絡していきました。これは、太閤殿下の死の直後から、豊臣家の天下を奪うことを目的としていたとしか考えられません。

そうして、今回、同じく五大老の一人たる上杉景勝殿をダシに使って、秀頼様に忠誠を誓うわれら五奉行を亡き者にしようと図ったのであります。

福島正則殿や加藤清正殿は、そのような被告人の陰謀に、まんまと利用されているのであります。ここではっきりと予言しておきますが、もしこのまま被告人を放置するならば、加藤殿も福島殿も、けっして報われることなく裏切られて切り捨てられるでありましょう。

そして、われらの主人たる豊臣秀頼様の天下は徳川に奪い取られ、弑逆（しいぎゃく）されること、火を見るより明らかである、と断言するものであります。

被告人を生かしておけば、それがしの余命はおそらくいくばくもないものと思われますが、そうした無残な光景をこの目で見ないですむことだけが、唯一の慰めと思い、従容（しょうよう）として死につきたいものと思っております……。

いずれにせよ、このたびのいくさにお

ける大量殺人は、被告人がすべて計画し、実行してなされたものと断じます。被告人が豊臣の天下に満足していればけっして起こりえなかったいくさなのです。被告人に断固として死刑を求刑いたします。

現場写真／東軍の首塚

最終陳述　徳川　家康

——最後にひと言だけ申し述べておきますが、裁判長が年少であるというだけの理由で、裁判長の補佐という名目で、母君が裁判長の席に座っているのは、きわめて不当なものと思います。すみやかに裁判長補佐の退廷を求めます。

判決　淀殿

——黙りゃ！　被告人は明らかに死刑じゃ。わらわに退廷を求めるとはなんたる無礼！　それだけでも死刑になるべきじゃ！

（このとき、柳生宗矩・服部半蔵に率いられた黒ずくめの服装をした廷吏十数名がどこからともなく現われ、淀殿を無理やり力づくで退廷させる）

これ、はなしゃ！　わらわを誰と心得る！　お前たちはいったい何者じゃあ、あぁぁぁぁ……。

改めて最終陳述　徳川　家康

この爺にひと言「無罪」とお声を

——さて、裁判長。わしが一度として、秀頼様のおんためにならぬことをしたことがあったでしょうか……。

実を申しますと、わしの孫娘を秀頼さまの奥方に、と考えておるのでござる。名前をお千と申してな、それはそれは可愛い娘で、わしは目の中に入れても痛くないほど可愛いがっておる。

そのお千を秀頼様の嫁御に、とわしは考えておるのじゃ。そんなわしが、なんで豊臣家をどうにかしよう、などと考えようか。

秀頼様、どうかこの爺をお信じくだされ。爺に「無罪」とひと言お声をかけてくだされ。

判決　豊臣　秀頼

うん、分かった。よきに計らえ……。予も爺は好きじゃ。

あれ？　……母上はどこに行ったのじゃ？

母上ええぇ……（泣）。

現場写真／家康が首実検をした場所

別冊歴史読本の戦国時代セレクション

古戦場

ビジュアル構成、戦国武将興亡の舞台

●本体2000円　69647-47

戦国妖星伝

戦国乱世に一条の妖光を放って消えた男たち！

●本体1600円　69647-41

戦国大名 諸家譜

戦国を生き抜き徳川家に伍した外様大名家の歴史

●本体1800円　69647-35

戦国150年ニュース

戦国時代をベスト・フォーカス！

●本体2800円　69647-23

検証 戦国城砦攻防戦

籠城か出撃か！ 城郭攻防戦にみる戦略と戦術

●本体2000円　69647-10

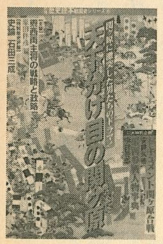

天下分け目の関ヶ原

関ヶ原に激突した男たちのドラマ！

●本体1600円　69647-01

新人物往来社

〒100-0005 千代田区丸の内3-3-1新東京ビル TEL03-3212-3931 FAX03-3214-7355

別冊歴史読本

新選組新聞

徳川慶喜新聞

スクープでござる。

本体1600円で好評発売中。

新人物往来社

千代田区丸の内3-3-1新東京ビル

TEL03-3212-3931 FAX03-3214-7355 〒100-0005

◎編集後記

▼歴史読本では、これまで数多くの関ヶ原合戦特集をお送りしてきました。読者の皆さんも関ヶ原合戦のことは詳しいと自認していらっしゃることと思いますが、まずは本特集を読んでみてください。関ヶ原合戦直後に架空の裁判が行われたという、歴史雑誌ではかつてない設定になっています。関ヶ原地方裁判所・尾張高等裁判所・江戸最高裁判所において、関ヶ原合戦の登場人物たちが、被告人・検察官・弁護人・裁判長・証人にわかれて激しい法廷闘争を繰り広げます。法廷では武将たちの人間性がむき出しになり、合戦に関わった真の動機が明らかにされてゆく過程はスリリングでさえあります。ご期待ください。

▼久し振りに関ヶ原の戦いを眺めてみると、そこには現代の企業にも通じる様々な思惑や打算、人間関係が蠢いていたことが改めてよくわかる。決断のちょっとした間違いから、人生を棒に振ってしまった武将もあれば、思いがけない幸運を手にした武将もあり、この紙一重の差には複雑な心境になる。架空の裁判を通して、関ヶ原の戦いの裏面史のようなものが浮かび上がったのではないかと思うのですが。

▼関ヶ原合戦を映像化したもの数々あれど、いちばん印象に残っているのは加藤剛＝石田三成、森繁久弥＝徳川家康、三船敏郎＝島左近という豪華キャストもの。原稿を読んでいてどうしてもそれぞれの俳優の顔が浮かんでしまう。淀殿がキィーキィーと憤激している場面では三田佳子、三成憎しの武断派がいきまく場面では丹波哲郎の福島正則と藤岡弘の加藤清正が脳裏をかすめる。悲しいかな、映像のもつ力は活字よりはるかに強い。

◎写真協力／関ヶ原町歴史民俗資料館
◎編集協力／(有)「象」編集事務所・がじん編集事務所・黒猫商會
◎表紙人形／木村襄之　表紙撮影／高橋和幸（ＰＡＣＯ）
◎デザイン／ワークショップ・ブリッジ

別冊歴史読本　51号　戦国おもしろ裁判　関ヶ原合戦　第二十三巻九号
一九九八年一月二十六日印刷　二月二十六日発行

編集人＝野村敏晴
副編集長＝坂井範孝
編集スタッフ＝下寄好治・関口伸明
発行人＝菅英志
発行所＝株式会社　新人物往来社　〒100東京都千代田区丸の内三―三―一　新東京ビル
振替口座〇〇一六〇―五―一五一六四三
電話＝〇三―三二一二―三九三一（営業）
　　　〇三―三二一二―三九三六（編集）
ＦＡＸ＝〇三―三二一四―七三五五
印刷所＝大日本印刷株式会社

本誌記事の無断転載を禁じます　©新人物往来社　1998

井沢元彦
中津文彦
高橋克彦
彦の会
歴史ミステリー講座

●本体一六〇〇円＋税
歴史ミステリー界の最高峰が執筆の舞台裏を初公開！
「歴史ミステリーの書き方と楽しみ方、教えます。」

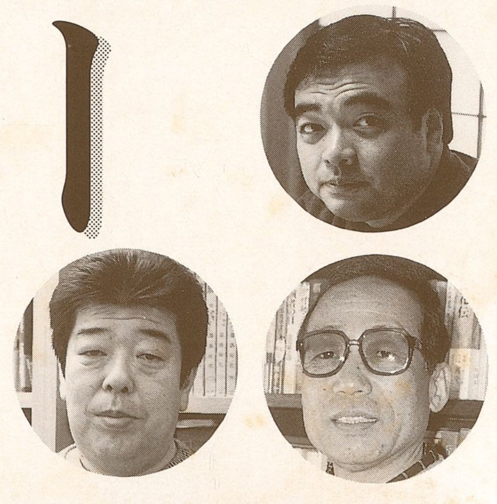

●新人物往来社
〒100-0005 千代田区丸の内3-3-1新東京ビル TEL03-3212-3931 FAX03-3214-7355